

文教委員会会議録

1 開会年月日

令和7年12月9日（火）

2 開会場所

第一委員会室

3 出席委員（8名）

委員長	上田	ゆきこ
副委員長	ほかり	吉紀
理事	高山	かずひろ
理事	石沢	のりゆき
理事	山田	ひろこ
理事	小林	れい子
理事	岡崎	義顕
委員	関川	けさ子

4 欠席議員

なし

5 委員外議員

議長	市村	やすとし
副議長	高山	泰三

6 出席説明員

成澤廣修	区長
佐藤正子	副区長
加藤裕一	副区長
丹羽恵玲奈	教育長
新名幸男	企画政策部長
竹田弘一	総務部長
多田栄一郎	子ども家庭部長
吉田雄大	教育推進部長
川崎慎一郎	企画課長

菊池日彦 政策研究担当課長
進憲司 財政課長
横山尚人 広報戦略課長
畠中貴史 総務課長
坂田賢司 生活福祉課長
鈴木大助 子育て支援課長
富沢勇治 子ども施策推進担当課長
奥田光広 幼児保育課長
足立和也 子ども施設担当課長
大戸靖彦 子ども家庭支援センター所長
佐藤武大 児童相談所副所長
大畠幸代 整備技術課長
熱田直道 教育総務課長
宮原直務 学務課長
内山真宏 教育推進部副参事
山岸健 教育指導課長
藤咲秀修 教育施策推進担当課長
日比谷光輝 児童青少年課長
木内恵美 教育センター所長
猪岡君彦 真砂中央図書館長

7 事務局職員

事務局長 佐久間 康一
議事調査主査 糸日谷 友
議事調査担当 眞鍋 由起子

8 本日の付議事件

（1）付託議案審査

- 1) 議案第41号 文京区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 2) 議案第42号 文京区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例
- 3) 議案第43号 文京区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例

する条例の一部を改正する条例

- 4) 議案第44号 文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 5) 議案第45号 文京区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 6) 議案第46号 文京区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例
- 7) 議案第47号 文京区一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 8) 議案第48号 文京区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 9) 議案第51号 文京区立千石児童館の指定管理者の指定について

(2) 付託請願審査

- 1) 請願第54号 教員の多忙化を解消する為に教員を増やし、更なる少人数学級実現を求める請願
- 2) 請願第55号 オーガニック給食の実現を求める請願
- 3) 請願第56号 「小日向台町小学校改築計画を見直す」ことを求める請願
- 4) 請願第57号 一歩先行く自治体として、文京区において義務教育費及び関連教材費等の完全無償化を早期に実現することを求める請願
- 5) 請願第58号 文京区教育委員会の臨時会の会議録も会議規則に基づき作成し、区HPを通じて区民に公表することを求める請願
- 6) 請願第59号 竹早公園・小石川図書館の再整備の基本計画づくりなどの進捗状況を適宜適切に区民に知らせることを求める請願

(3) 理事者報告

- 1) 文京区乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施について
- 2) 文京区立少年自然の家八ヶ岳高原学園の指定管理者の評価結果について
- 3) 令和7年度全国学力・学習状況調査の結果について
- 4) 文京区立児童館指定管理者の評価結果について
- 5) 文京区立千石児童館の指定管理者候補者の選定結果について

(4) 一般質問

(5) その他

午前 9時58分 開会

○上田委員長 それでは、文教委員会を開会いたします。

委員は、全員出席です。

理事者につきましては、関係理事者の出席をお願いしております。

なお、議案第41号に関連する理事者として、坂田生活福祉課長、請願受理第56号に関連する理事者として、大畠整備技術課長に御出席をいただいております。

○上田委員長 理事会についてですが、必要に応じて協議して開催したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○上田委員長 本日の委員会運営について。

付託議案審査9件、なお、議案第41号及び第43号から第48号の7件は、児童福祉法等の一部改正に伴う規定の整備であるため、一括して審議することとし、態度表明は議案ごとに行うことといたします。

また、議案第42号は報告事項1が、議案第51号は報告事項5が関連するため、それぞれ報告を受け、一括して質疑を行うことといたします。

付託請願審査6件、理事者報告5件、課ごとに報告を受け、質疑を行うこととします。

一般質問、その他、本会議での委員会報告について、委員会記録について、閉会、以上の運びにより、本日の委員会を運営したいのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○上田委員長 各委員及び理事者の皆様には、質問・答弁など簡潔明瞭に行い、本委員会が円滑に運営されるよう御協力を願いいたします。

○上田委員長 それでは、付託議案審査9件に入ります。

議案第41号、文京区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例、議案第43号、文京区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例、議案第44号、文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に

関する条例の一部を改正する条例、議案第45号、文京区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例、議案第46号、文京区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例、議案第47号、文京区一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例、議案第48号、文京区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例、以上7件です。

議案の提案説明を受けた後、審議は一括して行い、態度表明については議案ごとに行うことといたします。

それでは、議案第41号及び第43号から第47号の提案理由の説明をお願いいたします。

多田子ども家庭部長。

○多田子ども家庭部長 おはようございます。

それでは、ただいま議題とされました議案第41号及び議案第43号から議案第47号までについて、提案理由を御説申し上げます。

なお、本件は、児童福祉法等の一部改正に伴い、規定の整備などを行うものでございます。まず、議案第41号、文京区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を御説明申し上げます。

議案集のデータ11ページと併せて委員会資料第1号、新旧対照表を御覧ください。

主な改正内容について、委員会資料により御説明いたします。

1ページの項番1、改正内容を御覧ください。

第14条については、引用条文の整備を行うものでございます。

第19条第2項の規定については、乳幼児健康診査の内容が、入所した乳幼児に対する健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、児童福祉施設は、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができるとしての改正を行うものでございます。

第33条第1項等の規定については、乳児院や母子生活支援施設等の職員に係る任用要件に、「こども家庭ソーシャルワーカー」の資格を有する者を追加する改正を行うものでございます。

第99条及び第100条の規定については、児童自立支援施設に配置される職員の任用要件に、「精神保健福祉士の資格を有する者」を追加する改正を行うものでございます。

また、その他規定の整備を行うものでございます。

本条例の施行期日については、第14条、第19条第2項、第29条及び附則第13項の改正規定

は公布の日から、その他の規定は令和8年3月1日といたします。

続きまして、議案第43号、文京区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を御説明申し上げます。

議案集のデータ29ページと併せまして委員会資料第2号、新旧対照表を御覧ください。

本案は、第25条における引用条文の整備及びその他規定の整備を行うものでございます。

本条例の施行期日については、公布の日からといたします。

続きまして、議案第44号、文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を御説明申し上げます。

議案集のデータ31ページと併せまして委員会資料第3号、新旧対照表を御覧ください。

本案は、第12条における引用条文の整備のほか、第17条第2項の規定について、乳幼児健康診査の内容が、利用乳幼児に対する健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、家庭的保育事業者等は、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができることとする改正及びその他規定の整備を行うものでございます。

本条例の施行期日については、公布の日からといたします。

続きまして、議案第45号、文京区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を御説明申し上げます。

議案集のデータ33ページと併せまして委員会資料第4号、新旧対照表を御覧ください。

本案は、第21条における引用条文の整備及びその他規定の整備を行うものでございます。

本条例の施行期日については公布の日からといたします。

続きまして、議案第46号、文京区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を御説明申し上げます。

議案集のデータ35ページと併せまして委員会資料第5号、新旧対照表を御覧ください。

本案は、第10条における引用条文の整備及びその他規定の整備を行うものでございます。

本条例の施行期日については、公布の日からといたします。

続きまして、議案第47号、文京区一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を御説明申し上げます。

議案集のデータ37ページと併せまして委員会資料第6号、新旧対照表を御覧ください。

本案は、第14条における引用条文の整備及び第22条の規定について、児童指導員の資格要件に、「こども家庭ソーシャルワーカー」の資格を有する者を追加する改正を行うものでございます。

本条例の施行期日については、第14条の改正規定は公布の日から、第22条第3号の次に1号を加える改正規定は令和8年3月1日といたします。

以上の議案第41号及び議案第43号から議案第47号につきまして、よろしく御審議の上、原案のとおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

○上田委員長 吉田教育推進部長。

○吉田教育推進部長 ただいま議題とされました議案第48号、文京区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を御説明申し上げます。

議案集データ39ページと併せまして委員会資料第7号、新旧対照表を御覧ください。

本案は、児童福祉法の一部改正に伴い、本条例第12条における引用条文の整備を行うものでございます。

本条例の施行期日については、公布の日からといたします。

以上、よろしく御審議の上、原案のとおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

○上田委員長 ありがとうございます。

それでは、御質疑をお願いいたします。

岡崎委員。

○岡崎委員 おはようございます。

ほかの議案にも関係してくるので、ちょっと何点か確認いたしますが、議案第41号の改正内容の(2)のところに、先ほど部長さんからありました、乳幼児に対する健康診断の全部または一部に相当すると認められるときは、児童福祉施設は、当該健康診断の全部または一部を行わないことができるということなんですかとも、これはどういった意味があって、具体的にはどういったことになっていくのでしょうか。

○上田委員長 鈴木子育て支援課長。

○鈴木子育て支援課長 保健所でやっている健康診査、ゼロ歳児健診ですかといったものがございますけれども、それと入所時の、例えば保育所等の健康診断、この内容が同一であれば、保育園側の負担、それから保護者側の負担も軽減されるということも含めまして、今回、こういった国の基準が改定されて、区の条例も改正するものでございます。

○上田委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 はい、分かりました。いわゆる、先ほどありましたけれども、保育所や保護者の負担軽減につながっていくということで、承知いたしました。

あと、その次の(3)のことも家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者を追加するということですけど、2024年に新たに創設された資格で、認定資格ということなんですねけれども、これが追加されることによって、どのような効果というかね、が得られるのかというのと、あと、具体的に、文京区として、今後、そういった方に入っていただくのかというような、ある程度の見込みみたいなのはあるんでしょうか。

○上田委員長 鈴木子育て支援課長。

○鈴木子育て支援課長 この資料第1号にございますのは、乳児院ですとか母子生活支援施設、区にはない施設でございますけれども、その任用要件に、このことでも家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者を追加するものでございますけれども、一般的には、例えば一時保護所等で、今、増加、複雑化する児童虐待ですとか、家庭問題について、今、対応を図っているところでございますけれども、この資格、今、委員からもお話をありましたとおり、国の認定資格になりました。こういった資格を持った職員が、そういった施設で増えることによって、そういった虐待対応、家庭の問題への対応についてが強化されるということもあります。区の条例も改正するものでございます。

○上田委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 分かりました。そういった形で、様々な虐待をはじめ、体制あるいは区としての対応が強化されるということでありますので、今時点ではないということでございますけれども、今後、しっかり取り組んでいただければと思います。

以上です。

○上田委員長 石沢委員。

○石沢委員 議案第41号なんですけれども、後に続くものも同じ関連なので、いろいろ聞きたいと思いますが、先ほど質疑の中で、そこの乳幼児健康診査と、あと園でやっている健康診査、これを兼ねることができるということで、規定の整備を今回行うわけでありますけれども、乳幼児健康診査と園でやる健康診査というのは、例えば保育園なんかでやる健康診査というのは、目的がやっぱり異なっているんじゃないかなというふうに思うんですけども、このあたりの目的の違いとか、その狙いの違いについて、ちょっとまず御説明いただきたい。それから、これが全部または一部相当すると認められるというときは、兼ねることができるというふうにしているんですけども、この認められるときというのは、どういうときを想定しているのかということと、あと、それ誰が判断するのかということも、ちょっとこのあたり正確に教えていただきたいと思います。

○上田委員長 足立子ども施設担当課長。

○足立子ども施設担当課長 ただいまの御質問は、まず目的の違いのところでございますけれども、母子保健法における乳幼児健診につきましては、乳幼児の健康状態の把握、また疾病の早期発見・早期治療につなげること等を目的としてございます。

一方で、保育園の健康診断でございますけれども、基本的には、当然のことながら、保育所等に在籍されるお子様の健康の保持及び増進を目的として実施するものというところで、細かい違い等、健診項目等にも違いがあろうかと思いますけれども、いずれも児童の健康の保持及び増進という意味においては、その目的を一にするものというふうに考えられます。

相当と認められるときとして、どういうときを想定されるのかという、また、運用上どういう場合を想定されるのかというところの御質問でございますが、ただいま目的を一にするものというところも申し上げましたけれども、当然のことながら、実施する場所が保健所であり保育所であり違いもございますし、全てにおいて、この全部を単純に置き替えるというふうな運用は想定してございません。

具体的には、現在、保育園につきましては、年に2回の定期健康診断を実施してございますけれども、その際、何らかの事由で、体調が悪い等で定期健康診断を受けられなかつたお子様につきましては、場合によっては、こちらの保健所の健康診査の結果等を用いることで、あえて、また園医さんのところに健康診断を受けに行っていただくというようなところを割愛というか、代替していただくということができるような運用を考えているところでございます。

なお、本基準の見直しにつきましての運用につきましては、まだまだ私どもとしても、具体的にどのレンジ、どの年齢、月齢のところで、こういった運用が可能かというところについては、まだまだ検討が必要と考えてございまして、具体の方法につきましては、我々でいきますと、園医さん等とも協議いたしまして、適正な運用を図っていきたいというふうに考えてございます。

○上田委員長 石沢委員。

○石沢委員 分かりました。それぞれ、基本的には目的は一緒というか、そういうようなことということで、細かい、いろんな健診項目に違いはあるけれど、基本的には一定同一の部分はあるということで、それを、相当すると認められるときは一緒にできるということだったんですけども、そのレンジについては、これから具体的に運用で定めていくという話でした。

それで、園医と相談するということなんですけれども、ぜひ、医学的な、やっぱりそういう安全性というか、相当性というか、そういうものはしっかりと専門家の意見なんかも踏まえて、しっかりとそこは安全にやれるように対応していただきたいと思いますので、そこはちょっとお願ひしておきたいというのと、そういうことをしていただけるのかどうかというのもちょっと確認をしておきたい。

それから、家庭的保育事業でも、これ置き替えることができるというふうになっているわけですけれども、普通の保育園と家庭的保育園とかだと、担っているスタッフの方々の違いがあるわけですけれども、家庭的保育事業のところでは、そういう部分の、安全性というんですかね、代替しても大丈夫だということなんかは、通常の園と同等の保障ができるのかどうかというのも、ちょっとそこも確認をしておきたいんですけども、いかがでしょうか。

○上田委員長 足立子ども施設担当課長。

○足立子ども施設担当課長 まず、冒頭おっしゃられました医学的な安全性、相当性の見知から検討につきましては、御指摘のとおり、区のほうで責任を持ってやってまいりたいと考えてございます。

家庭的保育事業につきましては、健康診断の進め方、やり方がちょっと区立園の協力を受けていたりと、方法が違っているところもございますので、その点につきましては、家庭的保育事業者、また、実際に受ける場所である区立園のほうとも話を確認しながら、適正な運用に努めてまいります。

○上田委員長 よろしいですか。はい。

小林委員。

○小林委員 先ほど来の議論の中で、健診の目的、目的というか、一緒なところも多いということは伺っているんですけども、昨日の厚生委員会で沢田委員が、保健所の健診は発達を見るけれども、保育所の健診は集団生活での健康管理を見るためにしており、目的が違うという指摘をされておりました。保健所の健診は、4か月、6か月、9か月、1歳6か月、3歳児健診、それと、今後スタートする5歳児、発達障害があるかないかなんかを特に念入りに診る5歳児健診があるんですけども、それと施設入所時の健診は、内容や目的はちゃんと違いがあるのではないかという確認が1つと。

あと、それぞれの有効期限はいつまでなのか。例えば2歳児健診はないけれども、それは1歳6か月健診でカバーできるのかどうか。また、4歳児、5歳児はどうなのか伺います。

○上田委員長 足立子ども施設担当課長。

○足立子ども施設担当課長 先ほど私、御答弁申し上げましたところで誤解があれば、大変恐縮だったんですけれども、児童の健康の保持増進という大上段というか、大きいところの目的についてというふうなところで申し上げたつもりではございましたけれども、御指摘のとおり、それぞれの健診につきましては、月齢、年齢、当然違ってまいりますので、そのときそのときに応じた細かい目的の違いというのはあろうかと思います。その上で、どの年齢、月齢が代替できるかというところにつきましては、御答弁としては重複してしまいますけれども、今後、園医さんとも御相談しながら、適切な運用を検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○上田委員長 小林委員。

○小林委員 分かりました。保育所やこども園の健康診断は、同時に行動観察とか面接も行っているので、それらはカットできないと思うので、結局、健診の日は、年に2回ありますけれども、行くことになるのではないかということと、また、入園時の健診が通常の保健所での健診に代わるものではないということも確認させてください。

○上田委員長 足立子ども施設担当課長。

○足立子ども施設担当課長 先ほど少しフライングしてしまったんですが、定期健康診断、年2回のほうの代替のほうを考えてございまして、入園時前健診は、御指摘のとおり、初めて、現にお子さんと親御さんがいらっしゃる場、その中で、いろんなところを診させていただく、お話を聞かせていただく場になってまいりますので、なかなか代替というのは難しいのかなというふうに考えてございます。

御指摘のとおり、その場、その場に応じて診ていくポイントというのも変わってまいりますので、その際、何が変えられて、何が変えられないのか、ここについては、適切な運用について努めてまいります。

○上田委員長 小林委員。

○小林委員 続きまして、こども家庭ソーシャルワーカーについて伺いたいんですけども、文京区で一時保護所とかも運用が始まっていますけれども、こども家庭ソーシャルワーカーはいるのかどうかということと、こども家庭庁から研修受講費補助が出ていますけれども、区でもそういう職員に研修を受けさせているのかどうかということも確認させてください。

○上田委員長 佐藤児童相談所副所長。

○佐藤児童相談所副所長 文京区の児童相談所の例というようなところでございますけれども、今般のこども家庭ソーシャルワーカー資格を職員として保持しているというようなところは

確認ができているところで、現在1名の職員が保持しているというようなところでございます。今、委員からお話をありましたとおり、今後、国の補助の動静等々を見ながら、これからこども家庭ソーシャルワーカー資格をしっかりと保持していくようなところの体制づくりというようなところは、またしっかりと検討してまいりたいと考えてございます。

なお、また、こちらは、児童相談所の管理職なんですけれども、これは所定の兼業の服務規程を踏まえてではありますが、こども家庭ソーシャルワーカーの研修機関の講師等を務めているというようなところもございまして、こちらのところは、児童福祉のよりしっかりとした増進というところを踏まえて準備をしてまいりたいと考えてございます。

○上田委員長 小林委員、よろしいですか。はい。

山田委員。

○山田委員 私から、今日は議案もたくさんあり、それから報告事項もあるということで、事前にいろいろとお話を聞かせていただいたんですが、1点だけ御質問したいと思います。

こういった児童福祉法の改正は、やはり今、国も様々な保育のニーズ、それから育児のニーズがあるということでの法改正に基づいているものであって、文京区にもそういった保育の受皿としていろいろな施設がある中で、今回はそれを適用して、さらに支援を拡大していくというの狙いにあると思うんですね。

で、1点だけ。こども誰でも通園制度のところで、キッズルーム、文京区にもいろいろな児童福祉施設がある中で、キッズルームも確かに利用率とか非常に高いし、区内、5つあると思うんですけども、4つ、ありがとうございます。4つあると思うんですけども、その利用率も東に高いというふうに聞いています。ただ、これを見ると、キッズルームだけは令和9年度以降というふうに書いてあるんですが、ここのところの理由というのを、ちょっとそこだけ確認をさせていただけますか。

○上田委員長 富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 キッズルームにつきましては、一時預かりの事業ということで、これまで多くの方に利用していただいております。もともと誰でも来れますというようなところですね、あと、利用の理由も問わないということなので、誰でも通園制度に非常に近い内容をやっているようなところがございます。ただ、誰もでも通園制度と違うのは、未就学の子どもたちまで預かることができるというところでございます。

今、キッズルームのほうは、現状のところで、受付の取り方等で、例えば電話で仮予約を各施設に入れていただく必要があつたりとか、そういったところで、ちょっと使い勝手が、

もう少し改善する余地がございました。その辺のところ、今、ちょっと改善に向けて、そこを最優先の課題としてやっているところがございますので、そういったところを整理した上で、誰でも通園制度とこの一時預かりの制度が共存する施設になりますので、そちらのところで対応を……。

○上田委員長 山田委員、何号の質問でしょうか。

（「42」と言う人あり）

○上田委員長 42号の質問……。

（「抜けてましたっけ、ごめんなさい」と言う人あり）

○上田委員長 そうですね、次でございますので、ではこれで聞いたことということで……。

（「ごめんなさい」と言う人あり）

○上田委員長 分かりました。はい、ありがとうございます。

○富沢子ども施策推進担当課長 ですので、まずは来年度の中では、まずキッズルームのほうの一時預かりのほうのところで、制度の拡充といいますか、より使い勝手のいい形に直していくところを最優先していきたいというところがございます。そういったことをやりながら、誰でも通園制度とうまく共存できるような形をしっかりと検討して、9年度以降からの実施に向けて検討していきたいということでございます。

（「すみません、ありがとうございます」と言う人あり）

○上田委員長 恐れ入ります。

では、関川委員、どうぞ。

○関川委員 私は、子どもの虐待、いろんなところに関係しますけれども、今回の児童福祉法の一部改正によって、25条の虐待等の健診について、内容が新たに定められたかというふうに思いますけど、児童虐待の対策強化を今回柱としているんですけども、保育所などの職員による虐待について、発見した人に通報義務を課す内容になってますが、虐待について通報するのはそう簡単ではないと思いますけれども、マニュアルのようなものはあるのか、また、通報した人の保護の仕組みはあるのか。あってはならないことですが、区内の認定こども園等で虐待等の問題が起こったことはなかったのか。ニュースにならなくても、虐待に近いようなことは起こったことはなかったんでしょうか。

○上田委員長 足立子ども施設担当課長。

○足立子ども施設担当課長 今般の児童福祉法と関連する御質問ということで承りますけれども、まず、通告者の法的保護のほうにつきましては、今回、児童福祉法第33条の12第6項の

ほうにつきまして、被措置児童と虐待を通告した施設職員等は、通告をしたことを理由に解雇、その他不利益な取扱いを受けないことというものが規定されてございますので、基本的には、不利益的な取扱いの禁止というものが法上も規定されているというところでございます。

また、マニュアルというところでいきますと、我々のほうにつきましてはということになりますが、保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン、こちらはこども家庭庁のほうから出てございまして、私どものほうの対応も、基本的には、こちらのガイドラインに準拠した形での対応という形をさせていただいているところでございます。

続きまして、件数、発生の状況というところでございますけれども、私どものところには、主に保育所施設と指導担当のほうに様々なお声を頂戴しているところでございます。内容によつては、今はちょっとその言葉は使われなくなりましたけれども、いわゆる昔で言うところの不適切保育、不適切な保育というようなものですとか、虐待には至らないまでも、その保育は正しかったのか、いい保育であったのかという視点においては、なかなか判断が難しい事例等も生じているのは事実でございます。

基本的には、そういったお話を頂戴した場合には、通報者様の個人情報を守り、御立場をお守りしながら、事業者や園・施設長ともお話ししながら解決を図っていくという対応をしているところでございます。

○上田委員長 関川委員。

○関川委員 ありがとうございました。虐待について、通報する場合に、虐待者を守る、そういう仕組みができているということをお聞きして安心をいたしました。保育園なんかで虐待を通報するのは、やっぱり同僚をするようなことにもなりかねないかなというふうに思いますので、その辺のところでは、マニュアルがあるということですが、きちんと対応できるような仕組みをつくっていただけたらと思います。

今年6月に、大阪の八尾市の認定こども園で起つた保育士による子どもへの虐待事件では、2歳児を預けていた親御さんが子どもの様子がどうも変だと。夜になると泣き止まないというようなことで、様子がおかしいことに気づいて、保育園のかばんにボイスレコーダーを忍ばせて、その録音を聞いて虐待が分かつて、園と八尾市に通報したら、子どもを投げたりなどの虐待が保育所で発覚したという事件がありました。ですので、今度の事件は、虐待を未然に防ぐことの大切さを教えてくれた、八尾市の事件だったと思います。

それからもう一点ですが、また、民間のシェルターが虐待された子どもの一時保護委託を

受ける場合について、保護期間中のケアの質を統一するための登録制度を設けることや、さらに虐待の疑いがある段階でも、児童相談所長が保護者の面会、通信を制限できるよう改正する内容も含まれているようですが、実際の運用のところでどのようにするのか、教えていただきたい。

○上田委員長 佐藤児童相談所副所長。

○佐藤児童相談所副所長 これは、例えば家庭における虐待でありますとか、あるいは保育園における虐待にかかわらずなんですかけれども、いずれにしましても、お子さんがそういった虐待におきまして、これは児童相談所としましても、組織的な検討、判断を経た上でありますけれども、例えば本区の児童相談所におきましても、被害を受けたお子さんから、状況に関する専門的な技法を用いて聴取するというような司法面接の仕組みでありますとか、あるいはお子さんが受けた心の傷、トラウマに焦点を当てた心理療法等々は、児童心理司がしっかりと対応するというようなところによりまして、いわゆる児童虐待等に起因するお子さんへのケアというようなところは、児童相談所としても組織的に行っていと状況でございます。

○上田委員長 関川委員、そろそろまとめて……。

○関川委員 はい。

ありがとうございました。一時保護施設の虐待等々、今後のことにつきしっかりと対応していくだくということで、よろしくお願ひいたします。

○上田委員長 ありがとうございます。

それでは、態度表明に入りたいと思います。

まずは、議案第41号の各会派の態度表明をお願いいたします。

自由民主党さん。

○山田委員 議案第41号、児童福祉の現場には、障害や家庭環境、それから心理的ケア、また虐待対応、医療的ケアなど、多様な福祉ニーズがある子どもたちが増えています。従来より専門性の高い支援ができる人材を確保する必要性も高まっています。それを受け、職員の任用要件の見直し、それと規定の整備ですので、賛成です。施設ごとの福祉の質、対応力の底力ができるよう期待します。

○上田委員長 公明党さん。

○岡崎委員 先ほど質疑もさせていただきましたけれども、今回の条例改正で、健康診断を行わないことができるということで、保育園、また保護者の負担軽減にもつながりますし、さ

らには、体制の強化にもつながる条例改正でありますので、議案第41号、賛成いたします。

○上田委員長 文京維新さん。

○高山（か）委員 条例改正案、日本維新の会は賛成いたします。

○上田委員長 区民が主役さん。

○小林委員 議案第41号につきまして、児童福祉法等の一部改正に伴った規定の整備のための改正であること。乳幼児健診については、負担軽減につながるものですが、先ほど、これから園医等、関係各位と運用を考えながら進めるということを確認いたしました。

また、こども家庭ソーシャルワーカーについては、既に令和6年4月から運用が始まっている認定資格なので、区でも、子ども家庭福祉の専門性を身につけた人材を増やしていただきたいという要望を付して、区民が主役の会は賛成いたします。

○上田委員長 日本共産党さん。

○石沢委員 議案第41号ですけれども、児童福祉法に一部改正に伴って規定を整備するということで、乳幼児健康診査については、専門家の方々、園医の方々などとこれから運用の整備なんかを行っていくということですけれども、子どもたちの健康というのは、見逃してしまって、そういう疾患が大きく進むということもあり得るので、その辺については、きちんと、そうならないような医学的な保障をしっかりと取っていただくということ。

それからあとは、虐待についての引用条文の整備、それからこども家庭ソーシャルワーカーの資格を任用要件に加えるということで確認いたしましたので、日本共産党文京区議団は、議案第41号、賛成をいたします。

○上田委員長 市民さん。

○ほかり副委員長 市民フォーラム、議案第41号、賛成いたします。

ほかの方もおっしゃったように、乳幼児健診のところだけは、代替する基準に関しては、しっかりといろんな可能性を検討していく必要があると思いますので、そこだけ申し添えて、賛成いたします。

○上田委員長 審査結果を申し上げます。

賛成7、反対ゼロ、よって原案を可決すべきものと決します。

続きまして、議案第43号、各会派の態度表明をお願いいたします。

日本共産党さん。

○石沢委員 議案第43号ですけれども、こちらは虐待等の禁止に関する規定の整備ということで、先ほどの議案と同様に、日本共産党文京区議団は、議案第43号、賛成をいたします。

○上田委員長 区民が主役さん。

○小林委員 議案第43号につきまして、児童福祉法等の一部改正に伴う規定の整備のための改正ということで、区民が主役の会は賛成いたします。

○上田委員長 文京維新さん。

○高山（か）委員 日本維新の会、賛成いたします。

○上田委員長 公明党さん。

○岡崎委員 議案第43号、賛成いたします。

○上田委員長 自由民主党さん。

○山田委員 議案第43号、児童福祉法に一部改正に伴う規定の整備ということで、自民党、賛成いたします。

○上田委員長 市民さん。

○ほかり副委員長 市民フォーラム、議案第43号、賛成いたします。

○上田委員長 審査結果を申し上げます。

賛成7、反対ゼロ、よって原案を可決すべきものと決定いたします。

次に、議案第44号の各会派の態度表明をお願いいたします。

自由民主党さん。

○山田委員 議案第44号、これにつきましても、今回は母子保健法の健診が扱いとなるということで、保育の現場、または家庭、親御さんにおいても、非常に負担が軽減されるのではないかというふうに思っております。そしてまた、その他の規定整備ということで、自民党は賛成いたします。

○上田委員長 公明党さん。

○岡崎委員 議案第44号、議案第42号（後程、訂正発言あり）と同趣旨の条例改正でもございますので、公明党、賛成いたします。

○上田委員長 文京維新さん。

○高山（か）委員 日本維新の会、44号、賛成いたします。

○上田委員長 区民が主役さん。

○小林委員 議案第44号につきまして、議案第41号と同様の理由で、確認いたしましたので、同様の理由で、区民が主役の会は賛成いたします。

○上田委員長 日本共産党さん。

○石沢委員 議案第44号ですけれども、虐待等の禁止に係る規定の整備と、あと、乳幼児の健

康診断ということで、こちらは家庭的保育の点は、やはりこちらもぜひ、健康診断については、医学的な見知、しっかりと定めていただきて、運用していただきたいと思います。賛成いたします。

○上田委員長 市民さん。

○ほかり副委員長 市民フォーラム、議案第44号は、41号と同様の理由で賛成いたします。

○上田委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 さっき42号と同様と言ったんですけど、41号に訂正してください。すみません。

○上田委員長 はい。ありがとうございます。

審査結果を申し上げます。

賛成7、反対ゼロ、よって原案を可決すべきものと決定いたします。

続きまして、議案第45号の各会派の態度表明をお願いいたします。

日本共産党さん。

○石沢委員 議案第45号ですけれども、先ほどの、これまでの規定整備の内容と同趣旨の理由により、日本共産党文京区議団は賛成をいたします。

○上田委員長 区民が主役さん。

○小林委員 議案第45号につきまして、児童福祉法の一部改正に伴う規定の整備のための改正ですので、賛成いたします。

○上田委員長 文京維新さん。

○高山（か）委員 45号、改正案、賛成いたします。

○上田委員長 公明党さん。

○岡崎委員 議案第45号、児童福祉法等の一部改正に伴う規定の整備でございますので、賛成いたします。

○上田委員長 自由民主党さん。

○山田委員 議案第45号、児童福祉法等一部改正に伴う規定の整備ということで、自民党は賛成です。

○上田委員長 市民さん。

○ほかり副委員長 市民フォーラム、議案第45号、賛成いたします。

○上田委員長 審査結果を申し上げます。

賛成7、反対ゼロ、よって原案を可決すべきものと決定いたします。

続きまして、議案第46号の各会派の態度表明をお願いします。

自由民主党さん。

○山田委員 議案第46号、45号と同様に、自民党は賛成いたします。

○上田委員長 公明党さん。

○岡崎委員 議案第46号、45号と同様に、児童福祉法等の一部改正に伴う規定の整備ですので、

賛成いたします。

○上田委員長 文京維新さん。

○高山（か）委員 日本維新の会、46号、賛成いたします。

○上田委員長 区民が主役さん。

○小林委員 議案第46号につきまして、児童福祉法の一部改正に伴う規定の整備のための改正
ですので、区民が主役の会は賛成いたします。

○上田委員長 日本共産党さん。

○石沢委員 議案第46号、議案第45号と同様の理由により、日本共産党文京区議会、賛成をい
たします。

○上田委員長 市民さん。

○ほかり副委員長 市民フォーラム、議案第46号、賛成いたします。

○上田委員長 審査結果を申し上げます。

賛成7、反対ゼロ、よって原案を可決すべきものと決定いたします。

続きまして、議案第47号の各会派の態度表明をお願いいたします。

日本共産党さん。

○石沢委員 議案第47号、児童福祉法等の一部改正に伴う規定整備ということで、日本共産党
文京区議団、賛成をいたします。

○上田委員長 区民が主役さん。

○小林委員 議案第47号につきまして、議案第41号と同様に、区民が主役の会、賛成いたしま
す。

○上田委員長 文京維新さん。

○高山（か）委員 47号、賛成いたします。

○上田委員長 公明党さん。

○岡崎委員 議案第47号も、児童福祉法の一部改正に伴う規定の整備ですので、賛成いたしま
す。

○上田委員長 自由民主党さん。

○山田委員 議案第47号、これまでと同様の意見で、賛成をいたします。

○上田委員長 市民さん。

○ほかり副委員長 議案第47号、賛成いたします。

○上田委員長 審査結果を申し上げます。

賛成7、反対ゼロ、よって原案を可決すべきものと決定いたします。

次に、議案第48号の各会派の態度表明をお願いいたします。

自由民主党さん。

○山田委員 議案第48号、これも同様に、自民党は賛成いたします。

○上田委員長 公明党さん。

○岡崎委員 議案第48号、同様に賛成いたします。

○上田委員長 文京維新さん。

○高山（か）委員 48号、同じく賛成いたします。

○上田委員長 区民が主役さん。

○小林委員 議案第48号につきまして、これまでと同様の理由で、区民が主役の会、賛成いたします。

○上田委員長 日本共産党さん。

○石沢委員 議案第48号、これまでと同様の理由で、日本共産党文京区議団、賛成をいたします。

○上田委員長 市民さん。

○ほかり副委員長 議案第48号、賛成いたします。

○上田委員長 審査結果を申し上げます。

賛成7、反対ゼロ、よって原案を可決すべきものと決定いたします。

議案第42号、文京区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例について、こちらは報告事項1「文京区乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）の実施について」が関連するため、先にその報告を受けた後、議案の提案を受け、一括して審議することいたします。

それでは、報告事項1の説明をお願いいたします。

足立子ども施設担当課長。

○足立子ども施設担当課長 それでは、乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）の実施について、御報告申し上げます。

委員会資料第8号を御覧ください。

本制度は、令和8年度から、子ども・子育て支援法に基づく、新たな給付として、全国の自治体において実施されることとなります。これまで区では、同事業の開始を見据え、令和5年度のモデル実施を経て、6年度、7年度と未就園児の定期的な預かり事業として実施してきたところであり、本事業の成果も踏まえました上で、来年度より乳児等通園支援事業を展開していくこととなります。

項番2、制定が必要な条例につきましてですが、本制度の実施に当たっては、都合2本の条例を制定する必要があり、文京区特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例につきましては、2月議会にて御審議いただく予定でございます。

本日は、議案第42号として、乳児等通園支援事業者に対し、区が認可を行うに当たっての設備及び運営に係る基準を定めるための認可基準条例を提案しているものでございます。

次に、実施予定施設ですが、項番3記載の施設となります。

現行事業において実施している私立認可園、私立幼稚園、グループ保育室こうらくに加えまして、区立園キッズルームでの実施を予定してございます。

なお、(4)グループ保育室こうらくにつきましては、後楽幼稚園が認定こども園化するまでの間のみ、新園舎の空き教室を活用して実施することといたします。

また、(5)キッズルームにつきましては、令和8年度ではなく、令和9年度以降の実施を目指してまいります。

次に、項番4、実施方法等を御覧ください。

本制度は、定員設定の方法の別により、余裕活用型と一般型の2つに、また、利用方式の別により、定期利用と柔軟利用の2つに大別されます。

ただいま御説明申し上げた実施予定施設がどの類型に当てはまるかを、次ページのマトリックス表にてお示ししております。現行事業は、全て定期利用となっておりますが、令和8年度以降も定期利用を基本としてまいります。いわゆる、いつでもどこでもに合致する柔軟利用につきましては、先ほど申し上げました、今後キッズルームでの実施を想定しております。

続いて、利用対象、利用時間につきましてですが、こちらについては、記載のとおりではございますが、国が示す上限利用時間10時間を超える分の利用や、3歳到達後の2歳児クラス該当児童の利用については、国の給付対象外となり、都の多様な他者との関わりの機会の創出事業費補助金を活用して行うものであるため、都の動向に従って検討すべきものとして

ございます。

次に、利用料金ですが、現行事業において、第1子無償化の対象となっており、これを前提に区民は無料としてございますが、区民以外の方につきましては、月額8,800円の利用料金をいただくこととします。

次に、利用の流れですが、利用の流れ、資料記載のとおりですが、現行の未就園児の定期的な預かり事業との主な相違点といたしまして、利用者は、事前に区の認定を受けていただく必要があることが挙げられます。

また、子ども誰でも通園制度となることで、区民のみの利用に限定することができなくなることから、米印の記載にあるとおり、運用として、区民が優先的に利用できるよう、申込み方法を設定する予定です。

最後に、項番6、スケジュールについては、12月以降、順次事業者への説明等を開始し、必要な規定整備、認可手続等を経て、4月より実施予定でございます。

御報告は以上です。

○上田委員長 続いて、提案理由の説明をお願いいたします。

多田子ども家庭部長。

○多田子ども家庭部長 ただいま議題とされました議案第42号、文京区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例について、提案理由を御説明申し上げます。

議案集のデータ15ページを御覧ください。

本案は、児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものでございます。

まず、第1章、総則では、この条例の趣旨、用語の定義、最低基準、事業者の一般原則、非常災害対策、安全計画の策定、事業所の職員の一般的条件、虐待等の禁止、衛生管理、食事、帳簿、秘密保持、苦情対応等について規定しております。

次に、21ページを御覧ください。

第2章、乳児等通園支援事業では、一般型乳児等通園支援事業と余裕活用型乳児等通園支援事業の設備、職員基準をそれぞれ規定しております。

一般型については、乳児室、保育室等の面積や設備、職員の配置基準を定め、余裕活用型については、保育所や認定こども園等の既存施設の基準を準用する旨を定めております。

続いて、27ページを御覧ください。

第3章、雑則では、書面で行うことが規定されているものについて、書面に代えて電磁的

記録により行うことができるることを規定しております。

最後に、施行期日について、本条例は公布の日から施行するものでございます。

よろしく御審議の上、原案のとおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

○上田委員長 それでは、御質疑をお願いいたします。

高山委員。

○高山（か）委員 こども誰でも通園制度ですが、2年前ですかね、未就園児の定期的な預かりモデル事業というのが、私も子育て委員会の副委員長のときに提出されまして、そのときは、たしかその年の10月に、都の予算なんかもあって始まって、当時は永尾課長からいろいろ御説明を受けて、私も保育園のほうにも行かせていただいて、現場の声なんかも聞かせていただいたんですね。

私が心配したのは、これ私立も今回入っているということで、私立園は恐らく、その後、自分のところの園に入っていただきたいという、ちょっと気持ちもあって、まずは体験入園みたいな感じで、ぜひ手を挙げているというところもあると思うんですが、今回、公立も入っていると思うんですけども、現場の声は、ふだん集団生活なんかを学んでないお子さんが週に1回とか突然来られて、ゼロ歳児から3歳とかいろいろなお子さんがいらっしゃいますけど、なかなか保育士さんは大変だと思うんですね。そこに、また食事なんかもさせていたり、寝かせつけなんかあったりするのは、本当に大変だと思うんです。

そういうところも御質問したところ、なかなかやっぱり大変ですとおっしゃっていました。お母さんたちはやっぱりぜひ預かってほしいというところでありますけれども、お預かりする保育士さんのほうは、もうそれなりにやっぱり気遣いもありますから。

私が最初に申し上げた未就園児の通園制度なんかで出た意見なんかもあると思うんですが、それをここにどうやって生かされているのかということと、それから、審査があるとおっしゃいましたっけ、区民の方以外の方も使われるということですから、どういった感じの認定をされているのかという、この2点を教えてください。

○上田委員長 足立子ども施設担当課長。

○足立子ども施設担当課長 まず、これまでの積み上げ、実施事業で得たところにつきましてですけれども、それをどうやって生かしているかというところでございますけれども、御指摘のとおり、やはり保育士の負担、これは相当数、また困難度も高いというふうに認識しているところでございます。

そのため、未就園児定期預かりのところから引き続きではございますけれども、職員配置

につきましては、求める配置基準に加えて、プラス2名の職員配置を要請することで、マンパワー的な部分の対策を取っているところでございます。

また、今回、文京区版とも申しますか、誰でも通園制度を実施するに当たりまして、まず定期利用を基本としたというところについても、これまでの経験が生きているところでございます。今し方もおっしゃられたとおり、やはり今日来るのがどんな子かというのがなかなか分からぬ状況の中では、なかなか関係性の構築も難しく、保育の困難度も上がり、また、実際に保護者様にフィードバックもなかなか難しいというところもございますので、につきましては、週1回ではございますけれども、定期的にいらっしゃるお子さんと関係を構築する中で、お子さんにとっても、またその保護者さんにとってもよい関係をつくりながら、保育ができるというふうに考えているところでございます。

続きまして、認定ですけれども、認定につきましては、本制度が給付制度となることに伴いまして発生する手続でございますけれども、基本的には3つの要件がございます。1つは、まず保護者、お子さまが区民であること。2つ目が在園していないことになります。3つ目、区民であることと在園していないことが条件になって、失礼しました、2つございますので、そちらがクリアできていれば、基本的には認定されるものというふうに考えてございます。

○上田委員長 高山委員。

○高山（か）委員 よく分かりました。できるだけ、繰り返しになりますけれども、現場の保育士さんの声をよくよく拾い上げていきながら、でも評判のいい、未就園児のときも本当に評判がよくて、あのときは月5,000円ですかね、1日8時間で週1回だったと思うんですが、私のところにも、本当にあれ助かっていますというお母さんの声も何件か届いていましたので、ぜひ現場の声を聞きながら、せっかく区民の方にしっかり寄り添った仕組みをこれからも続けていっていただきたいと思います。ありがとうございました。

○上田委員長 足立子ども施設担当課長。

○足立子ども施設担当課長 失礼しました。やはり要件3つでございまして、年齢要件を忘れてしまっていました、年齢がゼロ歳6か月から満3歳未満までというところで、認定要件としては設定されてございます。

ちょっとここだけ補足をさらにさせていただきますと、本区での誰でも通園制度につきましては、満3歳未満が認定要件ではございますが、2歳児クラスまでの利用としてございます。理由につきましては、3歳到達後、2歳児クラスになると当然どこかの月で3歳になるわけですけれども、その後利用ができないということないように、定期利用であるがゆえ

に、そこを配慮した上で、2歳児クラスまでとさせていただいたところでございます。失礼いたしました。

○上田委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 今、質疑もありましたけれども、区としても、これまで未就園児の定期的な預かり事業を実施してこられて、令和8年度から、いわゆる国の制度に基づき国から給付されていくということで、先ほどありましたけど、非常に利用されている保護者の方からは好評で、助かっていますという声も非常に多く聞きますけれども、今、利用されている方にとって、この名称も変わっていくんでしょうけれども、いわゆる利用されている区民にとって何か変わる部分というのはあるんでしょうか。

○上田委員長 足立子ども施設担当課長。

○足立子ども施設担当課長 そういう意味におきまして、利用時間や利用頻度、そういったものについては、変更がないものというふうに考えてございます。しかしながら、先ほど申し上げました認定という手続を受けていただくということがございますので、その点の手間というものは生じてしまうのかなというところではございますが、提供するサービス内容という意味におきましては、変更がないものというふうに考えてございます。

○上田委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 分かりました。認定といつても、難しい話じゃないので、それほど影響はないのかなとは思うんですけど、さっきどちらとあった、利用対象でいうと、いわゆる2歳児クラスの児童のうち満3歳以上の利用については、区独自の事業のため、東京都の補助制度の動向を踏まえて、その都度検討するということなんんですけど、これ具体的にというか、こうなるんじゃなくて、東京都の動向を見ないと分からないということなんですか。

○上田委員長 足立子ども施設担当課長。

○足立子ども施設担当課長 今、御指摘いただいた利用対象年齢、また、利用上限時間10時間を超える部分の利用というところも同一になるのでございますけれども、こちらのほうにつきましては、いわゆる国が定めている誰でも通園制度の枠を超えた、区上乗せ部分、区独自事業となることから、こちらのほうの部分については、本年度も活用しております多様な他者との交流の機会の創出事業費補助金、こちらが東京都の補助金になりますが、東京都の財政支援を受けて実施しているものでございまして、非常にこの部分が大きくなっています。当該補助制度なしに、区独自財源で実施するということについては、なかなか限界もございまして、どうしてもこの部分につきましては、都の動向等も踏まえての都度の検討は必

要な事項になってくるというふうに考えてございます。

○上田委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 分かりました。東京都、大丈夫だと思うんですけどね、しっかりその辺も都と連携していただきながら、やはりさらにサービスの向上を進めていただければというふうに思います。

あと、先ほど認定ということもありましたけど、いわゆる利用の流れの(3)の利用申込みについて、区民を対象に募集を行い、申込み多数の場合は抽選で利用者を決定すると。区民以外については、抽選後、空き定員があった場合に、月を単位として利用可とするというふうには明記してあるんですけど、今、実態はどうでしょうか。空きというのは、待機もいるという話もちょっと園によっては聞くんですけども、実際はその辺はどうなんでしょう。

○上田委員長 足立子ども施設担当課長。

○足立子ども施設担当課長 今年度の利用状況を見てみましても、常に空きが生じているという状況は発生していないのかなというふうに感じております。ですので、基本的に、区民利用で埋まるのかなというところではございますけれども、例えばなんですが、保育園の入園が決まった等の理由で、突然的に空きが生じ、たまさか、その際キャンセル待ちの方が、区民の方でいなかつたという場合で、ぽつかりと空きが生じるというケースが全くないとは言えないというところで、そのような場合にも、一定区民の方の優先利用に配慮したルールづけをさせていただいたところでございます。

○上田委員長 よろしいですか。ほかには。

石沢委員。

○石沢委員 議案第42号の文京区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例ということですけれども、誰でも通園制度ということで、いよいよ来年度から文京区でも本格的に実施をされるということで、その基準の条例案ということで、見させていただきました。それで、条例案の中身を私ちょっと見まして、ちょっといろいろ聞いていきたいなというふうに思うんですけども、まず保育の面積基準なんですけれども、幼児1人につき3.3平方メートル以上であることと、この議案集の22ページの21条の2には書かれております。それで、22ページのこの21条の5のほうには、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であることということで、3.3平方メートルという基準と、1.98平方メートルという基準と、2つの基準がここ併記されているわけなんありますけれども、この差というのは何で生じているのかということと、これはどういう基準なんでしょうか。ちょっとその基準の、どう

いう基準でこういうのを決めたのかというのをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○上田委員長 足立子ども施設担当課長。

○足立子ども施設担当課長 条例案第21条第2号につきましては、乳児室またはふく室の面積とされておりまして、基本的にはゼロ歳及び1歳のお子さんの保育スペースにつきまして、1人につき3.3平方メートル以上であることを要請しているところでございます。

第5号につきましては、基本的には2歳以上児、基本的には本制度がそもそも、私どもでいくと2歳児クラスまでですけれども、条例上は満3歳未満ということになりますので、基本的には2歳児と捉えていただいて大丈夫かと思いますが、こちらの幼児については、1人当たり1.98平米以上であることを要請しているというところでございまして、本基準の数字につきましては、いわゆる児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の保育所部分と同様の数字となってございます。

○上田委員長 石沢委員。

○石沢委員 分かりました。この基準というのは、通常保育の基準を引いてきていると。だから、こういうことになっているんだということですね。分かりました。

それでもう一つ、ちょっとお聞きしたいのは、議案集の25ページのほうになるんですけれども、ここで職員の基準というものを定めている部分だというふうに思います。それで、一般型乳児等通園支援事業については、1事業所につき、スタッフとしては2人を下回ることはできないというふうにまず書かれているんですけども、この2人というものは、これは必ず正規の職員でなければならぬのか、保育士を必ず当てなければならぬのか、ここを確認させていただきたいと思います。

○上田委員長 足立子ども施設担当課長。

○足立子ども施設担当課長 こちらの2人を下回ることができない職員配置でございますけれども、いわゆる正規、非正規という捉え方というよりは、私どもがよくやるのは、常勤、非常勤というところでございますけれども、本配置につきまして、常勤、非常勤の別について規定はございませんで、理論上は非常勤の職員配置は可能でございます。

その配置に当たりまして、保育士、資格の部分でございますけれども、第22条第1項を御覧いただければと思いますが、配置につきましては、保育士、それから乳児等通園支援に従事する職員として、区長が行う研修を修了した者、こちら、子ども・子育て支援法に基づく、子育て支援員研修というのがございまして、こちらのほうに来年度以降、専門の研修が設置される予定でございます。こちらの研修を修了された方、この方のいずれかが置かれるとい

うことになりますので、必ずしも保育士ということではございませんが、逆に言うと、全くの無資格という方が置かれるということではございません。

○上田委員長 石沢委員。

○石沢委員 分かりました。ですから、この2人、必ず置かなければならぬというふうに、この一般型では条例上定められているというわけでありますけれども、2人とも非常勤でも構わないというふうに条例上立てつけではそうなっているということではありますし、保育士についても、2人のうち1人でも構わないということになっているということが分かりました。

それで、ごめんなさい、先ほど余裕活用型のところで、プラス2名、何か配置するみたいな話がありましたけれども、そこは必ず正規の職員でなければならぬ、それから保育士でなければならぬ、こういう規定になっているのでしょうか。

○上田委員長 足立子ども施設担当課長。

○足立子ども施設担当課長 こちらのプラス2名につきましては、いわゆる認可基準のほうの定めというよりも、我々がこの事業を実施していただくに当たり支出いたします補助金の補助要件という形で、必ずプラス2は置いてくださいというような要請をしているところでございますが、そのプラス2の職員につきましては、常勤換算は可というルールで現行もやらせていただいている。なので、非常勤さん2名で常勤に充てるというようなことも可能でございます。

資格に関しては、保育士を要請しているところでございます。

○上田委員長 石沢委員。

○石沢委員 このプラス2名のところは、非常勤でも構わないと。ただ、保育士でなければならぬということは分かりました。ただ、条例上は、一般型についてですけれども、2人のうち1人は保育士、1人で保育士と。で、2人とも非常勤でも構わないと、条例上はそういう立てつけになっているということあります。

ただ、この25ページの3項を見ますと、2人を最低確保しなければならぬというふうには定められておりますけれども、ただし、いずれかに該当する場合は、職員を1人にすることができると、こういうふうに定められているわけでございます。その説明として、1と2というのがあるんですけれども、これはどういう場合に、これ本当は2人いなければならぬんだけれども、1人でも構わないと、いうふうにしているのか、ちょっとそこも御説明をいただきたいと、お願いします。

○上田委員長 足立子ども施設担当課長。

○足立子ども施設担当課長 こちら第22条第3項に関する御質問でございますけれども、こちらにつきましては、最低2人を下回ることができないというところを緩和しているのではなくて、その2人に関しては、基本的には原則専従者である必要があるというのが第3項の規定でございまして、そこを、ただしのところで、場合によってはその専従者は1人でよいという形で、ルールとして設定しているものでございまして、今、御質問いただきました、どういう場合にその専従者が1人でもよいのかというところでございますけれども、まず1つは、ちょっと条文そのものを正確に表現するとなかなか分かりづらいところで、あえて読み解かせていただきますと、基本的には併設のような施設を想定していただければとございますが、保育園や幼稚園が併設のような形で、一般型の乳児等通園支援事業所を設置するような場合に当たりまして、そこで併設している職員がサポートに入っていただく。かつ、その専従職員の資格が保育士であるとき、こういう場合は、専従職員は1人でも大丈夫ですよ。逆に言うと、もう1人については、何か別の業務との兼任というか、ということもある得るという形になります。

続いて、第2号でございますけれども、この場合、まず、お預かりしている乳幼児の数が3人以下であることという縛りがございますが、その上で、保育所等を利用している乳幼児さんの保育が現に行われ、要は合同保育を実施しているような場合におきまして、かつ、さらにそこの保育所等の保育士がサポートに入っていただけるときは、専従者は1人でも大丈夫ですよというようなルール設定がされているものでございます。

○上田委員長 石沢委員。

○石沢委員 分かりました。本来は、最低でも2人、誰でも通園制度をやる場合は、スタッフは必要だけれども、例えば通常保育と誰通保育が併設されている場合で、応援できる場合は、1人でも構わないとか、あとそれから、同じフロアの中で、合同に通常保育と誰通保育をやっていて、3人以下の場合ですけれども、そういう場合に、通常保育のほうから支援が受けられれば、そういう誰通保育のスタッフは、専従者1人でも構ないと、こういうふうになっているということは、今の説明で理解できました。

そうなりますと、誰でも通園制度で、やはりこれまで実証事業としてやってきた声なんかを踏まえてみると、未就学児の定期的な預かり事業でやってきた場合でも、かなり大変だったという声がやっぱり上がってきているということがあるというふうにお見受けできるんですけれども、そういう中で、2人本当は必要なんだけれども、1人でも構わないというふ

うになってしまいますと、これは非常に心配が募ってくるわけなんですね。

で、もう少しちょっと聞いていきたいんですけど、ごめんなさい、ちょっと戻っちゃいますけれど、満1歳以上3歳未満の幼児では、おおむね6人につき1人以上、誰通保育では配置しなければならないと。それから、それ以外の乳児については、3人につき1人以上配置しなければならないと。こういうふうに書かれておりますけれども、この基準というのは、これは通常保育と同じ、引いてきているものということで、理解としてはそういうことでよろしかったでしょうか。

○上田委員長 足立子ども施設担当課長。

○足立子ども施設担当課長 保育士配置基準につきましては、御質問のとおり、保育所の配置基準を横引かれているものと同様の数字になってまいります。

○上田委員長 石沢委員、なるべくまとめて御質問ください。

○石沢委員 はい。

そうなりますと、やはり通常保育というのも、今、6対1の部分でも、もう1人保育士をというような運動が保育園の現場から出てくるくらい、非常に、保育現場からは、人手不足という点では懸念の声がやっぱり出ているわけであります。だから、そういうものを今回の条例に引いてきているわけなんですけれども、これでは1週間に1回しか来れない子どもたちが、やっぱり保育するという点では、基準としては非常に心配が募ってくる基準だなというふうに指摘せざるを得ないということだというふうに思います。

それで、あともう1個、ちょっと伺いたいのは、これを実施していくに当たって、今、総合支援システムですかね、これも今、運用が来年度から本格的に始まつてくるというふうに思うんですけども、このシステムの中身を見ますと、システムというのは、この利用の流れというところでは、具体的にどのように介在してくるのか。こういうシステムを使うと、これまで区と保護者との関係というのは、保護者が保育園を利用したいというふうになりますと、利用調整というのを区側がやるというふうに思うんですけども、そういう利用調整とかというような、利用者から見ると、そういうところで文京区が一定何か関わっているような、介在しているなみたいなふうに見える部分があると思うんですけども、そういう利用調整みたいなものは、この総合支援システムのところではどういうふうになつてくるのか、なくなるのか、ちょっとそのあたりも伺いたいと思います。

○上田委員長 足立子ども施設担当課長。

○足立子ども施設担当課長 まず、職員配置基準につきましては、委員御指摘のとおり、今も

1歳児の配置基準6対1から5対1へといったようなところの検討も進んでいるところというふうに認識してございます。適正な職員配置については、区としても注視していきながら、適切な対応をしていきたいというふうに考えてございます。

続きまして、総合支援システムのほうでございますけれども、総合支援システムについては、本区で今、利用しようと考えているところにつきましては、まず基本的には、利用者様からは、ロゴホームを使って、認定申請のお申込みを頂戴しようと見てございます。そのいただいた情報を基に、私どもの方で、認定要件のほうを御確認させていただいた後、認定する際の作業をこの総合支援システムを使ってやらせていただきたいと考えてございまして、総合支援システムにおいて、その利用者様それぞれにIDが振られます。この部分がシステムで使われる内容になってまいります。

IDが振られた後、利用者様につきましては、そのIDを用いてログインしていただきまして、例えば御自身の認定証も確認いただけるんですが、そのほかに実施施設の一覧等も御覧いただくことができるようになります。なので、私どものほうといたしましては、各施設のほうの一覧というか、ラインナップがのぞけるような準備は、このシステム上でしていくかなければいけませんけれども、こういったところでのぞいていただくところ、また、ここは事業者様によりけりというところではございますけれども、御自身の事業者側が用意しているホームページで利用申込みいただく場合もございますし、場合によっては、このシステムのほうからこちらにアクセスしてくださいというような形で、方法を指定する事業者さんも中にはいらっしゃるかもしれませんで、そこ辺で、もしかするとこのシステムが使われる可能性があるというところで認識しているところでございます。

ただ、実施施設の一覧につきましては、私ども、従前どおり、システムをのぞかなくても、区ホームページ等で御覧いただけるように、両方のほうで周知のほうを図っていきたいと考えておりますが、システムを使っても見れるようになるというふうに考えてございます。

○上田委員長 石沢委員。

○石沢委員 このシステムは、基本的には、これからはIDの交付というかね、そういうところでなるという話なんですけれども、ただ、そのIDを交付されて、基本的には、利用者はシステム上で見られる園の一覧を見て、直接契約というような形にやっぱりなるんじゃないかなというふうに思うんですよね。そうなりますと、これまで通常の保育でしたら、利用申請があって、そこで園のいろんな入るところの調整なんかを行ってきたわけありますけれども、そういうことが、今度の誰通制度の中ではかなり薄まつくると。区の責任というの

がそこでやっぱり曖昧になるんじゃないかなということも、私たち、この点では指摘せざるを得ません。

こういったことが配置基準、職員の基準なんかを見ても、なかなか心配が募る部分もありますし、システムの利用という点では、そういった懸念もあるということで、あとは態度表明で行いたいというふうに思います。

○上田委員長 足立子ども施設担当課長。

○足立子ども施設担当課長 まず、区の責任というところについて、私、ちょっと説明が不足していたかなと思いますので、ちょっと御説明を追加させていただければと思いますけれども、本区につきましては、まず、おっしゃられたとおり、利用調整という形での関与は薄まりますけれども、必要な方に必要なサービス量を提供するという意味で、確保に向けての動きというのは、当然区の責任において実施していく。

また、運営に当たりまして、指導検査の対象にも本事業はなってまいりますので、適切な運営がなされているかというところをチェックするという意味でも、区の責任を果たしていくというふうに認識しているところでございます。

本制度につきましては、これからスタートするというところで、様々課題が生じるかと思いますが、区の責任においてしっかりとその課題解決に向けて取り組んでまいりたいと思います。

○上田委員長 よろしいですか。はい。

関川委員。

○関川委員 今、石沢委員のほうから基本的な問題については聞いていただいたので、分かりましたけれども、非常に、システムがいろいろ細かくあって複雑ですよね。常勤じゃなくてもいいとか、何かもう理解するのに大変だなって思っているんですけども、一般型と一般型でない保育については、さっき面積基準についてはありましたけれども、東京都のほうとの関わりで、2歳児を預けていたときに、満3歳になったときとか、1か月10時間以上になるときなんかについては、東京都の補助金との関係でどのようにするのかということが、今、検討中ということですが、その辺はいかがなんですか。

○上田委員長 関川委員、なるべく質問が重ならないようにお願いをいたします。

足立子ども施設担当課長。

○足立子ども施設担当課長 単年度、単年度でどうしても東京都のほうで施策の方向性、その他補助単価等、詳細については変わっていくところはどうしてもございます。そのような中

で、区独自財源と合せて財政支援を受けながら、どこまでこのサービス水準を維持できるのか、そういったところについて、都度検討していきたいという趣旨でございます。

○上田委員長 関川委員。

○関川委員 今まで試行で通園制度をやってきましたので、そのところの問題点等々、よく分析していただいて、これからこの保育制度に役立てていただきたいというふうに思います。

それで、今、誰でも通園制度や、一般型ですか、ありますよね、その保育、預けるところによって分類されていますけれども、一番大事な児童福祉法の第24条、これは、自治体が保護者に代わって責任を持って保育をするという非常に重要な条例ですけれども、これについては、どこにも出てこないんですが、24条については、生きているというふうに解釈してもよろしいんでしょうか。

○上田委員長 足立子ども施設担当課長。

○足立子ども施設担当課長 児童福祉法24条の趣旨に基づきまして、区としては、引き続き、保育を必要とされる方へ必要な保育を提供するというところの責任が、これで何か変わるというところではございません。乳児等通園支援事業につきましても適切に実施しながら、保育ニーズのほうも見ていきながら、並行して着実に進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○上田委員長 関川委員。

○関川委員 分かりました。先ほどの2歳児を預けていて、その間に満3歳になるとか、あと、1か月10時間以上のところの、いわゆる上乗せ部分については、どこまで検討がされているんでしょうか。

○上田委員長 足立子ども施設担当課長。

○足立子ども施設担当課長 今、お示ししました2歳児クラスまでですとか、週1回、1回当たり8時間以内といったようなところについては、基本的に今回御報告申し上げまして、来年度以降、これを基本とした形での実施を考えてございますけれども、繰り返しになって恐縮でございますが、上乗せ部分については、どうしても独自財源で実施を継続することが難しい可能性もあるということで、その点について、注釈を加えさせていただいたというところでございます。

○上田委員長 関川委員。

○関川委員 はい、分かりました。では、これから検討をしていくことの解釈でよろし

いんですかね。はい、分かりました。

○上田委員長 関川委員、既に御答弁された部分もありますけれど、大丈夫でしょうか。

関川委員。

○関川委員 保育制度は、保育に欠けるという要件がなくて、例えば専業主婦の方だったり、それでも保育園に預けたいという要望はとても多いのが現状ではないかと思います。やはりそういう集団生活の中で育てていきたいというお母さんたちの願い、保護者の願いに応えていくことはとても大切なことだというふうに思うんですけれども、その一方で、さっき言いましたように、児童福祉法の24条がきちんととしていないと、ただ預ければいいという、そういうふうな形になってしまふので、ちょっと何か事故が起こったりしたら大変だなというふうに思うので、24条についてはきちんと基本的に置いてやっていただきたいというふうに思います。

それから、先ほど申込みID云々ということがありましたけれども、全国的に同じシステムで申込みをするということになるんですか。スマホとかで、その日に申し込んでもオーケーということになるんですか。それでも空いていないときはお断りというふうになるんでしょうか。

○上田委員長 足立子ども施設担当課長。

○足立子ども施設担当課長 最初に御指摘いただきました、児童福祉法24条の規定に基づく、区の責務というところにつきましては、適切にその責務を果たしてまいりたいというふうに考えてございます。

利用認定の申込み等につきまして、スマホで簡単に、またその後の申込みはどれぐらいというところでございますけれども、基本的には、スマートフォン等を用いて、総合支援システムを使って認定申請していただけるかと思いますが、そこでの、私どものほうで基本情報をベースに認定をさせていただく時間はどうしても頂戴するのかなというふうに考えてございます。

その後の申込みにつきまして、まず1クッションとしては、必ず面談を受けていただくということがございます。なので、いわゆるその日に空いているといって、その場でちょっと駆け込んで、そのまま使えるというようなことではございませんで、まずは定期利用としての、恐らくは抽選になるだろうとは思っておりますが、抽選等を経て、利用決定をした後、利用面談を受けていただきまして、そこで実際にお子様の実際の状況等を確認させていただいた後の利用となりますので、その日のうちに利用というような流れにはならないものかと

考えてございます。

○関川委員 その日にキャンセルするとかなつたらば、料金を払うとかって、そういう仕組みになっている……。

○上田委員長 関川委員、まとめて質問していただけますか。また、細かい運用についての質問でしょうか。なるべくまとめて御質問いただけますでしょうか。

○関川委員 はい、まとめて。

では、あと態度表明というか、意見だけにしておきますけど、今度の誰でも通園制度の影響で、人員配置が手薄になつたり、通園時が通いづらくなつたりすることは、絶対にあってはならないことだというふうに思います。4月以降の産休明けや家族の病気など緊急事態でも入れる、また、医療的ケア児についての受入れも必要だと思います。年度当初に余裕がなければならないというふうに思います。私立の保育園について、定員に空きがあると運営が困難になつてはならないというふうに考えますが、その辺はいかがでしょうか。

○上田委員長 足立子ども施設担当課長。

○足立子ども施設担当課長 まず、キャンセル料のほうにつきましてですが、そもそももって現状区民の方は無料というところになりますので、あまりそのシチュエーションというのが想定しづらいところではあるんですが、あえて申し上げますと、月額でのお支払いになりますので、1回お休みをされても、結局、月額でのお支払いというふうにはなつてしまふのかなというところでございます。

様々、保育園の運営に支障がないようにというところの御懸念でございますけれども、現時点で考える区のスキームにおいてはというところで申し上げますと、区立園につきましては、例えば既存事業の一時預かりの利用1枠の転用、私立園に関しても、余裕活用型の実施ということで、いずれも現在設定されている保育が必要なお子様をお預かりする定員を圧迫する形での実施ということでは考えていないというところは、一つ、御安心いただける材料としてはお示しできるかなというふうに考えてございます。

この意味において、保育の質を下げたりですとか、保育園運営、実際に保育を必要とされる方の入園が妨げられるというふうには考えてございませんし、また、むしろふだん触れ合えないお子さんと遊ぶ機会が得られるということは、誰でも通園制度利用者の方はもちろんのことながら、在園児にとってもプラスの要素もあるというふうに考えてございます。

一方で、保育士の負担につきましては、様々、御審議いただく中でも御指摘を頂戴しているところでございますし、区としても認識しているところでございますので、この部分につ

いての支援というのは必要になってくるというふうに考えてございます。

重ねて、児童福祉法24条の規定に基づく区の責務というのをしっかりと果たしながら、乳児等通園支援事業について、様々、このサービスを必要とされる方の対象が違つてまいりますので、多様なサービスの提供について、意を用いてまいります。

○上田委員長 小林委員。

○小林委員 運用面で幾つか確認させていただきたいと思います。

まず、複数の施設を利用することはできるのかどうか。また、認可外保育園、一時預かりとの併用は可能かどうかということが1点。

また、保育所等の施設としては、一時預かり事業と並行して行ったりできるのかどうか。もしくは、しないのか。もし一緒にやる場合は、曜日をずらすとか何かそういう差別化が行われるのかどうかということは2点目。

また、3点目としましては、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量が算定され、8年度のニーズ量は37人、確保方策は55人とされていましたけれども、当初のモデル事業の応募時を振り返れば、ニーズ量はもっと多く、待機児が出るのではないかということと、逆に、設備投資や保育士確保をしておいて申込みが少なかった場合に、施設の運営に影響が出るのではないかということを気にしています。そのところを教えてください。

○上田委員長 足立子ども施設担当課長。

○足立子ども施設担当課長 まず、重複、複数での利用は、御遠慮いただくという形でルール設定させていただいております。

認可外保育園との、また一時預かり保育との併用につきましては、可能となってございます。

一時預かりとの差別化でございますが、理論上、両方を運営することは可能ではございますが、実際には、必要面積を確保できるのか、職員をその分それぞれに用意できるのかといったような課題が多くはございますので、実質、ちょっと難しいのかなというふうには考えてございますが、例えば一時預かり施設を専用で持っている保育園さん等が、今後は一時預かりではなく、例えば1枚を、面積の許す限り、職員の配置が許す限りで、誰でも通園制度で実施するというようなことは、全くないわけではないのかなというところでございます。

ニーズ量につきましては、国が定める計算式に基づいてお出しするとというところでは、あのような数字となってまいりますけれども、おっしゃられるとおり、そのニーズ量については、今後も保育園のニーズ量同様に注視していくべきものというふうに考えてございます。

実際には、現状といたしましては、やはりその地域や用意している年齢等によって、キャンセル待ちであったり、空きの状況というのは、様々ではございますけれども、その点について、私どもとしましては、必要な補助のほうはお出ししながら、運営に支障のないように支援をしてまいりたいというふうに考えてございます。

○上田委員長 小林委員。

○小林委員 分かりました。ぜひ支援をお願いしたいと思います。

また、手挙げしてくださる事業所さんのほうでは、当然、保育士または保育従事者の確保はできるという見込みがあるのかということと、あと、幼稚園、こども園は、幼稚園教諭が担当するのかどうか。保育士は1人必ずいなきやいけないんだったら、保育士の方を雇う必要があるのかどうか。その辺も教えてください。

○上田委員長 足立子ども施設担当課長。

○足立子ども施設担当課長 こちらにつきましては、現状、実施していただいている施設については、私どものほうでお願いしているプラス2の職員配置を当然のことながらクリアしていただいているというところでございます。しかしながら、この件に関しましては、保育人材の確保というのは非常に大きな問題として横たわってございますので、この件に関しましては、引き続き処遇改善ですかそういったところの根本的な問題に関して、引き続き区として取り組んでいくべきものというふうに考えているところでございますが、あくまで現状は確保できておりますという御答弁になろうかと思います。

また、幼稚園につきましては、もし幼稚園のほうで実施していただく場合は、いわゆる一般型での実施という形になります。この場合につきましては、先ほどの御議論いただきました一般型乳児等通園支援事業の職員配置基準を満たしていただく必要がございますので、半数以上は保育士というルールが適用になります。

○上田委員長 小林委員。

○小林委員 保育士さんのほうを、以前、ちょっと認定こども園の場合の同一労働同一賃金のような議論もしたところであるんですけども、今後、幼稚園、こども園で、保育士さんを雇う可能性があるということですね。

○上田委員長 足立子ども施設担当課長。

○足立子ども施設担当課長 あくまで、幼稚園において一般型乳児等通園支援事業を実施する、併設というか、事業所として実施する場合に関しては、保育士が必要になりますというお答えになります。

○上田委員長 小林委員。

○小林委員 あと、時間の問題なんですけれども、1回当たり8時間以内とあるんですけれども、保育園も幼稚園も預かり時間は一律8時間なのか。また、例えば午前中2時間だけとか、もしそういうふうにした場合は、月8時間で終わりというふうになるのかなということと、朝何時に来なきやいけないということじゃなくて、親の都合に合せてお昼の時間帯だけ2時間預かるようなこともできるのかどうか。あと、柔軟利用、今後、先の話になりますけれども、1回で8時間とか10時間預かってもらっちゃったとしたら、もうそれは1回で終了となるのかも教えてください。

○上田委員長 足立子ども施設担当課長。

○足立子ども施設担当課長 基本的には、預かり時間については、各施設が8時間以内という枠の中で定めていくことになりますので、2時間しか使わないといったような方も場合によってはいらっしゃるかもしれません、無償なので大差が、結局、影響が小さいんですけれども、2時間使っても8時間使っても月額の金額というところで、あ、そうですね、ちょっとそこの月額部分が多少どうかなというところはございますけれども、理論上は可能かなということでございます。よろしいでしょうか。はい。

○上田委員長 小林委員。

○小林委員 つまり、幼稚園とか預かってもらうところの相手先と、利用の調整を今後していくということで理解いたしました。

最後に、障害児のお子さんは受け入れ可能なのかどうか。その場合、どういう体制が取られているのか、加配があるのか、もしくは、障害児のお子さんを預かる場合ちょっと大変なので、受け入れ人数を減らしますよというようなことになるのかどうか。

また、言語聴覚士とか作業療法士などの方までいらっしゃるのかどうかということもちょっと確認させてください。

○上田委員長 足立子ども施設担当課長。

○足立子ども施設担当課長 障害児のお子様をお預かりする場合につきましては、基本的には加配というルールはございませんけれども、補助の中で加算という形で、補助金の加算という対応をさせていただいているところでございます。

受け入れ人数につきましては、基本的にそれをもって減らすというふうには想定してございませんが、よしんば、非常にケアが、注意が必要な、配慮が必要なお子様をお預かりした場合に、安全安心な保育を提供するために、どうしてもなかなか物理的に難しいといった場合

に関して、場合によってはお預かりする人数を下げながら、お子様をしっかりとお預かりしていくという可能性はないとは言えないのかなというふうに考えてございます。

いわゆる言語聴覚士といった有資格者の方までの配置というのは、なかなかちょっとハーダルが高いところでございまして、基本的にそういった方を現在配置している園もございませんし、そこまでの要請は現状していないというところでございます。

○上田委員長 それでは、よろしいですね。

それでは、議案第42号の各会派の態度表明をお願いいたします。

日本共産党さん。

○石沢委員 議案第42号の態度表明ですけれども、まず、区がこれまで実証的に行ってきました未就学児の定期的な預かり事業では、見てみると、やはり子どもも保護者も、家族以外の方や保育の専門家と交流しながら子育てできる環境を整備していくと。このこと自体は、大変重要だというふうに考えております。しかし、整備するに当たっては、十分な保育の質の確保が求められると思います。

保育の質という点では、今回、誰でも通園制度の条例を見てみると、従事者は最低でも2人以上配置しなければならないというふうにする一方で、保育士資格を持つ人は、その半分でもよいというふうにしていることや、非常勤の保育士の方でもスタッフを任せられるということになっております。

さらに、通常保育と合同の場合は、さらに専任のスタッフは1人でもよいというふうにしております。

こうした点は、誰でも通園を利用する子どもたちだけでなく、通常保育を受けている子どもたちにとっても、保育の質の後退になるのではないかと、そういうふうに私たちには危惧をしています。

ゼロ歳では3対1、1歳から2歳については6対1という、そういう配置基準を今回適用しておりますけれども、これは通常保育での配置基準であり、通常保育でも保育士不足、それから低過ぎる待遇で疲弊をしているという実態が保育の現場にはあります。こういう状況に、さらに大きな負担を強いることにもなりかねないというふうに私たちとしては考えております。

総合支援システムの導入で、これまで施設の調整、区が行っていたわけでありますけれども、こういった点については、直接の契約ということにもなり、市町村の責任が、この総合システムの利用になって曖昧になるのではないかという点も指摘しなければなりません。

今でも、もう1人保育士をという声があるように、配置基準については、さらなる拡充が求められております。

こうした保育基準の拡充こそ、やはり今やる必要があるというふうに思います。安心安全な保育を保障する上で、保育士のさらなる拡充を行う、そして、誰もが安心して保育を受けられる体制を整備することこそ、やっぱり今求められているというふうに私たち考えておりますので、議案第42号については、日本共産党文京区議団は反対をいたします。

○上田委員長 区民が主役さん。

○小林委員 議案第42号につきまして、区民が主役の会は賛成いたします。

これまでモデル事業を行ってきたことで、定期利用という区独自のスタイルに落ち着きました。その際に、慣れない乳幼児を受け入れるときの課題も明らかになっていて、その解決策も、その経験が生かされている、今回のこの施策に生かされているということでした。安全安心で、質のいい保育を提供しながらも、保育士の負担は軽減できるよう、区としてもしっかりバックアップしていっていただきたいと思います。

また、障害のあるお子さんも受け入れられるということでしたけれども、同様にしっかり受け入れていただけますようお願いいたします。

○上田委員長 文京維新さん。

○高山（か）委員 今、小林委員もおっしゃったように、モデル事業を基に、先ほど私も質問させていただいた、生育環境のさらなる整備と、それから保護者の方の多様な働き方を支援するという意味合いを持つ本条例の改正ですので、日本維新の会は賛成をいたします。

○上田委員長 公明党さん。

○岡崎委員 議案第42号、子ども誰でも通園制度、令和8年度から国の給付により運用されるということで、先ほども質疑でも言いましたけれども、本当に利用者の方々からは好評をいただいております。そういう意味では、これからも安全面も含め、さらにサービスの向上に努めていただきたいと思います。

議案第42号、公明党は賛成でございます。

○上田委員長 自由民主党さん。

○山田委員 この子ども誰でも通園制度、いよいよ本格的に始めていくということですが、利用者にとっての利便性だけでなく、家庭の孤立防止や、それから発達支援の早期化にもつながるもので。ただ、この制度の認知度には、一定のばらつきが見られるのかと。特に、在宅育児家庭への周知はどうなのか。区としては、この制度の認知度の向上に向けて、子ども

家庭支援センターや乳幼児健診、それから産後ケア、母子保健との連携強化を進めていっていただきたいと思っております。そしてあと、現場の負担や保育士の人材確保や処遇については、適切に対応していってほしい。この意見を付して、自民党は賛成いたします。

○上田委員長 市民さん。

○ほかり副委員長 市民フォーラム、議案第42号、賛成いたします。

質の担保とか確保とか後退するんじゃないとかとかというお話があったんですけども、配置基準プラス2名というところで配慮はしていただいているし、新しい事業なので、動き出してから出てくる課題もたくさんあると思いますし、質を確保するとか、後退するとかいうよりは、始めてみた上で、質を高めていくという努力をしたほうがいいのかなと思っています。

区としても、サポートが必要という認識をしっかりとお持ちということも確認できましたので、問題ないと思います。賛成いたします。

○上田委員長 審査結果を申し上げます。

賛成5、反対2、よって原案を可決すべきものと決定いたします。

次に、議案第51号、文京区立千石児童館の指定管理者の指定について。

こちらは、報告事項5「文京区立千石児童館の指定管理者候補者の選定結果について」が関連するため、先にその報告を受けた後、議案の提案説明を受けることといたします。

それでは、報告事項5の説明をお願いいたします。

日比谷児童青少年課長。

○日比谷児童青少年課長 資料第12号、文京区立千石児童館の指定管理者候補者の選定結果について、報告いたします。

公の施設の名称につきましては、文京区千石児童館になります。

選定された候補者は、株式会社日本保育サービスで、現在運営をしている事業者となります。

指定期間につきましては、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間になります。

募集方法につきましては、公募により募集をし、1団体の応募がございました。

選定方法につきましては、書類による一次審査、プレゼンテーション及びヒアリングによる二次審査の各点を評価した結果、合計点が基準点を上回ったため、株式会社日本保育サービスを指定管理者の候補者として選定をいたしたものでございます。

選定結果の詳細及び経過につきましては、記載のとおりでございます。

説明は以上となります。

○上田委員長 吉田教育推進部長。

○吉田教育推進部長 ただいま議題とされました議案第51号、文京区立千石児童館の指定管理者の指定について、提案理由を御説明申し上げます。

議案集データ45ページを御覧ください。

本案は、区立千石児童館の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものでございます。

この施設の指定管理者といたしまして、東京都港区港南一丁目2番70号、株式会社日本保育サービスを指定するものでございます。

指定期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間でございます。

以上、よろしく御審議の上、原案のとおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

○上田委員長 ありがとうございます。

それでは、御質疑をお願いいたします。

山田委員。

○山田委員 これに関しては、株式会社日本保育サービス、調べてみましたら、全国的にも結構広くやられていて、そして、スポーツ保育だったり、バイリンガル保育だったりとか、意外と様々な事業も展開している保育運営会社、そこで児童館や学童保育にも携わっているというところなんですが、今回、ちょっと気になった点なんですけれども、ここで1団体の応募というふうに書いてあるわけですけれども、これどうして1団体になっちゃったのか、それとも、例えば区からの要望というんでしょうかね、条件が厳しくなったのかとか、どういった意味合いで、ほかからの応募がなかったのか、ちょっとその辺のところが気になるので、教えていただけたらと思います。

○上田委員長 日比谷児童青少年課長。

○日比谷児童青少年課長 今回の応募事業者が1社のみということですが、指定管理者選定に当たって、複数の事業者から事前にお問合せをいただいた事実はございます。参加希望書の提出もあったものも1社ございますが、最終的には1社の応募だったということでございます。

1社のみだったと考えられる要因といたしましては、本施設が児童館と子育てひろば、あと児童育成室2室を併設しております、比較的大きな規模での募集になっているところが

ございます。そうなりますと、受託できる事業者も、先ほど委員が申し上げたとおり、豊富な人材を持ち、様々な運営形態での運営実績のあるところが中心となるのかなというふうに捉えているところでございます。

また、今年度は同時期に育成室のプロポーザルの案件も本区ではございましたので、かつ、他自治体でもいろいろこういった整備が進んでおりますので、待機児童解消に向けて学童クラブの整備を加速させるというところから、なかなか事業者が分散したという可能性も考えられるというふうに捉えております。

今後も選定に向けましては、周知の方法の工夫をしたり、業界の動向などを見ながら、選定方法につきましては研究していきたいというふうに考えているところでございます。

（「ありがとうございます」と言う人あり）

○上田委員長 ほかには。小林委員。

○小林委員 山田委員の続きなんですけれども、1社選定で今回、競争性は一応ないんですけども、これまで長年やってこられたことで、地域とのつながりとか、連携事業など築き上げたものもあるように思います。これまでの評価が今回の選定につながったのかもしれませんけれども、区として、日本保育サービスを選定した理由について、また、1社選定だからこそ、区から見た指定管理料の妥当性などについてもお聞かせください。

○上田委員長 日比谷児童青少年課長。

○日比谷児童青少年課長 日本保育サービスさんは、これまでも同じように千石児童館の運営をしておりました。後ほどの評価のところの内容にもかぶるんですが、比較的いい評価をいただいておりまし、利用者のアンケートについても非常にいい数字というところを捉えておりますので、継続して、新たに指定管理者として適正な事業者であるというふうに捉えているところでございます。

指定管理料のところにつきましても、精査をいたしまして、今年度新たな金額といいますか、そういったところを提案いたしておりますので、その指定管理料の中で適正に事業を執行していくというところは確認をしているところでございます。

○上田委員長 小林委員。

○小林委員 具体的に、令和6年度の日本保育サービスの千石児童館の人事費を見ますと、常勤職員の給与が180万円の残金があって、非常勤職員13人分のほうでは223万円のマイナスとなっていました。収支に乖離があるんですけれども、こちらのほうは大丈夫なのかということと、かつて日本保育サービスさんのほうは、非常勤職員についてはコストのかかる派遣

職員の雇用をせず、直接雇用をした上、継続して働いてもらって、サービスの質の低下も防いでいくということだったんですけれども、非常勤職員の確保に今、苦戦しているということはないでしょうかという確認をお願いします。

○上田委員長 日比谷児童青少年課長。

○日比谷児童青少年課長 評価のところにつながっていくんですけど、人件費のところにつきましては、今回、新たに提案いただいた人件費の提案もございました。そういう金額のところもございます。

残金というところでございますけれども、適正な人材を配置しているところで、結果的に余りといいますか、出たというところでございまして、決して、別に、人が足りなかつたというところの部分は、あまり影響はないというふうに捉えているところです。

今後、来年度の提案のところも新たに人件費の提案をいただいておりますので、そういう人件費の範囲の中で適正に人材を配置して、児童館等の運営をしていっていただくというふうに捉えているところでございます。

○上田委員長 小林委員。

○小林委員 ちょっと評価のほうにまたつながってしまう質問かもしれないんですけども、コロナ禍で中学生の利用が制限された時期もありましたけれども、中高生の来館者が3倍にも膨れ上がっているといいます。また、中学生といえば部活動があったり、学習塾に行ったりして忙しくなってきますけれども、中高生が今、千石児童館で増えている理由は、何か力を入れているんですかということと、発達障害を抱えたお子さんや外国人のお子さんも今、文京区は増えているんですけども、合理的配慮が必要なお子さんへの取組に関しては、大丈夫なのかどうかということもお聞かせください。

○上田委員長 小林委員、それで全部でしょうか。はい。

日比谷児童青少年課長。

○日比谷児童青少年課長 中高生向けの取組というところでございますけれども、なかなか小学生、乳幼児に比べると、中高生の利用が数字としては少ないという現状でございますが、それでも多くの中高生に来てもらえるように、この事業者につきましても様々なイベントを企画して実施しているというふうに捉えております。そういうところで、徐々に利用者のほうも増えているといった現状でございます。

また、配慮が必要な児童の対応につきましても、この児童館の運営の中で適切に対応するというところで、随時運営をしているというふうに聞いているところでございます。

○上田委員長 石沢委員。

○石沢委員 議案第51号の千石児童館の指定管理者の選定結果ということで、選定に当たっての評価検討委員会の資料を読ませていただきましたけれども、利用者アンケートの中で、こういうのが書かれているんですね、お部屋の掃除が行き届いているとよりよいかと思いますと。特に午後、髪の毛が多く落ちていることがありますと。これ何か子育てひろばのほうのアンケートみたいなんですけれども、子どもがやっぱりはいはいとか手を床につけるということで、こういう掃除が行き届いているとよりいいかと思いますというような意見が出ているんですけども、こういう衛生面とかの管理なんかは大丈夫なのかなということのちょっと心配がこれを読んだら出てきたんですけれども、その辺はどうかということ。

あとそれから、この利用者アンケートの職員の皆さんからも評価検討委員会の中で聞き取りされているかと思うんですけども、その中で、スタッフの方の中に83歳の方がいらっしゃいますねということで、結構ベテランの方が働いていらっしゃいますねということで、そういう点でいろんな配慮とかどうされているんですかというようなことを質問されていたかというふうに思います。子どもたちがたくさん遊ぶような場なので、そういう点でのいろんな配慮とかは必要なのかなというふうに思いますし、あとそれから、指ヶ谷小学校で前、別の件でしたけれども、けがをされてしまったというような、そういうこともあったかなというふうには思うんですけども、高齢のスタッフの方がね。そういう点で、このあたりの点について、やっぱりこういうのを見ると少し心配な面も出てくるんですけども……。

○上田委員長 石沢委員、まとめていただきたいことが1点と、あと、評価の話ではなくて、今、選定の話なので、選定の話に絞っていただけませんでしょうか。

○石沢委員 はい。一応その2つ……。

○上田委員長 2つで全部なんですね。

○石沢委員 はい。

○上田委員長 日比谷児童青少年課長。

○日比谷児童青少年課長 確かに、利用者アンケートの中で、衛生面に対する意見というところが複数見受けられたというところでございますが、事業者のほうもそういったアンケートの結果を踏まえまして、小まめに掃除をするとか、そういったところは心がけているというふうに聞いておりますので、現状そういった衛生面に関するところというところについては、取り組んでいるというふうに聞いているところでございます。

また、高齢の職員の雇用につきましては、確かに、83歳ですかね、83歳の職員の方がいら

っしやるというところは、確認をしております。ただ、この方が、かつては何か学校の先生をされて、体力的にも問題ないというところで、結構活発に活動、子どもと一緒に遊んだりといった部分もあるというふうに聞いております。そういったところは、当然、高齢の方であるので、無理をさせないようにしているというところで、事業者から確認を取っておりますが、そういった配慮をしながら、雇用していただいているというところでございます。事業者さんのほうの定年が85歳までという制度があるので、そういったところの範囲内で雇用しているというふうに聞いているところでございます。

○上田委員長 はい、よろしいですか。

それでは、各会派の態度表明をお願いしたいと思います。

自由民主党さん。

○山田委員 議案第51号、自民党、賛成です。

○上田委員長 公明党さん。

○岡崎委員 議案第51号、一次審査、二次審査ともに基準点を大きく上回っていることもございますし、これまでも指定管理者として、大方評価の高い事業者でもございますので、公明党、賛成でございます。

○上田委員長 文京維新さん。

○高山（か）委員 維新の会も、同じく賛成いたします。

○上田委員長 区民が主役さん。

○小林委員 議案第51号につきまして、区民が主役の会は賛成いたします。

長年勤めておられるベテランの人もいて、定着率が高いように見受けられるので、そこはとてもいいと感じておりますが、今後の安定的な運営のためにも、さらなる若い人たちの入材確保や定着のための処遇改善には一層取り組んでいただきたいと思います。

○上田委員長 日本共産党さん。

○石沢委員 日本共産党ですけれども、今回の指定管理者の選定ということで、継続の事業者ということなんですけれども、利用者アンケートの中で、先ほど指摘したように、衛生面でやっぱり声があったということで、そういった点は注意していただきたいのと、あと、やはりベテランの方で経験がたくさんおありだということで、そういう経験はぜひ生かしていただきながらも、やはりいろんな子どもに関わる仕事ということで、事故もほかの学校でも起きているということで、そういった点はぜひ御配慮いただきたいということで、今回、継続の事業者さんということで、日本共産党文京区議団は、議案第51号、賛成をいたします。

○上田委員長 市民さん。

○ほかり副委員長 議案第51号、賛成いたします。

○上田委員長 審査結果を申し上げます。

賛成7、反対ゼロ、よって原案を可決すべきものと決定いたします。

○上田委員長 それでは、付託請願審査6件に入りたいと思います。

まず、請願受理第54号、教員の多忙化を解消する為に教員を増やし、更なる少人数学級実現を求める請願です。

請願文書表のデータ25ページを御覧ください。

- ・受理年月日及び番号 令和7年11月19日 第54号
- ・件 名 教員の多忙化を解消する為に教員を増やし、更なる少人数学級実現を求める請願
- ・請 願 者 文京区本駒込5-15-12
新日本婦人の会文京支部
支部長 小竹 純子
- ・紹 介 議 員 千田 恵美子
- ・請願の要旨 次頁のとおり
- ・付託委員会 文教委員会
- ・請 願 理 由

2024年度全国の小中学校の不登校児童数は35万3,970人で過去最多を12年連続で更新しています。また、いじめ認知件数は76万9,022件と4年連続で過去最多となり、心身に重大な被害を受けた疑いがある「いじめ重大事態」も1,405件（23年1,306件）と最も多くなりました。文京区においても同様の増加傾向があり放置できません。文科省は「極めて憂慮すべき状況が継続している」としており、学校が安心して学べる場所、居場所になっていないことは明白です。

これらの不登校実態の背景には、競争的な教育と、子どもに寄り添い声を受けとめる教員が多忙化している実態があります。教職員の休職者も過去最多で、全国で7,000人を超える精神疾患による教員休職者の存在など学校の深刻な実態は、教職員不足に歯止めがかかっていないことを示しています。

文科省は「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」において、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒は、小中学校では8.8%、高校では2.2%と発表。その増加傾向は現在も続いています。障がいの有無にかかわらずすべての子どもが共に学び多様性を尊重する社会を目指すインクルーシブ教育では、授業時間内の教室内的個別配慮・支援が必要で、座席位置・コミュニケーション上の配慮、習熟度別学習における配慮、個別の課題の工夫などが求められており、実施している小中学校は54.9%でした。国は2026年度から3年間かけて中学校の35人学級化を進めますが、このような支援が必要な児童は、小中学校の35人学級で3人程度と推測され、早急に30人学級を目指して教職員の増員やそれに伴う教室数の確保が必須の課題となっています。

「文の京」総合戦略では人口推移を15年後の2038年まで増加すると見込んでいます。年少人口も現在の29,370人から37,366人に増加し、小中学校の児童数が増えることは必然です。2025年9月1日現在で文京区立小中学校では、教員の欠員50名に対し正規1名・非正規44名の充当が行われていますが、それでも教員未配置数が5名です。教員不足は明らかとなっており、このような配置数では、現場での新人教員育成にも苦慮が伴うと推察できます。過去にも担任不在となり副校長が急きょ担任に入る事態が文京区内でもありました。文京区における人口動態を踏まえ教員配置を適切に行なうことは行政の責任です。

学校の「働き方改革」を掲げる教員給与特別措置法（給特法）は公立学校の教員に残業代を支給しない制度を温存し教員の働き方放題の状況が継続され、「教員になりたい」と思えない実態を作り出しています。教員の長時間労働は正や待遇改善にも結びつかない給特法を直ちにやめ教員の労働時間を正しく是正することは、学校が子どもの安心できる場所、より良く学べる場所となるために必要です。何より教員を大幅に増やして教員の多忙化を解消し、教員が子どもたちの声をしっかりと聞ける環境を作ることは急務です。

35人学級への法改正を受けて自治体独自に前倒しで促進するなど「少人数学級」は全国的な流れです。文京区でも独自の取組を進め、教室数の確保を含め子どもたちの教育環境を整えることを強く望みます。

子どもの権利条約に鑑み、一人ひとりの個性を生かし学ぶ権利を保障することは社会の責任です。少人数学級を進め、国を待たず東京都・文京区の文教予算を教職員増員のために大幅増額し、東京都においても独自に教員を増やし35人学級を中学校3年生まで一挙に拡大することを強く要請します。

・請願事項

- 1 教員「働くかせ放題」を固定化する給特法に中止・反対するよう国・都に働きかけること。
 - 2 都の責任で中学校2年生以上も35人学級にすることを都に求め、また、都の制度が整うまでの間、文京区独自で中学校2年生以上も35人学級にすること。
 - 3 国に対して中学校の35人学級への移行を求めること。
 - 4 小・中・高の全学年で30人学級の実現を都に求め、文京区としても30人学級への移行を開始すること。
 - 5 都に対して学級数に対する教職員定数の配当基準を見直し拡充するよう求めること。
-

○上田委員長 この請願は、国・都に対して、給特法に中止・反対するよう求めること。

都に対して、中学校2年生以上も35人学級にすること、小・中・高の全学年で30人学級を実現すること、教職員定数の配当基準の見直し及び拡充を求める事。

区に対して、都の制度が整うままで、区独自で中学校2年生以上も35人学級にすること、区としても30人学級への移行を開始すること。

国に対して、中学校の35人学級への移行を求めるものです。

それでは、御質疑のある方はいらっしゃいますか。

関川委員。

○関川委員 2のところの都の責任で中学校2年生以上も35人学級にすることを都に求めありますが、取りあえず少人数学級ということでは、この2のところが手が届くかなというふうに思うんですが、これをやった場合に、文京区の場合、教員は何人ぐらい必要になるんですか。

○上田委員長 山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 委員おっしゃるように、令和8年度より順次進めていくことが現在決定してございます。これを想定して、今のところ人数を何名必要かというところについては、現状子どもたちの入学者数とかに関わってくる問題ですので、現在のところでは把握してございません。

○上田委員長 関川委員。

○関川委員 文京区もお子さんが小学校とか増えていて、中学校は私立に行かれてしまうので、そんなに急激には増えないですが、小学校のほうがやっぱり増えるということでは、35人学級をきちんと配置をしていくということが、やっぱり一人一人の子どもたちに目が行き届くということでは大事なことだなというふうに思います。

それで、先日来、中学校長会で、この少人数学級の実現を求めて、東京都に要望書が提出をされたのは御存じでしょうか。

○上田委員長 12時となりましたので、お昼の休憩に入りたいと思います。

1時より文教委員会を再開したいと思います。山岸教育指導課長の答弁から再開したいと思います。

午後 0時00分 休憩

午後 0時58分 再開

○上田委員長 それでは、文教委員会を再開いたします。

午前中に引き続きまして、山岸教育指導課長の答弁からお願ひします。

山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 先ほどの要望についてですが、全国の中学校校長会、東京都の中学校校長会、そちらのほうからそのような要望が出ているということは、我々のほうでは把握してございません。

○上田委員長 関川委員。

○関川委員 中学校校長会から出ているんですね、東京都のほう。ぜひ調べていただいて、校長先生たちもやっぱり少人数の学級を望んでいるというのがこういう要望で分かると思うんですね。

それで、令和8年には、中学3年生まで35人学級になりますけれども、今の段階で残っている学年が、中学校ですか、35人学級に小学校とかなっていますけど、現場の声はどういうふうになっていますでしょうか。

○上田委員長 関川委員、なるべく質問をまとめていただけますでしょうか。それから、それだけでよろしいですか。

○関川委員 はい。

○上田委員長 山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 先ほどの御質問ですが、既に小学校のほうでは、35人学級が今年度で完全に実現されました。また、中学校についても、令和8年度より順次進めていくことを決定しております。本区としても、公立義務教育諸学校の学級編制及び教員定数の標準に関する法律の改正に合せて、中学校の35人学級への移行に向けて学級数の確保等、取り組んでいるのが現状でございます。

○上田委員長 関川委員。

○関川委員 ありがとうございました。少人数学級がいかに優れているのかということが、この35人学級が実現してから、やっぱり現場でもそういう声になっているかなというふうに思いますので、中学校はあと残っていますけど、急いでやっていただきて、少人数学級を実現していただきたいというふうに要望しておきます。

○上田委員長 ほかには、御質疑のある方、いらっしゃいますか。よろしいですね。はい。それでは、態度表明をお願いいたします。

日本共産党さん。

○関川委員 今、申し上げましたように、少人数学級は、やっぱり一人一人に目が行き届くということでは大切ですし、いじめや不登校の原因をつくっている、人数が多いということもやっぱり原因になっているので、学校の先生を増やして、子どもたちに一人一人に目が行き届くようにやっていただくのがいいなというふうに思っております。

それで、6月に成立しました改定給特法等の最大の問題点を挙げていきたいと思います。膨大な時間外勤務を労働時間として認めない、一切時間外勤務手当を支給しないという労働基準法の原則を逸脱したところにあるということで、教員の長時間労働を解消するためには、残業代を支給する内容を盛り込み、長時間労働を抑制することがやっぱり必要だというふうに思います。

処遇改善としては、教職員調整を2026年から6年かけて4%から10%まで段階的に引き上げるとしていますが、幼稚園教諭は4%の現状維持であることが問題であったり、新たに学級担任手当を加算するとしていますが、特別支援学校の担任には支給手当されません。また、全員に支給されていた義務教育等教員特別手当を削減するなどの改悪が行われています。

子どもたちのために、やっぱり先生の待遇をよくしていくことが本当に大事だと思いますので、この請願第54号については採択を主張いたします。全部。

○上田委員長 1項から5項まで採択ですね。はい。

区民が主役さん。

○小林委員 請願理由のところに書かれておりますように、教育現場では、不登校、いじめ、教員不足、特別な配慮が必要な児童・生徒の増加など、様々な課題があります。少人数学級を実現することで、それら全てが解決するとは思いませんが、子どもたちの教育環境を整えていくことは喫緊の課題だと認識しています。

区民が主役の会は、教員を増やし、少人数学級を実現するために、請願事項1、3、5につきまして、国や都に働きかけることは大切だと思っていますので、採択です。

請願事項2につきまして、都に求めることは必須だと思いますが、既に教員不足で欠員も補充できないという区内中学校の教員確保に課題があるため、2は継続に。

請願事項4につきまして、特に小学校において、普通教室不足で、校庭を減らすなどして増築棟を造ったり、図書室も確保できず図書コーナーになるなどしている文京区では、35人学級の実現により、教育環境が逆に悪くなったりもしており、30人学級を早期に実施することは困難だと思いますので、4は不採択をお願いします。

○上田委員長 文京維新さん。

○高山（か）委員 54号ですが、拝見いたしました。拝見したところ、請願事項については、9月29日に出された33号請願と一言一句と変わってないかなと私は拝見しました。結論から申し上げると、全て不採択となるんですが、大変すばらしいことをおっしゃっている中でも大変残念なのは、不採択と我々会派、態度表明をさせていただいた中で、この請願に全く御相談もない中に、同様趣旨のものを提出されましても、私どもとしては、採択というのは、これ社会でも同じですよね。社内でのプレゼン、それから営業先の得意先にも同じものを繰り返し出されても、恐らく通らないんじゃないかなと思うんですね。

請願というのは、もちろん惰性で行うものではありません。私どもも、私も含めて、会派として請願者の思いというのをしっかりとその文面の中から読み取るということを毎回行わせていただいた中で、審査を行わせていただいております。

その9月のときに、私、紹介議員である千田委員にも御質問しました。同じ内容ですね。ただ、そのときに千田委員はこうおっしゃっていますね。教室問題はそれなりに工夫していくだけ、そして教室が足りなければ増やす工夫をしていただくと。当然、私どももその工夫する知恵や努力をやっぱり考えていいかなきやいけない。それにはやっぱり党派を超えてしっかりと取り組んでいくという姿勢が絶対大事だと思うんですよね。

やはり歳費をいただいている我々、立場とすれば、一区民の方であれば、思いだけでよろしいんでしょうが、我々の立場とすると、しっかりと答えとか、それから活動を行っていくというのが私どもの使命でもあると思いますので、この請願、ちょっと分かりません、この後、態度表明がどうなるか分かりませんが、もし仮にですね……。

（発言する人あり）

○高山（か）委員 委員長、ちょっと発言を止めてください。

もし仮に、2月の委員会でも同じような請願を出された場合には、ぜひ……。

○上田委員長 お静かに。

○高山（か）委員 私どもにも、私どもの会派にノックをしていただいたことはないので、もしかしたら維新にだけは相談いただいてないのかもしれませんけれども、今年の2月の予算委員会でも、教育費の無償化とか含めて、一緒にやれることはやりましょうと投げかけもしました。ですから、ぜひ、そのあたりを御検討いただいて、この請願については、次、2月議会にもし提出される場合には、それなりに沿ったものを、統一されるということを希望いたします。

○上田委員長 公明党さん。

○岡崎委員 請願理由は、確かに違っていますけれども、前回と同じ請願事項ということで、基本的には我々の認識は変わらないんですが、前回も言いましたけれども、1項につきましては、給特法の法改正がされて、教員の待遇改善をはじめ、また、働き方改革や教育の質の確保に向けてのものと認識しております。

2項から3項につきましては、確かに少人数学級というのは大切ではありますけれども、中学校の35人学級、先ほど課長さんの答弁にもありましたけど、来年度からまずは中学1年生から始まります。やはり現実的には、教職員の確保や、教室の確保などの環境の整備も整っていかなければ、また、必要であり、段階的に進めるべきと思っておりますので、1項から5項まで不採択でお願いいたします。

○上田委員長 自由民主党さん。

○山田委員 請願第54号、前回と請願事項が全く同じです。自民党も前回、不採択いたしました。今回も同様に不採択とさせていただきます。

○上田委員長 市民さん。

○ほかり副委員長 請願第54号、市民フォーラム、1から5全て不採択でお願いします。理由は、前回と同様になります。

○上田委員長 請願受理第54号の審査結果について申し上げます。

請願事項1、採択3、不採択4、よって不採択とすべきものと決定いたします。

請願事項2、採択2、不採択4、継続1、よって不採択とすべきものと決定いたします。

請願事項3、採択3、不採択4、よって不採択とすべきものと決定いたします。

請願事項4、採択2、不採択5、よって不採択とすべきものと決定いたします。

請願事項5、採択3、不採択4、よって不採択とすべきものと決定いたします。

続きまして、請願受理第55号、オーガニック給食の実現を求める請願です。

請願文書表のデータ28ページを御覧ください。

-
- ・受理年月日及び番号 令和7年11月19日 第55号
 - ・件 名 オーガニック給食の実現を求める請願
 - ・請願者
 - ・紹介議員 千田 恵美子 海津 敦子
 - ・請願の要旨 次頁のとおり
 - ・付託委員会 文教委員会
 - ・請願理由

日本の食料自給率は38%です。しかし日本人の主食である米に関しては、栽培で使う化学肥料のほぼ100%が輸入品です。野菜の種も90%が海外産です。種・肥料などの海外依存度を考慮すると「実質自給率は9%」と東京大学の鈴木宣弘教授は試算します。つまり、何らかの理由で流通が止まれば、日本の農業と消費者は大ダメージを受けます。今求められているのは、海外に依存しない「国内での循環型の食料自給システム」です。

有機農業は、化学肥料・農薬に頼らず、食の安全や環境に配慮した農業です。農水省が定めた「みどりの食料システム戦略」では、2050年までに有機農業面積を25%にする目標を掲げています。そして今、学校給食に有機農産物を取り入れる自治体が全国で増えています。東京都内では、世田谷区や品川区で実現しています。さらに港区でも、12月8日の「有機農業の日」に合わせオーガニックデイ給食の実施を予定しています。

オーガニック給食実現のためには、数々の課題を克服しなければなりません。2025年9月、農水省と文科省は、地方公共団体や生産者、教育関係者に向けて、学校給食で地場産物や有機農産物を活用するためのポイントをまとめたガイドブックを策定、公表しました。オーガニック給食実現の鍵になるのが「公共調達」です。「学校給食で、有機農産物を適正価格で買い上げる」ことが有機農家を増やす大きな力になります。農家は、安定した価格で定量の農作物を継続購入してもらえるので、農業生産の維持や経営の安定につながります。ガイドブックの中には、都市部にある大阪府泉大津市が「農業連携協定」を結び、農村地域を持つ自治体と連携してオーガニック給食を実現している取り組みも紹介されています。泉大津市では安心安全な食材が安定的に確保できるようになり、北海道旭川市では有機農業事業者が6倍、耕地面積は2倍に増加するなど双方にとってプラスの効果を生んでいます。

子どもたちの口に入るものは、リスクのある輸入品ではなく、誰がどこでどう作ったかわかる安心安全な国産の農作物が望ましいです。オーガニック給食に成功している千葉県いす

み市も最初は米の有機農業者はおらず、栽培方法も分からぬところからのスタートでした。そこから、市役所・生産者・栽培技術の指導者・学校給食に関わる様々な関係者が協力し合い乗り越えてきました。文京区でも課題を乗り越え協力し合い、未来を担う子供たちに最良の給食を提供できるように努めてください。

以上のような観点から、文京区議会に対して下記の事項を請願いたします。

・請願事項

- 1 年に一度以上、「オーガニック給食の日」を設け、可能な限り有機農産物を使用すること。
 - 2 その実施を子ども達の食育・環境教育の一環として位置づけ、協定自治体等との連携を通じて、有機栽培の理念や方法を含め、食や環境、地域循環について学ぶ機会を広げること。
-

○上田委員長 この請願は、オーガニック給食の日を設け、可能な限り有機農産物を使用すること、及びその実施を通じ、食や環境、地域循環について学ぶ機会を広げること、以上を区に求めるものです。

それでは、御質疑のある方は。

小林委員、どうぞ。

○小林委員 今、農水省の事業を活用して、オーガニックビレッジ宣言を出す自治体が増え、学校給食という安定的な販路を確保することで、有機農業の推進を図っており、公明党さんも国会質問で後押ししているという記事を拝見し、とても心強く思っております。

私たち文京委員が先だって視察した黒石市のオーガニック給食は、現状米の価格が3倍にもなる中で、生産量や収入が半減する有機農業を推進するため、学校給食を収入源の一つとして確保し、従来からの慣行農業にも配慮しながら進められていました。文京区もこうした自治体と農業連携協定を結び、学校給食での有機農作物の活用や食育などに取り組むことで、日本の農業を支え、推進することに寄与できるのではないかと実感したところであります。

そこで、今回の請願事項の1にあります「オーガニック給食の日」を、文京区と協定を結んでいる石岡市の協力の下でできないかどうか、事前にちょっと取材をしてみました。石岡市も令和7年3月に、オーガニックビレッジ宣言をしておりまして、JAやさとの提供で、毎月二、三回有機野菜などを給食に取り入れており、国庫補助金を利用して、先月は1週間、茨城を食べようということで、オーガニック給食の強化ウィークを設けたそうです。市内全

部の小学校や保育所、幼稚園などの給食を賄うため、1年前から市が発注することで、JAやさとは次年度の生産計画を立て、米や野菜を作っているとのことでした。

次に、JAやさとさんのはうに生産量などをちょっと取材してみたところ、現在、石岡市のオーガニック給食だけではなく、つくば市や土浦市にも販路を広げているとのことでした。文京区の給食への野菜などの提供も可能だそうで、距離はあるけれども、物流の面では、大田市場に卸すルートを使えば、現実ではないかということも伺っております。

文京区でも既に、「交流自治体の旅」として協定を結んでいる自治体の食材を使った給食も提供されていますし、減農薬の米や有機栽培食材も学校給食の一部で導入しているそうなんですが、石岡市のこうした有機野菜などを使って、「オーガニック給食の日」を設けることも実現できそうではないでしょうか。区のお考えを伺います。

○上田委員長 宮原学務課長。

○宮原学務課長 本区におきましては、多くの学校におきまして、減農薬で栽培されました環境保全米を使用しているほか、有機栽培食材も学校給食の一部で導入しているところではございます。

また、先ほどありましたとおり、「和食の日」の取組の一環としまして、「交流自治体の旅」として、年に1回、区と協定等を締結している自治体の食材を使った給食を提供しているところでございます。

一方で、有機農薬（後程、訂正発言あり）の食材だけで給食提供するとなりますと、本区の場合、約1万4,000食の食材を一度に確保しなければいけないと。その食材の購入には、各校の献立に合せて必要な量と種類の食材を安定して納入できるという業者の確保というのは、なかなか難しいと考えているところでございます。

また、昨日がちょうどその日に当たりますけど、有機農薬の食材の日というような日を中心、学校では有機農薬を正しく理解してもらうという視点から、子どもたちへの慣行野菜のいいところ、有機農薬のいいところ、長所短所の検討も学習の中で、食育の中で進めていくところでございます。

そういうところから、現時点で、「オーガニック給食の日」というような形で実施することとは考えておりません。

○上田委員長 小林委員。

○小林委員 私たちが視察した黒石市もそうなんですけれども、やっぱり始めたばかりの年なんかでは、農作物の量が足りないということで、全て有機野菜でやっているわけではなく、

「オーガニックの日」ということで、食育や環境教育なども含めて、一生懸命やっているということだったので、米から副菜から全部ということでなくてもいいと思いますし、また、国のほうでは、12月8日のオーガニックデイに合せて情報発信を行って、皆さんの理解とかも進めていこうみたいなことも、オーガニックビレッジ事業の一環として、補助金を出しながら、一生懸命、今、やっているところなので、ぜひ、進める検討を、今もう既に始まっているということではありますが、実現できるのではないかと思いますので、前向きに検討していただきたいと思います。

○上田委員長 ほかに御質疑のある方。

関川委員。

○関川委員 オーガニック給食については、今、小林委員がおっしゃったように、私たち、青森の黒石市を視察してきました。ここについては、毎日「オーガニック給食の日」をやっているんじゃないくて、部分的にオーガニック給食を取り入れているということでお話がありました。

1つ、農家との関係では、オーガニック宣言をしたんだけれども、雑草が多く生えるということが問題になっていて、農家としては大変だという、その一面があるということでしたけれども、子どもたちに安全な環境の食物を提供するという意味では、教育委員会を先頭に、黒石市では率先してやっているということでした。

文京区でも、先ほど課長さんのほうからありましたけど、食材の提供、今までちょっと知りませんでしたけど、地元業者から食材を提供してもらっていますよね、その中に、オーガニックの食品を取り入れているという解釈でよろしいんでしょうか。そうですか。では、オーガニックの学校給食の日をすぐにやるのは大変だということですけれども、ぜひ、先進自治体、いすみ市とか大阪の泉大津ですか、そういうところをちょっと調査していただいて、文京区でも環境教育と併せて「オーガニック給食の日」を部分的に入れていくなどのことをやっていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

○上田委員長 よろしいですか。

それでは、各会派の態度表明をお願いしたいと思います。

日本共産党さん。

○関川委員 今、学校給食、文京区、小中合せて30校、学校給食、委託導入するときに、安全な食材ということで、地元業者から取り入れるということは、譲らない1点だったんですけども、安全な食材を子どもたちに食べていただくということでは、このオーガニック給食

というのは大変重要なことだというふうに思いますので、ぜひ、1年に1度というふうに書いてありますけど、1年に1度じやなくて、1年に1度から始まって、「オーガニック給食の日」を設けて、ぜひ、子どもたちに環境教育と一緒に安全な食材を提供するということを学んでいただくということで、1、採択、2も採択でお願いします。

○上田委員長 区民が主役さん。

○小林委員 区民が主役の会は、請願第55号の請願事項1について、先ほど申し上げました石岡市などの協力があれば、文京区でも十分実現可能だと思いますので、採択いたします。

請願事項2の食育や環境教育は、12月8日のオーガニックデイに合せて情報発信を行うなど、農水省の推奨するオーガニックビレッジ事業の一環でもありますので、こちらも採択いたします。

○上田委員長 文京維新さん。

○高山（か）委員 55号、拝見いたしました。こちらも9月に提出された34号と、おっしゃりたいことは同様なのかなとお見受けしております。そのときも申し上げたんですが、輸入に頼らず、身の回りの有機物とか活用して食をつくるという、請願者のお気持ちというのは大変賛同するところもありますし、このオーガニックの日というのも大変ユニークな発想だなとは拝見しました。

その上で、請願理由にも、泉大津市が農業連携協定を結んで、農村地域を持つ自治体と連携してオーガニック給食を取り入れているとありますけれども、有機農業を推進している農村地域は、農林水産省からみどりの食料システム戦略という国内自給率を上げる政策があって、これに認定されると補助金が出る仕組みになっていたりするんですね。協力している自治体は、プラス農水省のホームページとかにも、こういう自治体がオーガニックの給食でこういう食材を使ってやっていますというのが、広報としても載るようになっていて、この記載にある品川区も、その上で取り入れているという図式があります。

そういうオーガニック食材の戦略なんですが、一方で、費用対効果、それから供給体制、先ほども小林委員もおっしゃっていたと思うんですが、有機野菜とか特別栽培農産物が安心安全だという根拠がまだ曖昧な部分があって、一般の農作物が安全じゃないとする、慣行農法に対する対立軸をやっぱり生む仕組みもちょっと生まれてしまっているんだなというのが今回、文教委員会の視察でもちょっと勉強になりました。

その根拠が示されていない中で、公教育に取り入れるというのが、オーガニック給食をあって食育をやるために取り入れるのか、オーガニックというのは、純粹に信じるから取り入

れるのかというのが、この結論が教育行政や教育現場の答えをまだ出し切れてない状況では、我々の会派とすると、繰り返しこの請願を提出され続けられたとしても、残念ではありますが、不採択とさせていただきます。よって、この請願事項1、2については、日本維新の会は不採択とします。

○上田委員長 公明党さん。

○岡崎委員 請願55号、先ほど名指しをされてしまいましたので、確かに国のほうでは質疑を重ねて、議論もしているところではありますけれども、今後、国としてしっかり整備がされれば、給食に取り入れるのもありなのかなと。ただ、今、現実として、先ほども質疑が出ましたけれども、やっぱり供給面において賄っていくのは、地元の業者さんにも大きな影響も出ますし、一律に「オーガニック給食の日」ということでやるのは、今の段階ではいかがなものかなというふうに思っております。

また、前回も言いましたけれども、もう既に有機農産物を扱っている学校もございますし、または、協定自治体との連携も既にやっております。よって、請願55号、1項、2項とも不採択でお願いいたします。

○上田委員長 自由民主党さん。

○山田委員 請願の第55号ですが、先ほどもちょっと話が出ました、今回、文教委員会で黒石市に行ってまいりました。有機栽培米を学校給食に取り入れていく、推進していくということで、令和9年までに希望数値を掲げて頑張っているというところの、今回の請願にもあるように、その勉強のために行ってまいりました。

そこで、現場の声を聞いたときに、やはりその現状というのがよく分かりまして、先ほども関川委員から出たように、結局、無農薬ではないので、非常に雑草が多く出ることだったりとか、そういったところで、すごく手間がかかってくるらしいんですね。ある意味、人手もかかれば、お金もかかるということで、やりたがる農家さんが少ない。

また一方で、慣行栽培農家というんでしょうか、の方々が今までのおれたちじや駄目なのかという、何で有機栽培だけを推進していくんだみたいな、現場ではそういう声もあって、非常に進めていくのは難しいのが現状だということを聞いてきました。

やはりこれについては、供給という意味では、様々な課題は本当にあるなというのは、もう実感した次第です。

今回のこの請願については、「オーガニック給食の日」というのを設けてということと、それからあと食育として、あと地域と連携してということが請願になっておりますが、自民

党としては、先ほども課長の御答弁にあったように、学校それぞれで有機栽培を使った給食というのを提供しているということ、またそれから、連携している都市との野菜も使ったりとか、もう既にやられているということで、区独自でしっかりと取り組んでおられるということが確認できましたので、この請願に対しては、自民党は不採択とさせていただきます。

○上田委員長 市民さん。

○ほかり副委員長 請願第55号、1項、2項ともに不採択とさせていただきます。

これ9月の議会に出た請願のときに、私、態度表明で、オーガニック給食、難しいけれども、「和食の日」みたいな形で定期的に取り入れてはどうかという御提案をしまして、それをそのまま請願者の方が請願事項に入れていただいているんですけども、その後、ほかの委員がおっしゃったように、黒石市に視察に行って、実際、有機農法と慣行農法の現状を見て、結局、黒石市は、有機農法はあまりやりたがらず、60%ぐらいの収穫しかできないので、学校給食を有機農法の出口として設定してやってもらっているというような話もありました。その辺を視察させていただいて、私が御提案したことなんですが、やはり給食として提供するのは現実的ではないという考えが、不採択の理由になります。

ただ、私たちが視察したように、有機農法と慣行農法の違いとかというのは、子どもたちは全く知らないと思いますので、そういうところの理解を深めるための食育ということを、既にもうやっていただいているというお話だったんですけども、より深めていくというところが大事なのかなという理由で、1項、2項ともに、すみません、不採択とさせていただきます。

○上田委員長 請願受理第55号の審査結果について申し上げます。

請願事項1、採択3、不採択4、よって不採択とすべきものと決定いたします。

請願事項2、採択3、不採択4、よって不採択とすべきものと決定いたします。

次に、請願受理第56号、「小日向台町小学校改築計画を見直す」ことを求める請願です。

請願文書表のデータ30ページを御覧ください。

-
- ・受理年月日及び番号 令和7年11月19日 第56号
 - ・件 名 「小日向台町小学校改築計画を見直す」ことを求める請願
 - ・請 願 者 文京区小日向 3-12-9
梅野秀一
 - ・紹 介 議 員 依田 翼

- ・請願の要旨 次頁のとおり
- ・付託委員会 文教委員会
- ・請願理由

小日向台町小学校の改築工事に関しては本年7月に区より2回目の住民説明会が実施されました。その際、公表された計画では、体育館及び給食室は地下1階にあります。体育館の上にはガラス屋根のプールがあります。この案は、とても贅沢なように見えますが、下記の理由により専門的見地からみて多くの問題があります。

①地下化の問題点

まず地下1階の床面積は延2,000m²以上と広大で、かつ地下1階とはいえ地盤より約5m以上低く、当該部分の搬出土量は10,000m³を超えると予想されます。すなわち現在の小日向台町小の体育館2ヶ分以上の土量を掘削、搬出する必要があります。8tダンプ2,000台分です。概算ですが、地下化により建設費は5億円以上の増加が予想されます。（数値はパンフレット図面からの概数）

地下による建設費の高騰、工事中の騒音振動、大型車両問題、そして工期の長期化による児童への負担増など、マイナス面が多すぎます。近年、公共事業の不調が続いている今日、地下部分の建設は可能な限り縮小するのが妥当と考えます。マンション建設だったら、周辺住民から大反対運動がおきるでしょう。

さらに、地下の体育館は災害時を含め、平常時も使いづらいと思います。多大な経済的損失と住民への犠牲をはらった結果、いいものができればまだしも、良くない状態をつくるのは選択すべきではないと考えます。

②何故、このような計画に至ったか。

当初は、自校建替方式による建替えのため段階計画が前提であり制約があったことが挙げられます。しかし別敷地に一時移転することによって、段階計画にする必要がありません。しかしながら現在の計画は、以前の段階計画をそのまま踏襲してほとんど変更なしに提示されています。今回は段階計画をせずに計画策定ができるわけですから、段階移転の制約なしで計画を策定することができます。その場合、体育館や給食室を地下に設けないことも検証の結果十分可能です。

・請願事項

- 1 小日向台町小学校等の改築については既往の段階計画にとらわれず計画の修正をお願いします。その際、可能な限り地下化を避けて、建設費の抑制や、周辺への影響を極力低減

すること、そして使いやすい魅力ある計画を策定してください。見直しの時間は十分にあります。何より工期の短縮を図り、児童や地域の負担を軽減してください。

○上田委員長 この請願は、小日向台町小学校等の改築について、地下化を避け、周辺への影響が低減し、使いやすい、魅力ある計画へ修正することを区に求めるものです。

それでは、御質疑をお願いいたします。

石沢委員。

○石沢委員 請願第56号なんですけれども、この請願理由の中に書かれていることについて、ちょっと確認をしていきたいなというふうに思っております。

まず、2段落目の地下化の問題点というところで、マル1のところで書かれていますけど、ここに当該部分の搬出土量は1万立方メートルを超えると予想されるというふうに書かれています。この前の説明会で出された資料を基にすると、やっぱりこれだけの土砂が出るということになるのかどうかということの確認をさせていただきたい。

あとそれから、ちょうど今、実施設計をしている最中ではないかなというふうに思います。それで、たしか当初は、実施設計がもう少し手前のほうに完了する予定だったと思うんですけども、今はちょっと延びて、来年の8月でしたかね、に実施設計完了という目安だったかというふうに思うんですけども、今、実施設計中なんだろうけれども、その実施設計としては、どのくらいまで進んでいるのかということ。

あとそれから、この実施設計がそもそも延びた理由というんですかね、これもちょっと改めて教えていただきたいなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○上田委員長 大畠整備技術課長。

○大畠整備技術課長 まず、1点目の1万立米を超えるような土量が出るというところなんですけれども、地下の面積と深さを考えると、おおむねここに書かれているとおりの数量になる、土量が出るということで認識をしております。

それから、実施設計、今、進めているところなんですけれども、延びた理由としましては、今年の6月でしたっけ、に小日向の地域の皆さんに説明会をさせていただいたんですけども、一応その御意見も踏まえて、基本設計を完了させようということで、なかなか説明会をするタイミングというのが当初想定していたよりも、東邦音大の取得等も含めて、時間がかかったということで、その分、工期が延びているといったところです。

今、基本設計が完了いたしましたので、その設計に基づいて、詳細の設計を進めていると

いう段階でございます。

○上田委員長 石沢委員。

○石沢委員 分かりました。東邦音大の敷地が活用できるということにもなって、そういうことも踏まえて基本設計を発表し、実施設計がその分ちょっと後ろに延びたのかなというふうに思います。で、今、実施設計中だということですね。詳細な設計を今、詰めている段階だというお話でした。

それで、もう一つお聞きしたいんですけども、この前の説明会のときに、北側の隣地が取得ができたということで、説明会のときには御説明があったかというふうに思いますけれども、あの北側の隣地の使い方ですね、これについては、今、どういうような使い方をしようかということで検討されているのか。もう具体的に既にあの土地の、例えば工事期間中の使い方ですか、あと、工事が終わった後の使い方もそうですけれども、そのあたりの具体的な詰めというのは、もう既にされているのかということちょっとお伺いしたいと思います。

○上田委員長 内山教育推進部副参事。

○内山教育推進部副参事 北側の隣地の活用方法でございますけれども、こちらにつきましては、今後、実施設計を進めていく中で、関係所管課も含めまして、用途を検討していきたいというふうに考えてございますけれども、さきの9月の文教委員会で申し上げたとおり、こちら学校敷地が北側道路と接続することとなりますので、工事期間は工事動線としても活用できるというふうに考えてございますし、また、竣工後は、避難経路としても非常に有効であるというふうに考えているところでございます。

具体的な活用方法につきましては、今後、検討してまいりますけれども、例えば児童館・育成室のプレイヤードの拡張、そういった形であったり、避難経路の確保、そういった形の活用は考えられるかなというふうに考えているところでございます。

○上田委員長 石沢委員、よろしいですか。はい。

山田委員。

○山田委員 この台町小学校の改築計画についてですけれども、先ほど石沢委員が、搬出する土量はそんなにあるんですねという御質問で、そうですということで、そこだけを聞いていると、うわーっ、そうなのというふうに、何かまたここでびっくりしちゃうという感じなんですけれども、例えばそういう計画だったとしても、こうやって地下を設けて施設を造るということを決めたわけですよ。その決めたのも、ずっと検討委員会を何年も重ねてやって

きて、そして地域住民、またはPTA、それから同窓会の方たちなどを巻き込んで、こうやったものが出来上がってきたと思うんですね。

そういう中で、ここでまた、そうやって決めてきたのには、あれ、どうしちゃったんだろう、またここで、私も地元にいるわけですけれども、どうしてこのような質問が今出てしまうのかなということに、そこはちょっと理解に苦しむ点はあります。

ただ、この請願に沿って質問をさせていただくならば、先ほどもお聞きしたように、ここでは地下化を避けてというふうにありますが、地下に施設を造ることの意味、それからメリットというのかな、メリットがなければ、やっぱりそれは考えなかつたのであろうし、建設費の抑制とは書いてあります。それから周辺の影響というところも書いてあります。そういうところのちょっとポイントを押さえて、御説明をいただけますでしょうか。

○上田委員長 大畠整備技術課長。

○大畠整備技術課長 これまで様々プランについて、平面計画について、検討してまいりました。そういう中で、地下を造るということになっているんですけども、検討委員会で出た必要な諸室ですとか、校庭の広さ、それから理科園を保存したい、同じような理科園を使いたいというような意見ですとか、様々な意見が出ております。そういうものを全てこの土地で収めようとすると、どうしても第1種低層住居専用地域で、高さの規制等が厳しいという中で、上に建物を建てていくと、必要なグラウンドですか、そういう空地がなかなか取れないといったところで、全て皆さんの御要望をかなえるためには、地下化というのは絶対に避けられないものだということで、認識しております。

そういう中で、地下に何を造るかというような選択肢が幾つかある中で、子どもたちが過ごすような教室、特別教室はやはり地下に設けることはできませんので、そういう中で、大人が基本的に使う給食室、それから利用が限定されるような体育館を地下に設け、なつかつ、その体育館の上にプールを載せることによって、非常に効率よく建物が配置できますので、近隣への建物ができたときの圧迫感とかそういうことも踏まえて、この計画が効率よく、そして最適な計画ではないかということで考えているところでございます。

○上田委員長 山田委員。

○山田委員 南側のほうに建物を建てたときの圧迫感とおっしゃったのは、多分これ北側は日影規制か何かがありますよね、それとあと、全体的にあそこは高さ、たしか10メートル制限というのもあるわけですよね。南側に、やはり建物が建てるとき、例えば窓を開けたときの子どもの声って、それこそ周辺の住民に筒抜けというか、もうすごく聞こえる。それこ

そ周辺の影響ということを考えたら、やはりその考え方もありなのかなというふうに私も今、感じました。

それとあと、今、課長がおっしゃられたように、検討委員会で出てきた要望をしっかりと意見を聞いて、ここに盛り込んでいってくださった上での計画であって、あと、先日も誠之小学校にも行つきましたが、やはりこれまで地下にそういったプール、あ、誠之は違つたか。違うね。どこだったっけな。

（「……があります」と言う人あり）

○山田委員 あ、体育館は地下にあるよね。そうだよね。いわゆる、今まで改修されている学校を見ても、体育館の利用というのは非常にうまくできていると思います。例えばそういった、ふだん使うというところが体育館に行っちゃっているようであれば、それは生徒たちの日常の動線とかを考えたときには無理はあるけれども、ある意味、たまにしか、たまにしかという言い方は変ですけれども、そういうものが地下化するということは、私は理に適っているというふうにも思います。

あと、やはり災害のことを考えたときという意見もありますが、災害が365日あるという想定であれば、それはそうですけれども、もちろん災害にとっても大切ですけれども、ではどこを一番に軸に置いて考えるかというところは、そこはどうしても考えてお示ししていかなければいけない部分であって、こうすればいい、ああすればいいは、もちろんある中で、ではどれが最善なんだろうということをやっぱり考えていかなければいけないんだと思うんですが、そのあたりの視点も最後お聞かせください。

○上田委員長 大畠整備技術課長。

○大畠整備技術課長 今、委員から御指摘ありましたとおり、南側に学校の教室を造るといったような案も複数案、検討の過程では出てきておりましたが、やはり学校側にいろいろと意見を聞く中では、近隣との建物が近くなるので、どうしても窓を開けての授業がしづらいとか、なかなか伸び伸びとした生活がしづらいといったようなことですとか、あとは、そうなるとどうしても北側がグラウンドになって、日影ができてしまうといったところで、雨が降った後のグラウンドがなかなか乾かないとか、そういういろいろな問題点があるということころで、南側に建物を寄せるのは、この場所においてはふさわしくないのではないかという結論に至っております。

また、そういう中で、地下化をすることによって、周辺への、近隣への影響ですとか、工期が一度その分伸びるといったことを踏まえましても、今の計画にすることが、建てた

後の今後何十年使っていくということを考えると、この計画がよいのではないかということ
で、区としては考えているところでございます。

○上田委員長 小林委員。

○小林委員 前回の文教委員会で、私、校庭に仮校舎を建てないことで、工期の短縮のほかに、建築計画に変更が出た部分はどこかというふうな質問をしましたら、居ながら改築でなくなりたことでの計画の変更はない。居ながらである中で幾つかの案を比較し、その中でこの案が最善だということで確定したというふうな御答弁をいただいております。今回、東邦音大の仮校舎を建てる土地を取得したことにより、居ながら工事でなくなりたことで、制約がなくなるからこそ、地下を掘らないことを含めて、検討するべきではないか、なぜ検討しないのかということをまず伺いたいと思います。

それで、ここにも書いてあるとおり、地下を掘ることで、8トンダンプ2,000台分の土を搬出するだけで、計算して1日20台だとしても100日かかる計算ですし、解体、掘削、搬出などの騒音、振動、粉じんなどで、近隣住民は何年も家にいられない状況を過ごさざるを得ません。

また、地下を掘らないために、例えば1番として、このままの設計だったら高さ制限を撤廃する。2番、プールを北側の特別教室棟に持っていく。3番、校庭にある今のプールを使う。4番、プールをなくして、他校のプールを利用させてもらうなど、様々な案も考えられると思うんですけれども、こうした地下を掘らないということで、工期の短縮にもなって、ここには5億円と書いてありますけれども、この御時世で大幅な工事費の節約にもなります。

計画変更には時間がかかるというふうに聞いてはいるんですけども、先ほど私が申し上げた4案についての図面上での計画の検討はすぐできるはずではないかなというふうに私は思います。事前のこの請願を出してもらうに当たって、事前の聞き取りなんかもちょっとしているんですけども、そのときに、計画変更は時間がかかるという意味合いを、その後の合意形成に時間がかかるというニュアンスで私は受け取っているんですけども、まだ時間はありますし、検討して話し合ってこそ、どの案になってしまっても納得度が増し、合意形成できるのではないかと思うので、ぜひ検討だけでもしていただけないでしょうかということを申し上げたいんですが、いかがでしょうか。

○上田委員長 大畠整備技術課長。

○大畠整備技術課長 まず最初の、居ながらではなくなりたことによって、地下化を避けた計画ができるのではないかといった御趣旨の御質問ですけれども、先ほどの山田委員からの御

質問にお答えしたとおり、いろいろと必要な諸室がある中で、今の条件下において、地下を造らないというのは難しいということは、確認をしているところでございます。

そういう中で、居ながらではなくなったといったところで、今まで複数案検討した中で、それ以外の何かすばらしい案が出てくるかというと、今まで基本的に検討したプランの延長線上で収まるかどうかといったことになるかと思うんですけども、なかなか使い勝手、できた後の運用を含め、地下化を造らないことによるメリットというのは、そこまで見当たらぬのではないかなということで考えております。

委員から4つほど御提案いただきましたけれども、まず1つ目の高さ制限の撤廃ということなんですかとも、高さ制限を撤廃することはできなくて、建築基準法の許可なりを取ってといった形になります。そういう中で、あらかじめ高さを超えるということを前提に設計を進めるということが、そういう仕組み上できなくて、設計が終わって、できたものが高さを超えるかどうかというのを東京都の建築審査会にかけて、個別に判断をして、それで許可を受けてという形になりますので、地下を造らないということで、上に建物をたくさん建てた中で、設計が進んでも、建築審査会に通らない可能性が十分あるといったところで、そういうリスクのある設計というのは、区としてできないので、今のプランでもし許可が取れれば、高さが緩和できれば、3階にある高学年の教室の高さをちょっと高くしようか、教室の高さをゆとりあるものにしようかといったようなことを考えておりますので、まずそれは難しいということでござります。

それから、プールをほかの場所で上に持っていくというところも、この請願をいただきまして、本当にそれができるのかというあたりも検討しましたけれども、ちょっとなかなか現実的には難しいという判断をしておりましそし、また、地上にプールを造るということも、グラウンドの広さとか、そういう使い勝手上、好ましくないということで、検討委員会の中でも、改築するプールは屋内で、最上階で、プールを使わない期間も室内利用できるものといった形で進めるということが、といった結論を得ておりますので、なかなか御提案のものは難しいのかなということで判断しております。

○上田委員長 小林委員、よろしいですか。はい。

では、質疑はこれでよろしいですか。

それでは、各会派の態度表明をお願いいたします。

自由民主党さん。

○山田委員 先ほど来、課長の御答弁にもありましたように、小日向台町小学校の改築におい

ては、現実的な課題をやはり解決するがための、いろいろな工夫だったりとか、英知がそこに組み込まれた、そしてあと、地域住民の方たちと共に考えてきた結果のものであって、これにはやはり50年も、もしかしたら80年になるのかもしれないけれども、やはり使っていて誇れる施設なんだろうなというふうに考えますので、ここにかかる建設費用だったりとか、工期というものは、それなりに見合っていくものなのかなというふうに思っております。

ただ、極力、やはりいろんな意味で、工事の不都合を軽減して、これからも地域住民の声をしっかりと聞きながら進めていってほしいということを意見を付して、自民党、これの請願に関しては不採択とさせていただきます。

○上田委員長 公明党さん。

○岡崎委員 請願第56号ですけれども、小日向台町小学校の建築計画の修正を要望されておりますけれども、先ほどからも質疑がありましたけれども、今まで様々なプラン、自校方式にとらわれずに、様々なプランを検討した結果、今の計画が最善であるというふうに我々も認識しております。

また、地下化を避けることは、校庭の広さの問題や教室の確保、また、先ほどありました高さ制限などの課題も多くありますので、請願第56号は不採択でお願いいたします。

○上田委員長 文京維新さん。

○高山（か）委員 56号、拝見いたしました。非常に請願者の方も、地域の方、それから子どもたちのことを考えて、強い思いがあるということは、この文章からも読み取っております。ただ、今、山田委員と岡崎委員もおっしゃったように、様々な課題、高さ制限とか含めて、課題解決していく上で、住民説明会も含めて、今まで行ってきました。様々な修正を行いながら、地下化も含めて、いろんな意見があったと思います。それで、今のこの着地点に到着しているわけですから、ここで今から計画がまるっと変わっていくというのは、では一体いつに出来上がってくるんだということにもなってきますし、現実的ではないなというのが私どもの判断です。

ですので、この請願56号については、日本維新の会は不採択といたします。

○上田委員長 区民が主役さん。

○小林委員 先ほど来、様々な事情というのが明らかになったところではあるんですけども、プールをなくし、他校のプールを利用させてもらうみたいなことは、今、千駄木小学校の改築でプールの在り方も検討しているので、そういったことも含めて、様々な案を出しながら、これはできるんじゃないかな、できないんじゃないかなみたいなことを地元の住民の方と話し合

うということは大事ではないかなと。今後、説明会、まだ当分ないと思いますし、実は今回のこの意見も、前回の住民説明会、私、出ているんですが、挙げられておりました。

そのときの区からの回答が、私、今、その具体的な文言まではちょっとまだ調べられてはいないんですけども、その回答に納得できなくて、今回の請願が出ているということなので、やっぱりこういう案がなぜ駄目なのかというのは、具体的にやっぱり対話をしながら進めることも必要だと思いますので、大きな改築の計画の見直しではなくて、そのまんま、地下を掘らないで上に上げたらどうかとか、そういったことも含めて、いろんな提案をしていただいているわけで、そうしたらプール、なくせばいいんじゃない、今は校庭に潜っているプールを、そのまま使うのはどうかというようなことも含めて、校庭が狭まるわけではないと思いますので、そういったことも含めて、いろんな対話が、これから大きなお金をかけて、これから90年、100年使っていくことになる小学校の改築なので、住民参画も進めながら、皆さんと話し合って進めていかなければいいなと思いますので、区民が主役の会としては、採択いたします。

○上田委員長 日本共産党さん。

○石沢委員 請願第56号なんですけれども、先ほどの質疑のところで、今のこの小日向台町小学校の実施設計については、これから詳細を詰めていく段階に入っているということで、ただ、基本設計と実施設計については、詳細を詰めていくことですから、かなり固まっているのではないかというふうに思います。

それで、そういったことについては、今の進み具合からすると、やっぱり尊重していかなければならぬのかなというふうには思います。

ただ一方で、こうした請願にもありますとおり、土砂搬出量が1万立法メートルを超えるというようなことで、それに対する心配の声などが上がっているということについては、やはり重く受け止めていかなければならぬことなのではないかなというふうに思います。

それから、この請願事項を読むと、可能な限り地下化を避けてということなので、全く地下化をやめるとかというふうにも言っていないのかなというふうにも読み込むこともできるのかなというふうにも思うんですけども、いろいろ質疑する中で、北側の隣地については、まだ実施設計が固まっていく中において、活用方法を決めていきたいというお話をございました。

ですから、こうした、ある意味与えられた与条件、それから実施設計もこれから詳細を詰めていくことになっているので、そういう中で、可能な限り、近隣の住民の皆さん

不安に応え、そして、要望を可能な限り取り入れていくという点での、努力というか、そういうのは、さらに骨を折ってもらうということにもあると思うんですけれども、そういったことは、非常に大事なことなのではないかなというふうに思います。やっぱり地域の負担や児童の負担を軽減していくことが、この請願事項の非常に大事なポイントだというふうに捉えておりますので、そういう趣旨で、私たち日本共産党文京区議団は、この請願第56号、採択を主張いたします。

○上田委員長 市民さん。

○ほかり副委員長 市民フォーラム、請願第56号、不採択とさせていただきます。

事前に課長からお話を伺ったんですけれども、地下化をしないと、取捨選択してどこかを削らなければいけなくなる、高さ制限があるので、という話も伺っていますし、以前、設計が上がってきたときに伺ったんですけれども、地下というのは、正直、私も気になってはいたんですけども、地下とはいって、スロープで、バリアフリーでアクセスできる動線はしっかり取っていただいているということと、あと、災害時に備蓄倉庫がどうしても地下になるので、同様に地下あるほうが備蓄倉庫と避難所を担う体育館との動線はいいというお話を伺っています。

あと、工期に関しても、居ながらの工事に比べて、半減まではいかないですけど、大分やっぱり工期が短縮されているということなので、現状は今の計画で、短縮された工期で、事業を進めることができます最善だと思いますので、不採択とさせていただきます。

○上田委員長 請願受理第56号の審査結果について申し上げます。

採択3、不採択4、よって不採択とすべきものと決定いたします。

次に、請願受理第57号、一歩先行く自治体として、文京区において義務教育費及び関連教材費等の完全無償化を早期に実現することを求める請願です。

請願文書表のデータ32ページを御覧ください。

-
- ・受理年月日及び番号 令和7年11月19日 第57号
 - ・件 名 一歩先行く自治体として、文京区において義務教育費及び関連教材費等の完全無償化を早期に実現することを求める請願
 - ・請願者 文京区千石4-35-16
「文の京」Future Design Initiative
屋和田 珠里

・紹介議員 千田 恵美子

・請願の要旨 次頁のとおり

・付託委員会 文教委員会

・請願理由

文京区でも義務教育費や関連教材費等の無償化に向けた取り組みをしていますが、他の自治体に比べると後れを取るものがあります。

例えば品川区は令和7年度から区立小・中学校の修学旅行費を所得制限なしで無償化したほか、令和8年度からは区立中学校の制服を無償化すると発表しました。

葛飾区も区立中学校の修学旅行費を令和7年度から完全無償化していますが、文京区は修学旅行費の物価高騰分の一部補助だけにとどまります。（※修学旅行費の無償化はこのほか、墨田区、荒川区でも令和7年度から実施、荒川区は小学4年～中学2年の臨海・林間学校なども公費で賄う）

23区では、小中学校で使う学用品の費用を無償にする動きも広がっており、品川区は令和6年度から、区立の小中学校を対象に家庭が負担する書道用具や学習ドリル、絵の具セットなどの学用品やドリルなど補助教材にかかる費用を所得制限なしで全て無償にしたほか、荒川区は令和7年度の卒業生から小中学校のアルバム代（1万～3万円程度）を無償化しました。

文京区は、職員行動指針「チーム文京スピリット」の「誓い」において、「一歩先行く自治体として、区民の“期待どおり”的なサービスから、“期待以上”的なサービスに発展させ、区民感動を実現します」と明記しており、義務教育費や関連教材費等の無償化において、「一歩先行く自治体として」「区民感動を実現」する必要があると考えます。

そこで、一歩先行く自治体として、文京区において義務教育費及び関連教材費等の完全無償化を早期に実現するよう区長に働きかけていただきたく下記を請願いたします。

・請願事項

1 一歩先行く自治体として、義務教育費及び関連教材費等の完全無償化を早期に実現してください。

2 上記1に関し、特段の事情等があつて他の自治体に後れを取る場合には、その理由と根拠を区民に丁寧に説明し、区民の理解と納得を得られるよう努めてください。

○上田委員長 この請願は、義務教育費及び関連教材費等の完全無償化を早期に実現するこ

と、及び他の自治体に後れを取る場合は、その理由と根拠を区民に説明し、区民の理解と納得を得られるように努めること、以上を区に求めるものです。

それでは、御質疑をお願いします。

関川委員。

○関川委員 教材費無償化ということが今、23区で広がってきております。それというのも、今、物価高で、やっぱり暮らしが大変になっているというのが背景にあるというふうに思いますけれども、今、所得の低い方について、教材費の無償化をやられていますけれども、文京区の場合、生活保護費の何倍を、1点何倍かですよね、援助費について1点何倍でやっているのかどうかということと、それから、何人ぐらいが対象になっているのかということを教えていただきたいんですが。

○上田委員長 宮原学務課長。

○宮原学務課長 掛け率につきましては、1.67倍になります。人数につきまして、ちょっと手元にございませんので、確認して、後ほどお伝えいたします。

○上田委員長 関川委員。

○関川委員 1.67倍、改定されて、23区の中では文京区、これは高いほうかなというふうに思いますけど、この就学援助については、全員に用紙が配られて、誰でも申請できるようになっておりますけど、大体、今、分からぬですよね、人数はどのくらいなのかって。というのは、就学援助をもっと広げてほしいという意見が、この低所得の方だけじゃなくて、23区で広がっておるんですけども、文京区の場合、卒業アルバム代が、もう大分前の話、20年以上前ですけど、無償になっていた時代がありますけれども、今、物価高で暮らしが大変になっている中で、就学援助の拡大というのはとても大切だというふうに思いますけれども、その辺、いかがでしょうか。

○上田委員長 宮原学務課長。

○宮原学務課長 就学援助につきましては、先ほど委員からもありましたけれども、1.67倍ということで、一定、23区の中では比較的高い数値で、準要保護の皆さんへの対応を行っているというところでございます。

今後、法の改正があって、またその基準の変更がある場合には、検討していこうとは思っておりますけれども、今、一定の範囲では、対応できているものと考えているところでございます。

○上田委員長 関川委員。

○関川委員 生活保護費の1.67倍ということで、23区の中で高いということなんですかけれども、先日、最高裁の判決が、生活保護費、安倍内閣のときに生活保護費が減らされたということで、生活保護費そのものが下がっているということなんですが、そこに1.67を掛けても、多くの方々が就学援助を受けられるというふうにならないというふうに思うんですけど、國の方針なので、生活保護費そのものを上げていかない駄目だというふうに思うんですけども、そういうところで、こここの文京の教育の81ページにあります就学援助の内容、これを幾つか援助した場合に、お金はどのくらいかかるんでしょうか。

○上田委員長 宮原学務課長。

○宮原学務課長 おっしゃっているのが、就学援助の中の学用品費の部分が幾らかかるのかというところかとは思うんですけども、どこの範囲を無償化するかによって、その金額については変わってくるところでございますが、先般、教育長のほうで御回答いたしましたとおり、今、学校のほうで集金している金額の副教材費や学習用具、校外学習等にかかる費用、こちらのほうをまとめますと、小学校が約2億9,000万円、中学校が8,500万円ほどになります。

なお、先ほど、数字のほうですけれども、準要保護が今、小学校が669名、中学校が426名でございます。すみません、2024年度実績になります。

○上田委員長 関川委員、そろそろまとめてください。

○関川委員 ありがとうございました。準要保護の生徒さんを含めて、合せて1,000人ぐらいの方が就学援助を受けているという、こういう数字になるわけですけれども、今、文京区、お子さんが増えてきている中で、この低所得の方だけじゃなくて、ぜひ、就学援助の拡大をしてほしいということで、23区の中では世田谷区や品川区が先んじてやっているという、こういう状況の中で、ぜひ、先進区を調査していただいて、文京区でも就学援助の拡大をしていただけるようにお願いしておきたいんですが、いかがでしょうか。

○上田委員長 宮原学務課長。

○宮原学務課長 就学援助につきましては、先ほど来、答弁の繰り返しとはなってしまいますけれども、生活保護の1.67倍という形で、準要保護の方を認定しまして、そこを様々な費目によって、一定、支援を実施することができているというふうに考えております。

一方、学用品費等の物価高騰対策ということは、我々のほうでもそこは課題というふうに認識をしておりまして、限られた財源の中でどのように対応していくのかというの、支援策を検討してまいりたいと考えております。

○上田委員長 ありがとうございます。

ほかに質疑のある方、よろしいですね。

それでは、請願受理第57号の各会派の態度表明をお願いいたします。

日本共産党さん。

○関川委員 請願57号については、もっともなことだというふうに思いますので、日本共産党は、この請願57号、採択をいたします。

○上田委員長 区民が主役さん。

○小林委員 区民が主役の会は、決算委員会においても、教材費や修学旅行費の無償化、そして卒業アルバム代の補助などを検討してほしいと要望いたしました。文科省からの通達もあるので、前向きに、今、取り組むべき課題だと思っております。物価高騰で家計が苦しいという声が多く上がる中、保護者の負担軽減にもつながる無償化を早期に実現していただきたいので、請願事項1項、2項ともに採択です。

○上田委員長 文京維新さん。

○高山（か）委員 57号請願、読ませていただきました。維新の会は、少子化対策として、義務教育だけではなくて、高校、大学、それから大学院まで完全無償化というのを今、目指して、今となっては、政府与党としても、自民党さんに協力していただきながら動いています。で、先ほど関川委員もおっしゃっていた本会議場でよく教育長が都度答弁で、就学援助制度によって、必要なその世帯を支援しているという御答弁をよく私聞いていますが、そもそも我々と理念も考え方も全く違うんですね、その御答弁は。その上で、以前、委員長、副委員長の会派にもお声がけさせていただいて、教育費の無償化について御相談をちょっと様々な会派、させていただきました。御記憶もあるかと思います。そのときに、修学旅行費から無償化にするのか、いやいや、中学校の制服代から無償化にするのかと、各会派の皆さんの考え方、やっぱりばらばらでした。ですから、まずその部分を、各会派の皆さんと意見調整させていただきながら、一歩ずつやっぱり進めて、ただ、スピード感を持って進めていかなければいけない課題だと我々の会派は考えております。

また、当然、恒久財源なんかも必要ですから、始めたら途中でやめるわけにはいきませんのでね。ですから、この請願理由にも書かれている、義務教育費及び関連教材等の完全無償化については、何から、いつ始めるというのには、請願等で通すものではなくて、様々な御意見を頂戴しながら、議会内で調整していくことと私どもは考えておりますので、1項、2項とも不採択といたします。

○上田委員長 公明党さん。

○岡崎委員 請願第57号、義務教育費及び関連教材費の完全無償化というふうにうたつてあるわけでございますが、やはり財政的にどうするのか、財源的にどうするのか、それはもう議会なり行政なり等で、やっぱり優先順位も含めて議論していかなければならないというふうにも思っておりますし、また、他の自治体に後れを取る云々とありますけれども、それはもう各区それぞれやり方、進め方も当然違うわけですから、1項、2項とも不採択でお願いいたします。

○上田委員長 自由民主党さん。

○山田委員 これについては、先日、今回の一般質問でも我が会派の吉村議員からも、修学旅行の費用についてのことを検討してほしい旨の質問をさせていただいております。ただ、ここで言われているのが、完全無償化というふうにここでは言われています。完全無償化するには、莫大な予算がこれ必要になってくるわけですよね。区のほうでは、いわゆる、例えば給食費の無償化をしていたとしても、では文京区は私立や国立に行かれている御家庭も非常に多いことから、そういう御家庭にも援助しましょうということで補助金が支給されているわけです。ということは、やはり今、いろんなお金がかかる、教育だけじゃない、福祉もそうであるし、まちづくりもそうであるし、いろいろお金がかかっていく中で、どこにどうやって優先してお金をつけていくかというところは、これは非常に大切であって、23区が一律にとか、先んじてとかってやれるものではなくて、区の中で、そのときの現状、課題というものをしっかりと検討して、お金というものはやはり分配していかなければならないものだというふうに思っているんですね。

そういう中でも、先ほども言ったように、給食費のこととかも、区独自のやはりそういったお考えで、区の特性というんでしょうかね、そういうのをしっかりと鑑みて進めていっていのではないかというふうに思っております。そういうことが、いわゆるここで一歩先行く自治体という表現をしておりますが、私は、何でもかんでも他区よりも先に進めるとかやるとかというのではなく、しっかりとそういった視点があるということが、一歩先行っている自治体なのかなというふうに自民党は評価をしていますので、ここで書かれている請願の1項、2項ともに不採択とさせていただきます。

○上田委員長 市民さん。

○ほかり副委員長 請願57号、1項、2項ともに不採択でお願いします。

山田委員がおっしゃったように、予算も莫大にかかりますし、完全無償化ではなくて、状

況を見て判断するというのは、まさしくそのとおりだと思います。低所得の方に対しては、もう既に援助も行っておりますし、実際、私の子どもも今、義務教育中なんですけど、周りの声を聞いても、給食の無償化、確かにありがたいけど、教材は別に無償化にならなくてもいいんじゃないのという御意見が私の周りでは多くて、その莫大な予算をつけるのであれば、学校の教育環境の改善ですとか、もうちょっと低コストできる子どもたちの教育環境に寄与することにお金を使ったほうがいいのかなと思いますので、不採択でお願いいたします。

○上田委員長 請願受理第57号の審査結果について申し上げます。

請願事項1については、採択3、不採択4、よって不採択とすべきものと決定いたします。

請願事項2、採択3、不採択4、よって不採択とすべきものと決定いたします。

続きまして、請願受理第58号、文京区教育委員会の臨時会の会議録も会議規則に基づき作成し、区HPを通じて区民に公表することを求める請願です。

請願文書表のデータ34ページを御覧ください。

- ・受理年月日及び番号 令和7年11月19日 第58号
- ・件 名 文京区教育委員会の臨時会の会議録も会議規則に基づき作成し、区HPを通じて区民に公表することを求める請願
- ・請願者 文京区千石4-35-16
「文の京」Future Design Initiative
屋和田 珠里
- ・紹介議員 依田 翼
- ・請願の要旨 次頁のとおり
- ・付託委員会 文教委員会
- ・請願理由

文京区教育委員会においては、会議規則が整えられ、第三十一条として「議事録には次に掲げる事項を記載しなければならない」と規定し、第1項として記載する事項が列挙され、第2項には「非公開とした会議の議事録は、前項に準じて別に作成しなければならない」と定めています。

しかし、区HPの教育委員会の「定例会等会議録」（ID：2048）のページには令和2年以降、令和7年の現時点まで69回分公表されていますが、臨時会は令和6年8月19日開催の1回だけで、残りは全て定例会のものとなっています。

一方、区HPの「定例会等資料」の「令和7年」（ID：10561）のページを見ると、臨時会（持ち回り審議）は9回開催されており、これらに対応する「会議録」が公表されていないということになります。

そこで貴議会において、教育長に対し、文京区教育委員会会議規則に則り、臨時会（持ち回り審議）についても「会議録」を公表し、区民の「知る権利」に応えるよう働きかけていただきたく下記を請願いたします。

・請願事項

- 1 文京区教育委員会会議規則第三十一条に則り、臨時会（持ち回り審議含む）が非公開であったとしてもやりとりの記録を、区HPで公表してください。
 - 2 文京区HPでは現在、令和2年以降、令和7年の現時点まで臨時会の「会議録」は令和6年8月19日開催分しか公表されていないので、残りの未公表分を早期に公表してください。
-

○上田委員長 この請願は、臨時会が非公開であったとしても、やり取りの記録を区HPで公表すること、及び令和2年以降、現時点までの未公表分を早期に公表すること、以上を区に求めるものです。

それでは、御質疑をお願いいたします。

石沢委員。

○石沢委員 この請願58号ですけれども、請願事項の1項、2項、それぞれちょっと聞いていきたいんですけども、まず、教育委員会会議規則第31条にのっとり、臨時会が非公開であったとしても、やり取りの記録を区HPで公表してくださいということで、会議規則31条を見ますと、2項では、非公開とした会議の記録というのは、前項に準じて作成しなければならないというふうに書かれていると思います。それで、こうした非公開の会議であったとしても、会議の記録というのは作っているのかどうかということのちょっと確認と。

それから、この非公開ということは、どういうふうに決めるかというと、教育委員会の会議規則の12条では、教育委員の3分の2以上の多数で議決したときは非公開とするというふうに書かれております。それで、これ「会議は」で始まっているんですね、12条って。だから、会議録とは書いてないんですよ、これ。それで、これ3分の2以上で議決して、非公開にするというふうになっているんですけど、主語が会議になっています。これは会議録についても、3分の2以上で、非公開にするというふうに会議、決めたら、これは会議録も非公開になるということなんでしょうか。ちょっとそこを教えていただきたい……。

○上田委員長 これは、質問全部ですか。

○石沢委員 ちょっとそこだけ、まずお聞きしたいんですけど。

○上田委員長 熱田教育総務課長。

○熱田教育総務課長 まず、非公開の会議につきましても、会議録は作成はしております。ただ、非公開というのは、個人情報であったり、いろいろデリケートな情報が含まれていますので、その該当する子どもですとか保護者、そういったところの心情に配慮しまして、区としては積極的に公開はしていないという状況になっております。したがいまして、この31条2項に基づいて、会議録を作成しております。

今の会議規則の12条ですけれども、ここの部分の規定については、非公開と。いつもその場で教育長のほうから各委員に諮って、個人情報が含まれるので、非公開とします、よろしいでしょうかと諮った上で、非公開にしておりますが、これが全て、会議録も含めるという趣旨ではございませんが、会議録を公開しないというところにつきましては、先ほど私が申し上げたとおり、関係者の心情に配慮したというところというふうに認識してございます。

○上田委員長 石沢委員。

○石沢委員 そうすると、この12条では、非公開にするというのは、会議は公開とする、ただし、会議で始まっているんですよね、これね。3分の2以上で議決したときは、非公開とするとなっているんですけども、この会議というのは、会議録は含まないですか。非公開にするということについて、会議は非公開だけど、会議録は非公開とはしていないという、そういう理解なんでしょうか。

○上田委員長 熱田教育総務課長。

○熱田教育総務課長 ここの部分は、一応、全体が非公開ということですので、会議録も含めてという解釈もあるとは思いますけれども、ただ基本的に、ここの規定は、会議の非公開ということでございます。

○上田委員長 石沢委員。

○石沢委員 分かりました。では、ここは会議だと。で、会議録については、情報公開なんかで求められたら、それはできない部分については伏せて、情報公開請求あった方に公開することになっているということは分かりました。

そうすると、教育委員で合議で3分の2ということで決めて、非公開にしている会議です。その会議録なわけですね。それについては、非公開ということには、ここでは会議のみが非公開で、会議録については、ちょっとそういうものにはならないような、そういう御答弁だ

ったと思うんですけども、そうすると、ここで請願者の方は、区ホームページで公表してくださいというふうにおっしゃっているんですけども、合議で決めた中身を、それを情報公開じゃなくて、いきなりホームページで公開するというのは、どうなんでしょう、教育委員会でそういうふうにお決めになったことを、こういうところで公表するというのは、それはできるのかどうかというのをもう一回ちょっと確認をしたいんですけども、どうですか。

○上田委員長 熱田教育総務課長。

○熱田教育総務課長 繰り返しの答弁になりますけれども、個人情報ですとかいろいろ、まず公表できない情報というのが一定含まれます。それは当然出せないんですけども、それ以外の部分につきましても、やはり公表することによって、それをいろんな人が見ます。それで、その該当する関係者の方もそれを見て、いろんな思いを抱かれることがあるので、そこについては、その心情を配慮して、ホームページでは公開はしていないと。情報公開請求をいただければ、必要な箇所は被覆をした上でお出ししていると、そういう取扱いでございます。

○上田委員長 石沢委員、そろそろおまとめください。

○石沢委員 はい、分かりました。

それで、分かりました。では、そういうことですね。

ごめんなさい、2項めもちょっと聞きたいんですけど、これ令和2年以降から令和7年現時点、この請願を出された時点までなんですけれども、臨時会の会議録というのは、8月19日開催分しか公表されていない。残りの未公表分を早期公表してくださいということが求められているんですけども、先ほどおっしゃってもらって、会議というのは、基本的に記録は作ると。非公開についても、記録は作るけれど、それは基本的には情報公開なんかで出すということにしているということなんですけれども、この会議の会議録ですね、これは持ち回り以外の会議録というのは、令和6年8月19日分以外のものというのは、存在するのかどうかというのもちょっと確認をしておきたい。規定上で会議録は必ず作らなければならないから、そうなっていると思うんですけど、この臨時会の会議録というのは、持ち回り以外のものについては、8月19日分は存在するのかということですね。ちょっとそれもお聞きしたいと思います。

○上田委員長 熱田教育総務課長。

○熱田教育総務課長 実際に会議を開いたものにつきましては、全て会議録は作成はしております。持ち回りで行ったものについては、会議を開いておりませんので、会議録は作成して

いないと、そういう状況でございます。

○上田委員長 石沢委員。

○石沢委員 では、8月19日開催分以外の会議録というのは、臨時会ですよ、会議録というのはないんですね。公表できるものがないんですね。

○上田委員長 熱田教育総務課長。

○熱田教育総務課長 この6年8月19日以外の臨時会は、全て持ち回り、令和2年以降ですね、全て持ち回りですので、会議録は作成しておりません。

○上田委員長 よろしいですね。はい。

ほかには。

小林委員。

○小林委員 ちょっと私も事前に聞き取りしたり、調べたりして、ちょっと混乱しているんですけども、一応、この請願としては、臨時会の持ち回りなので、非公開じゃないという認識でいいんですよね。非公開のものではない。

それで、ちょっと話を始めてしまふと、9月の文教委員会で私、小日向台町小の基本設計について、すごく大事な案件なのに、なぜ教育委員会の持ち回り審議になってしまったのかということと、持ち回り審議の場でどんな意見が出たのかということ、また、意見の要旨も記録に残すべきだというふうに申し上げました。そうしましたら、10月10日というのを教えていただいたんですけども、臨時会の報告も、ホームページにアップしてくださったとのことで、その件については、教育委員会会議規則にも議事録を作成し、公表するよう明記されているところではありますけれども、ひとまずありがとうございましたというふうに思いました。

しかしながら、ちょっと会議録と、またちょっと私も今、混乱している中、申し訳ないんですけども、しかしながら、一つ一つ報告を、今、ホームページにオープンにしてもらった報告を見ますと、教育委員会として、異議なしと書いてあるだけで、それは会議が行われてないからということなのかもしれないんですけども、異議なしと書いてあるだけで、意思決定に至った根拠となる具体的な御意見、教育委員の皆さんから出てくる御意見など何一つ書いてありませんでした。

前回の文京委員会で、小日向台町小の基本設計について、持ち回り審議で、どんな意見が出たんですかというふうに伺ったところ、今回の自校方式でなくなったことに伴う、工期がどのように変わったのか。また、改築後の育成室と児童館の面積について、仮校舎への移動

手段、学区の考え方など、様々な意見が寄せられたということが、こここの文教委員会の場で分かりましたけれども、まさにそれを記録に残してほしいと思っております。

そういう意思決定に至った意見の要点記録も含めて、議事録として正式にアップしていただきたいというのは、この請願理由に載つかる私の希望なんですけれども、いかがでしょうか。

○上田委員長 热田教育総務課長。

○热田教育総務課長 会議を開いてないので、議事録という形のものでは作成はしないんですけども、ただ、この臨時会で開催して、今、ホームページにもその審議結果ということを載せております。通常、議案なんかの場合は、意見が出るということはほとんどないんですけども、今後、もし教育委員から意見が出た場合には、それはその審議結果のところに付記するような形で、公表していきたいと考えております。

○上田委員長 小林委員。

○小林委員 教育委員会が開催できなかったから、急遽、急を要することが多いから、持ち回り審議にすることの中に、あまりにも補正予算だとか、私たちが議案で話し合うようなテーマとかがすごくたくさん入っていて、それに全く意見なしに、異議なしという回答を、教育委員会として意思決定しました、政策決定しましたということを言われると、教育委員会の持ち回り審議って、一体何なんですかというふうにちょっと思ってしまうのと、令和7年の1月からこの11月までに定例会は9回で、臨時会は10回も行われています。かつて、定例会の翌日に臨時会が開かれたケースも、ずっと見ていますと、ありましたけれども、なぜ、ここまで臨時会が多くなってしまうのかということと、ここまで多いのであれば、教育委員会、2回にすることだって、必要なんじゃないかというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○上田委員長 热田教育総務課長。

○热田教育総務課長 まず、議案でなぜ意見が出ないかというところですけれども、この持ち回りで行われる条例とは、例えば条例であれば、幼稚園教育職員の人事とか給与に関する条例だったり、教育に関する予算案だったりします。その時点で、教育委員会のほうで、この条例案、予算案について、実質的にその教育委員会の意思を反映させる余地はまずないと。そういう段階で、教育委員会にかけているという状況になります。それが実際でございます。そういうことですので、条例の制定権も予算の編成権も区長のほうにありますので、そういったことも含めて、実際それで、ではそこで幼稚園教育職員の条例、教育委員が何か意見を

言って変わらぬのか、その議案の内容が変わらぬのかというと、変わらぬことはまずないというところもございます。

なぜ、臨時会をこんなに多く開くかと。これはやはり序内の意思決定のスケジュールですか、議会のスケジュールとかによって縛られてしましますので、かなりピンポイントになってしまいます。そういったような事情がありまして、臨時会が多くなってしまっているんですが、できるだけそういったことにならないような努力はしてまいりたいと考えております。

○上田委員長 吉田教育推進部長。

○吉田教育推進部長 今、教育総務課長が申し上げたとおりなんんですけど、ちょっと皆さん方、少しほてなマークがついているところがあるので、補足的に私のほうでお話しさせていただきますと、例えば先日12月1日に行われた幼稚園職員の給与に関する条例がありますよね、今、教育総務課長が言ったのは、それについては、人事委員会ですかそういったところに諮られていて、区長部局のほうで条例制定権がありますので、それについて、もう既に、教育委員会、合議機関で、内部意思決定機関ですので、教育委員の人たちが、それについて、自分の個々の意見を言うということは、これ実質的に、皆さんも考えてみれば、あり得ないということだと思うんですよね。

例えば参考的に、意見ではなくて、自分の感想を言うことというのは、これは可能ではあるんでしょうけれども、例えば、国や都のそういった基準に従って、人事委員会に基づいて、区の職員については、こういった形で、これだけの率で、給与を来年度上げますよと、それについては遡及してやりますよと。それが幼稚園教諭についても、それは同じような形でしますよというふうにしたものについて、それを教育委員会に諮ったときに、それについて、いや、そんなの駄目だと、私はそんなこと絶対認めないということには、理屈、ロジック上ならないということなので、教育委員会の委員としての立場、あるいはその与えられている権限に基づいて、それについて、いや、そんなものは絶対、私はこの幼稚園職員について、そんな給与を上げることはけしからんというような意見は述べられないでしょうということを申し上げたということで、理解しやすくするように、ちょっと少し、厳密な意味ではもしかしたら違うかもしれませんけど、皆さんの理解をちょっと深めていただくために、そういったようなことの補足をさせていただきました。

○上田委員長 小林委員。

○小林委員 よく教育委員会、傍聴しますと、例えば後援名義のときとは、みんなで多数決じゃないけど、3対2になったりとかして、これはバツとかマルとかついていたりとか、そ

いう意思決定のこともありますよね。だけど、そういう大事な、大事なというか、議案とかに関しては、私たちが話し合うような、賛成、反対というようなことをするわけではないという……。

（「議決じゃない」と言う人あり）

○小林委員 議決じゃないということを言っておられるということですね。

○上田委員長 熱田教育総務課長。

○熱田教育総務課長 持ち回りで行った場合、ちゃんと議案は見ていただいて、異議ありませんと、メール等で送って、それを見ていただいて、異議ありませんという、そこでその意思確認は実質的にしております。ただ、その教育委員の皆様も、今、部長が答弁したような事情というのは、皆さんもちろん御存じですので、意見を言ってくることは通常ないというところでございます。もしそこで何らかの意見が出た場合は、今後、この審議結果というところに付記してまいりたいと考えております。

○上田委員長 小林委員、まとめてください。

○小林委員 分かりました。ただ、先ほど例として申し上げたように、小日向台町小の基本設計についての意見って、すごくちゃんとしたこと、ちゃんとしたことというのは変だけど、貴重な御意見、いろいろ伺っているわけで、私たちとしてみれば、そういった意見をやっぱり参考として、議会にも臨みたいですし、そのために教育委員会を傍聴して、文教委員会に臨もうという意思でやっているわけなんですけれども、そういった要点記録というか、それは出せるんでしょうか。

○上田委員長 熱田教育総務課長。

○熱田教育総務課長 今現時点で、その記録は持っておりませんので、出すことはできないんですが、今後、意見があった場合には、それをこの審議結果のところに付記するようにしてまいりたいと考えております。

○上田委員長 吉田教育推進部長。

○吉田教育推進部長 私、先ほどは、皆様方の理解に資するような形で、少し乱暴なことでお話をしましたけれども、例えば臨時会で議案についてやったときには、それは意思決定がありますので、その場合は異議なしというような形で送られています。その辺はちょっと少し皆さんの理解を得るためにちょっと端折った部分がありますけれども、もしそれが細かいところで、部長が言っていること違うよということになると困りますので、それはちょっと一言付け加えさせていただきます。

○上田委員長 御質疑よろしいですね。はい。

それでは、各会派の態度表明をお願いいたします。

自由民主党さん。

○山田委員 この請願の58号、今、課長、そして部長からの御答弁で確認できました。臨時会で特段の意見が出されたときには、意見を付してホームページで公表していくということで、この請願については、不採択とさせていただきます。

○上田委員長 公明党さん。

○岡崎委員 請願58号、教育委員会の臨時会の会議録につきましては、必要に応じてホームページに掲載されているという認識でもございますので、不採択でお願いいたします。

○上田委員長 文京維新さん。

○高山（か）委員 58号です。よく分かりました。私も先ほど熱田課長がおっしゃっていたように、オープンにならないのは、例えば人事に関わることとか、あるいは議決に関わることとか、出せないものというのがやっぱりあると思うんですよね。だから、全てを公開するというのではなくかやっぱり難しいというのはよく判断しています。ですから、1項については不採択です。

2項についても、先ほど申し上げた、特に記載する会議録というか、がないということですね。メールとか電話とかZ o o mとか、その辺で使われているんだと思うんですが、ですから、あくまで請願で、この2項についても、早期公表してくださいということですが、そもそもその会議録がないということで、公表するものがないということですから、不採択とします。

○上田委員長 区民が主役さん。

○小林委員 報告のほうは、もう既にホームページにもアップしていただいたんですけども、やはりこちらに書いてあるとおり、先ほど、今後はやってくださるということなんですね。でも、会議録のほうはぜひやっていただきたいので、1項、2項とも採択でお願いします。

○上田委員長 日本共産党さん。

○石沢委員 請願の第1項ですけれども、非公開にするということは、教育委員の3分の2の合議によって非公開にするということは、先ほどの質疑の中で確認しました。それは会議についてだということです。

会議録については、この会議規則の中での取決めの中には含まれてないけれども、ただ、情報公開請求があれば、一定伏せる部分は伏せて公開するという対応を取っているという御

答弁でした。そういう性格のものであるならば、区ホームページで全体に公表するということは、合議体である教育委員会が決めたものをそういった形でホームページで公に公表するというのは、なかなか難しいのではないかというふうに思いますので、1項については、採択に当たらずということで、不採択としたいと思います。

それで、2項については、そもそも8月19日開催分以外の臨時会の会議録というのは、そもそも会議が開かれていないということで、こういうものが存在しないということで、これについても、なかなかないものを出すということも難しいと思いますので、これも不採択としたいと思います。

ただ、ちょっと意見として申し上げたいのは、先ほど、持ち回りの中で、いろんな意見がメールなんかで寄せられることもあるやに言っておられたというふうに思います。そういうものは、これから公開するという話だったと思いますけれども、ぜひそういうのも公開をしていただきて、区民の知る権利に応えていただきたいなというふうに思いますので、そこは意見として申し添えたいと思います。

○上田委員長 市民さん。

○ほかり副委員長 請願58号、1項、2項ともに不採択でお願いいたします。

1項につきましては、非公開になるのにはそれなりの理由があるので、公開する必要はないと思いますし、情報公開請求をすれば、見ることができるということなので、現状で問題ないと思います。

2に関しては、この6年8月19日以外は持ち回りで、会議録がないということを伺いましたので、ほかの皆さんと同様に、会議録がないので公表はできないということで、不採択でお願いいたします。

○上田委員長 それでは、請願受理第58号の審査結果を申し上げます。

請願事項1、採択1、不採択6、よって不採択とすべきものと決定いたします。

請願事項2、採択1、不採択6、よって不採択とすべきものと決定いたします。

続きまして、請願受理第59号、竹早公園・小石川図書館の再整備の基本計画づくりなどの進捗状況を適宜適切に区民に知らせることを求める請願です。

請願文書表のデータ36ページを御覧ください。

-
- ・受理年月日及び番号 令和7年11月19日 第59号
 - ・件 名 竹早公園・小石川図書館の再整備の基本計画づくりなどの進捗状況を適宜

適切に区民に知らせることを求める請願

・請願者 文京区千石4-35-16

「文の京」Future Design Initiative

屋和田 珠里

・紹介議員 千田 恵美子

・請願の要旨 次頁のとおり

・付託委員会 文教委員会

・請願理由

竹早公園と小石川図書館の再整備を巡っては、令和6年1月に基本計画の「中間のまとめ」を発表して以降、事実上、頓挫しています。

区は令和6年10月19日に「第1回ミーティング（ワークショップ）」、同年12月14日に「第2回みんなで考えるミーティング」を開催しましたが、令和7年3月に開催予定だった第3回は「一旦見送り」になったままとなっています。

この間、区は令和7年2～3月にかけて、「第2回ミーティングでの論点説明に対する質問」を受付、同年6月9日に回答を区HPで公表しましたが、その回答には「今後検討してまいります」という記載が56カ所もあるなど、具体的な内容に乏しく、区民への情報提供も途絶えたままとなっています。

このプロジェクトに関連して「区民の声」を送っても、回答まで3～4か月かかっており、区において区民が必要とする情報を適宜適切に区民に届けられていません。

そこで貴議会において、竹早公園と小石川図書館の再整備を巡る基本計画づくりや第3回の「みんなで考える区民ミーティング」の検討状況について、適宜適切に区民に届けるよう区長に働きかけていただきたく、下記を請願いたします。

・請願事項

1 竹早公園と小石川図書館の再整備を巡る基本計画づくりの進捗状況を適宜適切に区民に情報提供してください。（せめて半年に1度は公表してください）

2 区において「一旦見送り」としている第3回の「みんなで考える区民ミーティング」についても検討状況を適宜適切に区民に情報提供してください。（せめて半年に1度は公表してください）

○上田委員長 この請願は、竹早公園と小石川図書館の再整備を巡る基本計画づくりの進捗状

況を区民に情報提供すること、及び一旦見送りとしている第3回のみんなで考える区民ミーティングについても検討状況を適宜適切に区民に情報提供すること、以上を区に求めるものです。

それでは、御質疑をお願いいたします。

石沢委員。

○石沢委員 竹早公園、小石川図書館の再整備についての進捗状況を知らせてほしいというお願
願なんですけれども、この中間のまとめ、公表されて、かなり時間も経過をして、今年の2
月くらいからストップしていて、今、なかなか進捗状況、区民のほうからは見えないという
ことになっているんですけども、ただ、もう1年近く経過をする段階の中で、今、検討項
目とか、今、どういうことで検討しているのかとか、やっぱりそういうことくらいは、何項目くらい検討しているのかとか、そういうような細かいところでも、進捗をぜひ教えていた
だきたいということが、区民の皆さんのがんばりだというふうに思うんですけども、今の検討
状況、検討項目、大体何項目くらいあるのかということくらい言ってほしいなというふうに
は思うんですけども、そういう点については、いかがでしょうか。

○上田委員長 猪岡真砂中央図書館長。

○猪岡真砂中央図書館長 竹早・小石川の一体的整備の検討状況についてのお尋ねになります
が、現在、府内の検討におきまして、竹早公園に求められる機能、図書館に求められる機能、
スポーツ施設の適正な運用、区民参画による検討内容について、それぞれ課題を整理してい
るところでございます。

○上田委員長 石沢委員。

○石沢委員 その課題を整理していく、検討する項目というのが、ちょっと浮上してきている
のかどうか。何項目くらい今、項目としてはあるのかというのを教えていただけませんか。

○上田委員長 猪岡真砂中央図書館長。

○猪岡真砂中央図書館長 項目数ということで、具体的なものはございませんが、例えば図書
館におきましては、これまでの区民ミーティングにおきましても、蔵書数についてのお尋ね
だとか、開架・閉架についての御質問、あるいは閲覧学習スペースについての御質問、そ
ういったところを様々にいたいたところでございます。そういう課題について、他自治体の
状況を調べながら、今、課題について整理しているところでございます。

○上田委員長 よろしいですか。よろしいですね。

それでは、各会派の態度表明をお願いいたします。

日本共産党さん。

○石沢委員 竹早・小石図書館の再整備の進捗状況を区民に知らせてほしいという請願ですけれども、もうかれこれ1年近くたとうしている中において、やはり今の状況を教えてほしいと。で、早くこれに決着をつけて、次に進んでほしいというのは、私もこの前の質問でも述べたとおりです。ぜひ、進捗をその中で知らせていて、竹早公園と小石川図書館ですね、再整備をやはり進めてもらいたい。特に図書館のバリアフリー化とか、やっぱりこれは喫緊の課題だということは、この間、私、申し上げているとおりなので、ぜひやっていただきたいということで、1項、2項、採択を主張いたします。

○上田委員長 区民が主役さん。

○小林委員 竹早公園・小石川図書館の再整備の計画について、第3回のワークショップが一旦見送りになったまま1年が過ぎようとしています。せめて半年に一度は進捗状況を示すなど、情報提供をしていただきたいので、請願事項1、2ともに採択いたします。

○上田委員長 文京維新さん。

○高山（か）委員 請願59号、理由、事項とも読ませていただきました。29日の文教委員会に提出されたワークショップの早期開催を求める請願という趣旨にちょっと近いと思うんですが、このときに、この請願事項の1に関わるんですが、石沢委員の質問に対して、猪岡図書館長はこう述べられています。現時点において、いつまで内部検討するかについてはお答えするものがなく、公園、図書館、スポーツ施設、それぞれに課題があり、それぞれの課において調査をしているところですと。今先ほど申し上げられたとおり、具体的な今、整理しているところで、特に報告事項はない。

それから、この請願事項2についても、これは山田委員の御質問に対して、区民ミーティングについては、中間のまとめ策定時から状況は変わり、改めて根拠のデータを求めるなど、整理しない段階で、区民ミーティングを再開することについては、さらなる利用者の意見の相違を深めて混乱を生じてしまう懸念があるため、内容を整理した上で再開していきたいところですとおっしゃっていますので、つまり1については、今、基本計画自体がまだ止まっている状態ですよね。それから、2についても、3回目ミーティング自体がまだ開かれておりませんので、いずれも更新された情報が提供されるものがないということで、1項、2項とも不採択といたします。

○上田委員長 公明党さん。

○岡崎委員 竹早公園、小石川図書館の一体的整備につきましては、前回も言いましたけれど

も、2回のワークショップを経て、あまりにも意見の相違がありましたので、今、区の内部で整理、検討しているところでもありますので、1項、2項とも不採択でお願いいたします。

○上田委員長　自由民主党さん。

○山田委員　請願事項、第1項については、今、猪岡館長からも様々な課題について、それを整理しているところであると、また、調査しながらということの御答弁。

それからあと2については、私も、前回の第2回ミーティングを傍聴というか、参加していて、非常に紛糾してしまった、ミーティングとして違う方向性に進んでしまったことなんかを思うと、ああいったやり方でいいのかというところも考えなければいけないということを私はちょっと提案させていただきました。

だから、そういったことも踏まえて、やはり慎重にならざるを得ませんので、その辺のところはしっかりと考えた上で御報告いただければと思いますので、この請願事項2つにおいて、自民党、不採択といたします。

○上田委員長　市民さん。

○ほかり副委員長　請願第59号、1項、2項ともに不採択でお願いいたします。

事前にお話を伺ったんですけど、検討はいろいろ細かくしているけれども、情報がひとり歩きしてしまうおそがあるので、逐一報告するのは難しいというお話を聞いています。かといつて、何もやってないわけではなくて、情報収集して検討はしていただいていると思いますので、問題ないと思います。

9月の際にも、今、山田委員もおっしゃったんですけども、ワークショップをやるのに一堂に全員を集めると、絶対また同じことになるので、もうこれは公園と図書館とテニスコート、それぞれの利用者を一度は別々にワークショップをやらないと、絶対に話が前に進まないと思うので、その検討もしていただければなと思います。

以上です。

○上田委員長　請願受理第59号の審査結果について申し上げます。

請願事項1、採択3、不採択4、よって不採択とすべきものと決定いたします。

請願事項2、採択3、不採択4、よって不採択とすべきものと決定いたします。

○上田委員長　それでは、理事者報告に入ります。

理事者報告は5件です。課ごとに報告を受け、質疑を行うことといたします。

なお、報告事項1及び報告事項5については、付託議案審査の際に報告と質疑が終了して

おりますので、ここでは3件の報告を受けることとなります。

それでは、教育推進部学務課から1件。

報告事項2「文京区立少年自然の家八ヶ岳高原学園の指定管理者の評価結果について」の説明をお願いいたします。

宮原学務課長。

○宮原学務課長 それでは、資料第9号に基づきまして、御報告申し上げます。

初めに、1ページ目を御覧ください。

今回の御報告は、昨年度、令和6年度の管理運営実績について評価したものです。

指定管理者は、軽井沢フード株式会社になります。

管理運営施設は、文京区立少年自然の家八ヶ岳高原学園です。

評価の経過につきましては、まず、教育推進部に設置しました指定管理者評価検討会において、本年7月に一次評価を実施いたしました。また、八ヶ岳高原学園は、指定期間が5年のため、3年目に当たる本年度は、管理運営実績につきまして、学識経験者等の外部委員と所管部以外の職員によって構成されます評価委員会において、二次評価を実施しております。

評価結果につきましては、2ページ目を御覧ください。

こちらの分野評価においては、上段の一次評価、また、ページ中程の二次評価とも、サービス向上の有効性で、B、「優れている」の評価となり、総合評価においても、88点中71点で、B、「優れている」の評価でございました。

3ページ以降が評価報告書となっておりまして、8から11ページにかけてが一次評価、13から15にかけてが二次評価においての評価理由等を記載しているところでございます。

報告は以上となります。

○上田委員長 それでは、報告事項2「文京区立少年自然の家八ヶ岳高原学園の指定管理者の評価結果について」の御質疑をお願いいたします。

山田委員。

○山田委員 この八ヶ岳の指定管理者の管理運営に関しては、これは令和6年度の御報告ということになります。で、おおむね良好という評価がここにあるわけですが、今年の令和7年の話ではありますが、不審者の事件、事故が起こりました。これについて、今どうなっているのかというのと、それとあと、対策は取られているのか、そこ大切だと思いますので、そこだけを確認させてください。

○上田委員長 宮原学務課長。

○宮原学務課長 今、委員からいただきました件ですが、本年度の区立学校の移動教室期間中に、八ヶ岳高原学園の宿舎内に不審者が侵入するという事案が発生しております。現在、警察が捜査中ですので、細かいことはお伝えすることができませんが、対策につきましては、これ7月に事案としては発生しております。その後も一般開放の期間に入ることになりましたので、学園の中に暗い部分が多いものですから、人感センサー付の照明を全部で24か所つけまして、万が一のことがあった場合にもしっかりと明るくできると。あとは、宿舎内にプライバシーに配慮した上で、死角になるような場所には、防犯カメラを10か所設置するなどしていることと、一番大きいのが、宿泊者がいる日の夜間には、ふだんから宿直は置いていたんですけども、これに加えまして、専門の警備会社の警備員を配置するなど、安全対策した上で、運営を再開したというような状況でございます。

○上田委員長 山田委員。

○山田委員 はい、分かりました。専門の警備会社に委託をしているということも聞きました。ありがとうございます。それで大丈夫です。はい。

○上田委員長 小林委員。

○小林委員 令和6年度の收支報告書を見ますと、物価高騰の折、人件費の職員給与が177万円残っております。事前に伺ったところ、退職補充ができなかったからということですけれども、人員確保の面で課題があったということでしょうか。人手不足をどうカバーしたのか、教えてください。

○上田委員長 宮原学務課長。

○宮原学務課長 こちら金額の差異の部分は、委員おっしゃるとおりのところでございまして、事業者のほうで想定していた人員よりも、退職があったものが補充することができなかったという状態でございます。

一方で、我々としましては、業務要求水準の中で、業務要求水準書に規定した業務の遂行と要求水準を満たすために必要な業務執行体制及び人員を確保するようにということで示しているところで、それを何人で構成してやっていくかというのは、事業者の御判断というところでやっていただいているところです。

で、幾つか有資格者として配置しなければいけない、危険物取扱免許であったり、栄養士、調理師であったりといったところは、しっかりと配置していただいている上に、統括責任者を置いて、我々が期待している以上のサービスが提供していただけていますので、その点で問題はなかったと認識しております。

○上田委員長 小林委員。

○小林委員 分かりました。所管課の意見として、場合によってはサービスの効率化や簡素化等の必要性も判断せざるを得ない可能性があるとあったので、できるだけ人材確保に努めていただきたいというふうに要望したいと思います。

また、光熱水費について、令和4年度から6年度は、指定管理料外となりますとあります。こちらも物価高騰の折、光熱水費をどうしていたのかということと、文京区のほうでは、区有施設における再生可能エネルギーへの切替えが行われていますけれども、八ヶ岳の場合はどうなるのか、併せて伺います。

○上田委員長 宮原学務課長。

○宮原学務課長 光熱水費につきましては、令和3年度に大規模改修を行いまして、お風呂がかなりきれいになりました。この際、併せてボイラーの熱源を従来の重油からガスに切り替えましたので、そのせいでちょっと増額分が予測できないということで、この3か年ですね、区が一旦負担するという形で、指定管理料から除いています。今後、利用料の実績を積み上げまして、妥当な金額を精査した上で、指定管理料には含めていきたいというふうに考えております。

一方、もう一点ありました再生可能エネルギーの活用につきましては、八ヶ岳高原学園については、まだ実施してないところでございます。

○上田委員長 小林委員。

○小林委員 続きまして、少人数利用に関しては、2倍以上に増加していると評価されております。また、所管課の意見としても、少人数利用、区民以外の利用等を含めた利用者を増やすことと言われておりますけれども、決算委員会で、たかはま委員も質問されておりましたが、これをさらに伸ばすためにも、部屋に鍵がないから複数グループを受け入れられないというのであれば、セーフティボックス設置などの工夫をしてみてはいかがでしょうか。

○上田委員長 小林委員、なるべくまとめて、はい。

○小林委員 もう一つ最後に、食事について高評価を受けていて、とてもよかったですと思っておりますけれども、今年度行ってきた周辺の子どもたちに聞いてみたところ、料理が冷めている、御飯が固いなどの意見もあったので、利用人数によって差があるのかもしれません。思い当たるところがあれば、改善していただけるようお願いいたします。

○上田委員長 宮原学務課長。

○宮原学務課長 少人数利用につきましては、鍵がかからない、確かに大きなお部屋のほうが

鍵がかからなくなっています。子どもたちがふだん使う大きな部屋のほうですね。一方で、少人数利用で使う小さなお部屋のほうは鍵がかかる状況でございます。なので、区民開放しているときに、10名以上の団体利用がありますと大きい部屋を使うので、そちらに鍵がかけられないで、うまく一緒に入れないという状況は確かに発生しているところです。

活用を高めるために御提案等いただきましたけれども、まず、今、一番ハイシーズンである夏休みの期間が、大体なんですけど、5割ぐらいの利用状況です。確かにちょうど同じ日に使いたかったのにということはあるかもしれないんですけども、まずはそういったところから、活用日を高めていくところが一つはポイントなのかなと思っております。複数の団体が利用できるような方法ということについては、今後、ちょっと研究してまいりたいと思います。

もう一点、食事の冷めてしまったというところですけれども、小学校、中学校、あと一般利用の方、少人数利用の方、皆さん、アンケートを取らせていただいて、小学生2,800名のアンケートからも、「とてもおいしかった」、「おいしかった」で77%、「普通」という子を含めると、93%だったかな、なかなか高評価をいただいているんですね。

一方、冷めていたという御意見でいくと、施設の位置、高原にありますので、6月とか10月に実施している学校だと、先におかずを配膳するので、それは冷めている可能性があるかなというのが園のお話でした。では、何か対策できないかしらということで、今年から、御飯とお味噌汁は班ごとに置いてあるんですけども、その御飯の炊飯ジャーをちょっと保温ができるようなものに替えたりとかして、工夫はしているところでございます。

○上田委員長 小林委員、よろしいですか。はい。

ほかには。

関川委員。

○関川委員 八ヶ岳高原学園の指定管理の問題ですけれども、数字のところで、指定管理料について、ちょっと変動が今年令和6年ありましたけど、これは何でなんでしょう。

それと、本社経費というのは、何に使われているんですかね。

○上田委員長 宮原学務課長。

○宮原学務課長 本社経費につきましては、総務や経理等の人事費など、軽井沢フードそのものが本区の八ヶ岳高原学園以外にも校外学習施設の指定管理やその他施設の総合管理等も請け負っている事業者ですので、こういった総務経費、経理等の事務経費について、案分して計上しているというところになります。

指定管理の上昇ですけれども、学校で行っています提案事業等の、選択できる提案事業ございますけれども、そういうものの変更によるもので、指定事業が増えているという形になります。

○上田委員長 関川委員。

○関川委員 本社管理費というのが、ちょっと、今、御説明ありましたけど、ここの一覧表のところに、どういうことで使っているのかというのをちゃんと書いていただかないと、前から私、本社経費って何のことなんだろうなと思っていたんですけども、ぜひその辺、分かりやすく書いていただきたいというふうに思うのと。

それから、ページ9のところ、業務に特段の支障は見られないため、適切な人員配置がなされているものと思われるとなっていますけれども、仕様書できちっと人数なんかが、仕様書でここは何人、ここは何人ということで書かれているというふうに思いますが、この人員配置がなされていると思われるというふうに書いてあるんですけども、仕様書との関係では、こういう表現はどうなんだろうなというふうに思いますけど。

あともう一個、仕様書の情報公開、取らせていただいたんですが、学園に常勤の統括責任者を置くというふうになっていましたけれども、先ほど来、不審者が出て、まだ解決していないということなんですけれども、統括責任者というのは、そのときにはいらっしゃったんですか。

それと、先ほど来、不審者に対しての対策、防犯カメラとかつけていただいたということありましたけれども、まだ本質的な解決はされてなくて、軽井沢警察預かりだというふうにお聞きをしたんですが、今年も林間学校、7月から始まるのと、区民の皆さんも利用するというようなことがありまして、より安全な対策ということでは、どのように考えていらっしゃるんですか。

○上田委員長 宮原学務課長。

○宮原学務課長 まず、人員配置のところにつきましては、ちょっと答弁、繰り返しになってしまいますが、業務要求水準書のほうで、指定した業務の遂行と、要求水準を満たすために必要な業務執行体制及び人員を確保することというような記載になっておりまして、ここに具体的な人数は指定はしておりません。指定管理者のほうで、必要な人員体制を組んでいただくというような形を取っているところでございます。

その中の統括責任者が7月の事案時にいたかというところですが、事案発生が夜だったために、もう自宅のほうへ戻っておりましたけれども、一報を受けて即座に現場に駆けつけて、

警察の対応等対応したところでございます。

不審者対策につきましては、もともと、宿泊者がいる場合には、もう宿泊者が中に入った時点で、夜になりますと基本的にはもう閉め切ってしまうと。キャンプファイヤーとかしている場合には、その部分だけドアを開けておいて、お戻りになつたら閉めてしまうとやり方をして、完全に中には入れないというのを基本的にはしていて、それをチェックしているのが、宿直が担当していたところです。

ただ、宿直の勤務が、どうしても仮眠をする時間帯を取っているために、夜、起きていないう時間がございます。宿直は、19時から翌8時まで宿直勤務はしているんですけども、23時、11時から翌朝4時半までは仮眠を取ることとしておりますので、その間、中で起きている者がいない状態ができます。そこで対応として、警備会社が22時から8時勤務という形で、休みの時間も取っていただくんですけれども、そこはかぶらないようにして、言わば不寝番で館内を警備していただくという体制を取ることで、安心して宿泊いただけるような体制を取っているということになります。

○上田委員長 吉田教育推進部長。

○吉田教育推進部長 先ほどの関川委員の御質問なんですけれども、不審者の事案があったので、それについては、専門機関である警察のほうにお任せしております。それを受けたの、より安全な対策としては、今、学務課長が言ったように、お金もかけて、人員もかけてやつているということありますので、その辺は混同しないようにしていただいて、我々教育委員会としては、八ヶ岳のこの施設の安全対策については、しっかりとこの事案を受けて対策を取ったということで御理解いただきたいと思います。

○上田委員長 宮原学務課長。

○宮原学務課長 1点、すみません。先ほどの答弁で修正でございます。指定管理料の金額が変更になったものは、提案事業については指定管理事業でしたので、そちらの変更ではなく、4月中に実施しなければいけない30万円を超える工事があり、それが100万円程度かかることから、事業者と協議の上で、指定管理料の値上げをしている次第でございます。

○上田委員長 関川委員、まとめてください。

○関川委員 30万円以上の工事ってどこがあるんですか。30万円は指定管理の範疇ですけど、100万円をかけたところはどこ。

○上田委員長 宮原学務課長。

○宮原学務課長 非常照明用の直流電源装置の部品交換工事になります。

（「分かりました。ありがとうございました」と言う人あり）

○上田委員長 これでよろしいですね。

○関川委員 最後に、アンケートの中に、ここは高原だからやっぱり涼しいんですけれども、私、長野県出身なので、長野県も最近は、日中は東京と同じように暑いというふうな気候になることがあるので、アンケートのところに、クーラーをつけてもらわればありがたいという意見がありましたので、一応、御要望として挙げておきたいと思います。

○上田委員長 報告事項の質疑を終了いたします。

それでは、3時になりましたので、3時半まで休憩に入りたいと思います。

報告事項は残り2件、一般質問は4人の方から5件いただいております。委員長としては、本日1日で一般質問まで終えられるように進めたいと考えておりますが、皆様、いかがでしょうか。理事会をしたほうがいいでしょうか。いかがでしょうか。

（発言する人あり）

○上田委員長 よろしいですか。それでは、休憩したいと思います。お疲れさまでございます。

午後 3時01分 休憩

午後 3時28分 再開

○上田委員長 それでは、文教委員会を再開いたします。

宮原学務課長、どうぞ。

○宮原学務課長 先ほどの請願第55号の御答弁の中で、私、有機野菜と御答弁しなければいけないところを、有機農薬と答弁した部分がございました。お詫びして訂正いたします。申し訳ございませんでした。

○上田委員長 ありがとうございます。訂正しておきます。

それでは、教育推進部教育指導課から1件。

報告事項3「令和7年度全国学力・学習状況調査の結果について」の説明をお願いいたします。

山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 資料番号10、令和7年度全国学力・学習状況調査の結果について、御報告いたします。

調査の趣旨ですが、記載のとおりでございます。

調査対象は、小学校第6学年児童及び中学校第3学年生徒でございます。

令和7年度4月17日に実施し、小・中学校とも国語・算数・数学・理科の3教科で実施さ

れました。

なお、理科の実施は、3年に1度で、本年度より中学校理科においては、タブレット端末で回答するC B Tシステム、メクビットにて、異なる年度の調査結果を比較することができるとされている項目反応理論、IRTを用いた調査方法で実施されております。

まず、小学校でございます。1ページ目を御覧ください。

本ページの結果は、各教科の調査問題全体を学習指導要領の内容、評価の観点、問題形式の観点ごとに見た正答率を示している調査問題全体の概要となります。国語、算数、理科とともに、全ての観点において、全国・東京都の平均正答率を上回っております。

続いて、本年度の調査問題及び正答率から分かる課題点と授業改善の視点について御説明します。

国語では、調査問題、四角3、(1)の正答率、59.7%が一番低い問題でございます。

本問題は、次の観点に該当します。学習指導要領の内容では、思考力、判断力、非常力等のC、読むこと。評価の観点では、思考力・判断力・表現力。問題形式では、選択式に該当します。

本問題の出題の趣旨は、目的に応じて文章と図表などを結びつけるなどして必要な情報を見つけることができるかを問う問題です。

今後の授業改善のポイントとしては、文章の中から目的に応じて必要な情報を取捨選択したり、整理したり、再構成したりする学習活動の充実が考えられます。

算数では、調査問題、四角1、(2)の正答率46.3%が一番低い問題でございます。

本問題は、次の観点に該当します。学習指導要領では、D、データの活用。評価の観点では、思考力・判断力・表現力。問題形式では、記述式に該当します。

本問題の出題の趣旨は、目的に応じて適切なグラフを選択して、情報の正誤を判断し、その理由を言葉や数を用いて記述することができるかを問う問題です。

今後の授業改善のポイントとしては、様々なグラフの特徴を理解し、データの特徴や傾向を捉えて判断し、その判断理由を表現できるようにするなど、データの活用について、学習活動の充実が考えられます。

理科では、調査問題、四角2、(1)の正答率21.7%が一番低い問題でございます。

本問題は、次の観点に該当します。学習指導要領では、A区分、エネルギー、粒子を柱とする領域。評価の観点では、知識・技能。問題形式では、選択式に該当します。

本問題の出題の趣旨は、アルミニウム・鉄・銅について、電気を通すか、磁石に引きつけ

られるかなど、身の回りの金属の性質について理解できているかを問う問題です。

今後の授業改善のポイントとしては、学習した知識を身の回りで見られる事物、現象と関連づけたり、習得した知識を整理したりして、児童が理解を深めることができるようになります。

おめくりいただきまして、2ページ目、中学校でございます。

小学校と同様、本ページの結果は、各教科の調査問題全体を学習指導要領の内容、評価の観点、問題形式の観点別に見た正答率を表している概要となります。

理科につきましては、本年度より項目反応理論、IRTを用いた調査となっているため、表示の仕方が異なります。

国語、数学、理科ともに、全国・東京都の正答率、IRTスコアを上回っております。

まず、国語では、調査問題、四角3、4の正答率25%、調査問題、四角2、4の正答率25.6%が1番、2番目に低い問題でございます。

調査問題、四角3の4は、次の観点に該当します。学習指導要領の内容では、思考力、判断力、表現力等のC、読むこと。評価の観点では、思考力・判断力・表現力。問題形式では、記述式に該当します。

調査問題、四角2の4は、次の観点に該当します。学習指導要領の内容では、思考力、判断力、表現力等のA、話すこと。評価の観点では、思考・判断・表現。問題形式では、記述式に該当します。

本問題の出題の趣旨は、文章の構成や展開について、根拠を明確にして考えることができるか。資料や機器を用いて自分の考えが分かりやすく伝わるように表現を工夫することができるかを問う問題です。

今後の授業改善のポイントとして、文章の構成や展開の効果について考え、話し合う学習活動を伝えたい内容が適切に伝わるように、効果的に資料を作成したり、ICT機器を活用し、発表したりする学習活動の充実が考えられます。

数学では、調査問題、四角6、(2)の正答率45.9%が一番低い問題でございます。

本問題は、次の観点に該当します。学習指導要領では、A、数と式。評価の観点では、思考力・判断力・表現力。問題形式では、記述式に該当します。

本問題の出題の趣旨は、式の意味を読み取り、成り立つ事柄を見出し、数学的な表現を用いて説明することができるかを問う問題です。

今後の授業の改善のポイントとしては、事象を数学的に考察する場面において、成り立ち

そうな事柄を予測し、数学的に説明することや式の意味を読み取り、事柄の特徴を数学的に説明できるように指導を工夫することが考えられます。

理科では、調査問題、四角2、(1)の正答率21.8%が一番低い問題でございます。

本問題は、次の観点に該当します。学習指導要領の領域では、A区分、エネルギーを柱とする領域。評価の観点では、思考力・判断力・表現力。問題形式では、選択式、記述式に該当します。

本問題の出題の趣旨は、考察をより確かなものにするために、知識及び技能を活用して変える条件に着目した実験を計画し、予測される実験の結果を適切に説明できるかを問う問題です。

今後の授業改善のポイントとしては、すぐに観察・実験を行うのではなく、個人やグループなどで観察・実験の結果から、何が分かれば良いのかについて、確認して共有するなどの学習場面を設定することが考えられます。

続いて、児童・生徒の質問紙でございます。9ページから12ページを御説明します。

質問項目の5年生まで、中学校は1、2年生のときに受けた授業で、P C・タブレットなど I C T 機器をどの程度使用しましたかについて、「週3回以上」と「ほぼ毎日」の回答を合せると、児童は64.7%、生徒は82.7%となりました。令和6年度の回答と比較すると、小学校で17.5%上昇、中学校で16.3%上昇した結果となりました。

共同学習が行いやすいアプリ、教材の導入、タブレット端末、ネットワーク環境のさらなる整備、教職員研修、I C T 支援員による支援の充実の結果と考えられます。

情報活用能力の育成には、I C T の活用を促進していくことが必須です。区としては、引き続き学校のI C T 環境を充実させ、児童・生徒の個別最適な学びを促進してまいります。

本年度、新項目としては、児童・生徒が家庭で話している言語、児童・生徒のI C T の活用の意義、自信について調査が追加されました。

また、学習したことを他の教科でも生かしているか、学習したことを次の学習や実生活に生かしているかは、小・中学校ともに約80%の児童・生徒が肯定的な回答をしております。

本調査の結果を踏まえながら、児童・生徒の学習の改善、教員の授業改善を図るがでけるようにしてまいります。

報告は以上です。

○上田委員長 それでは、報告事項3「令和7年度全国学力・学習状況調査の結果について」の御質疑をお願いいたします。

岡崎委員。

○岡崎委員 全国学力・学習状況調査で、毎年というか、文京区の子どもたちの優秀さというか、もう全国あるいは東京から群を抜く形で、本当に優秀な子が多いんだなとは思いますけれども、学力をつけていくということは当然大事なことなんですけれども、一方で、平均正答率でございますので、回答できない子もいると思うんですよね、中には。そういう子たちにどう光を当てるかということも大事なのかなと思うんですけど、その辺はどのような対応をされているんでしょうか。

○上田委員長 山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 委員御指摘のとおり、知識の習得だけではなく、得た知識を教科横断的に他の教育活動で応用したり、知識を日常生活に活用することが、今回のテストで課題というふうに捉えています。

また、御指摘のとおりだと思いますが、一定数、回答ができなかつた子たちの手だてというところについては、現在、指導方法を工夫・改善のために、都から教員の加配をいただきまして、例えば算数、数学等の習熟度、それから少人数の指導、また教科担任制なども小学校の中で導入しております。

区としても、令和7年度重点施策として、子どもの学び支援事業として、支援員やエデュケーションアシスタント、会計年度任用講師なども各学校に配置し、学校長の経営方針に基づいて、学力の向上を含めた、各学校における個別最適な学びの提供に努めているところでございます。

○上田委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 分かりました。先生を加配して、担任の先生をはじめ、やっぱり働き方改革で、なかなか昔みたいなに遅くまで仕事するというわけにもいかないので、やはりそういった先生の加配も含めて、少人数学習で、前、話したかもしれないけれども、僕、10年以上前になるかな、PTA会長をやっていたときに、中学校の、やっぱり勉強進まない子というか、ストレートに言っちゃうと、中学生が九九を先生と1対1でやっていたんですよ、教室で。すごいなと思って、やっぱりそういった、1人の児童・生徒を大切にしていくということが、本当に大事な部分なんだな。そこで、できる子はもうできるんですけど、やっぱりそこの全体の底上げという意味では、僕は重要な部分ではないかなというふうに思いますので、やっぱり今後もしっかりとそういったきめ細やかな取組をぜひしていただきたいと思いますが、いかがですか。

○上田委員長 山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 委員がおっしゃるとおり、そういった活動というところで、例えば放課後の学校力パワーアップ事業のほうで、各学校のほうで補習授業ですとか、また、英検、数検、漢検等も今、取り組んでいるんですが、そういったところでの補習なども、各学校で取り入れて行っていますので、ぜひ、全ての子どもたちが個別最適な学びを充実できるように、 区としても考えて推進してまいりたいというふうに考えてございます。

○上田委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 ありがとうございます。ぜひとも、そういった形で、よく誰も取り残さないとい いますけれども、本当に底上げも含めて、一人一人の子どもたちに目を向けていっていただ ければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○上田委員長 関川委員。

○関川委員 ありがとうございます。

学力検査、毎年、もありますし、あと、塾に行っているお子さんが多いし、勉強している 時間も長いなというのをこの記述式で分かりました。

でも、一生懸命やっている子は、それはそれでいいとして、今、岡崎委員がおっしゃった ように、勉強がつらいとか、できないとかということで、不登校につながっていくようなこ とにやっぱりなってはまずいと思うんですね。学力検査は、東京都もやっていたのが、東京 都はもうやめていますよね。毎年、同じような結果が、文京区、成績がいいという結果が出 されますけれども、全員じゃなくて、抽出方式でやるというようなことはお考えじゃないで しょうか。

○上田委員長 山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 この全国学力調査については、全国的な児童・生徒の学力や学習状況の 把握分析、そして、それを教育施策の成果と課題を検証して、その改善を図るとともに、各 学校における児童・生徒の教育の指導の充実や学習状況の改善に役立てるために実施されて いるものであります。そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを 確立するために、文部科学省が行っている調査であり、今後も、今年、理科のほうで始まり ましたが、新しいシステムを導入して、継続しているものというふうに我々のほうでは捉え てございます。

○上田委員長 関川委員。

○関川委員 新しいシステムを導入して、工夫しながらやっているということですけれども、

やっぱり毎回学力テストをやるたびに、競争が激化しているなというふうに私なんかも思っているんですけれども、その競争を激化させないために、工夫がやっぱり必要だなというふうに思うのと。

それから、記述式の回答、いじめは絶対にいけないと思いますかとかって、あと、自分の将来に希望を持てますかとかっていうことも、記述式に書いていますけど、こういう内容については、やっぱりきちんと把握して、ふだんの授業に役立てていくことが大事だと思うんですけれども、どうですかね。

それと、4月にテストをやりますね、学力テスト。4月は、新しい学年になっていろいろと大変な時期だと思うので、4月に学力テストをやるということは、学力テストの対策に先生も子どもたちも追われるというようなことにならないんですかね。そこが私、ちょっと心配しているんですけど。

○上田委員長 山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 何点かございましたが、まず1点目の個別の順位とかという話がございましたが、この全国学力調査については、学校順位等も公表されていませんし、個別の順位等をつけるものではありません。今まで子どもたちが小学校では5年間、中学校のほうでは2年間、学校で学んできた力をそこで自分の力を試す、そして自分の力を図るというような狙いもございますので、個々の子どもたちには、個別の、かなり細かく記載されたカード等が配されることになっておりますので、そういった形で個別のシートによって結果がもたらされるというような教育効果がございます。

また、質問紙につきましては、様々生活のことですとか、それから先ほど委員からございました、夢や希望についてというようなお話もございましたが、そういったことを我々教育委員会のほうで分析させていただきまして、各学校と共有しながら、文京区の子どもたちに、少し言い方はあれですけど、足りない部分については、補足できるような授業等を盛り込んでいくように指導・助言をしているところでございます。

また、4月の学力調査については、この学力調査に向けての学校での学習の取組というの、特に行ってございません。これはあくまで、今まで子どもたちがつけた力を分析するための調査でございます。

○上田委員長 関川委員。

○関川委員 ありがとうございました。4月は、学力テストに向けて大忙しになるんじゃないかなと心配していたんですけど、そういうふうにはなっていないということですね。はい。

では、この学力テストと、それから記述式のものについては、やっぱりよく分析していただいて、今後の教育活動に生かしていただければと思います。

以上です。

○上田委員長 小林委員。

○小林委員 まず、学校の授業以外の勉強時間、小学生が平日は3時間以上53%、土日4時間以上46.3%、これ中学生よりも多い勉強時間なんですね。また、学校の勉強より進んだ内容や難しい内容を教わっている小学生は56.8%、これにはちょっと、やっぱり加熱している中学受験みたいなところがすごく出ているなというふうに思ったんですけども、一方、困り事や不安があるときに、先生や学校にいる大人にいつでも相談できますかというので、小学生は「どちらかといえば当てはまらない」と「当てはまらない」を足したところ28.9%、中学生は同じく「どちらかといえば当てはまらない」、「当てはまらない」を足したら30.5%になります。

また、先ほども出てきましたけれども、将来の夢や目標を持っていますか、小学生は「どちらかといえば当てはまらない」、「当てはまらない」を足すと19.7%、中学生は同様に29.3%にもなってしまいます。

いつもながら、文京区の児童・生徒は成績がいいですけれども、特に小学生は、学校の授業以外で勉強し過ぎで、平時3時間以上、週末4時間以上も勉強していたら、それは遊ぶ時間も睡眠時間も少ないとと思いますし、ストレスフルな生活を送っているように思うんですけども、困り事や不安があっても相談できない児童・生徒は30%もいて、また、将来の夢や目標を持てない児童・生徒は20から30%もいるということは、とても深刻な状態に思いました。

結局、区が、私たち会派としてちょっと今、問題視していることなんですけれども、子どもたちの課題と捉えていたけれども、全国と比べたら、よほど数値が高いバカラレアなどの探求学習のノウハウを先生が取得して授業に生かすことよりも、学校の先生という身近な大人に相談できる環境をつくったり、児童・生徒の気持ちを受け止めるノウハウを先生方に学んでいただこうがよほど優先度が高いのではないかというふうに、この調査結果を見て感じたんですけども、いかがでしょうか。

○上田委員長 山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 今、お話をありました、調査結果のほうから、小学生、中学生にしても、勉強時間が長いという、本区の特徴かなというふうに教育委員会としても捉えております。

皆さんも御存じのように、例えはこれはあくまで一例ですが、学年で小学校の6年生が3,000人いた場合に、約半数の1,500人くらいが受験をするという形で、これ他区に比べても、同じような区もございますが、東京都の中でも多いほうだというふうに認識しています。そうした中で、やはり子どもたちが自ら勉学に励む、それから家庭のほうでもそういった教育をされているというような現状もございますので、勉強時間については、家庭のほうと子どもたちとで決めた中でやっていることなのかなというふうに思っています。

例えは、そのフォローアップ等を学校のほうでできる。勉強ではございません。心の面とかというところの部分については、学校等で、先ほど相談窓口でなかなか担任に相談できないんじゃないかというお話もございましたが、現在、学校のほうでは、一義的に担任がそうした相談の窓口になっていますが、学校には担任以外でも副担任、あるいは学年で聞くシステム、またSCやSSWも現在いますし、本区の場合には、例えは児童相談所、それから都のそうした相談システムなどにも、子どもたちが直接相談できるような窓口も増えてきていますので、そういったことでいうと、やはり大人といえども、先生には知られたくないというふうに思っている子どもも中にはいますので、窓口が広がったというところで、いろいろな子どもたちが、様々な理由の子どもたちが聞けるところが増えているというふうに我々のほうでは認識してございます。

また、そういったことが、今後、窓口を広げることで、教員の負担軽減にもつながっていくんじゃないかなというふうに考えてございます。

○上田委員長 小林委員。

○小林委員 ちょっと安心したところではあるんですけども、教育委員会の傍聴をしていた際も、教育委員の先生方から、やっぱりこれだけの勉強時間、小学生がやっているということは、睡眠時間とか趣味の時間とか何か削っているんですかみたいな話が出ていて、やっぱりそうしないと、時間、自分の子と比べてしまうとあれなので、自分の子は中学受験してなくて、勉強していないんですけども、すごい格差が広がっているというか、すごい勉強している子たちが多いんだなというのは、もう本当に文京区の特徴なんだなというふうに思うので、やっぱりそのストレスフルな受験の渦中にいる子どもたちのケアとかを、できるだけ学校のほうでもしていただきたいなというふうに思います。

また、情報公開をかけて、学校質問のほうも、今回チェックさせていただきました。そこで気になったのが、障害のある児童へのPCやタブレットの活用支援を行っているかという設問に対して、「該当する児童がいない」、小学生75%、中学生90%もいました。

また、合理的配慮のうち人的支援を行っているかについては、「該当する児童がいない」が小学生20%。また、情報の取得、利用及び意思疎通への配慮については、「該当する児童がいない」、小学生50%、中学生10%。ルール・慣行の柔軟な変更については、「該当する児童がいない」、小学生50%、中学生10%。

もう一つ気になったのが、前年度までに調査対象学年の児童に対する授業の中で、障害のある児童を念頭においた指導上の工夫を行いましたか。これ「全く行わなかった」いうのが10%で、東京都も2.8%、全国公立が2.5%という中で、全国に比べたら、よほど数値が高いデータとなっております。

先生方が、理的配慮が必要な児童・生徒を認識していないのではないかということと、合理的配慮がされていないのではないかというふうに心配を、懸念を持ったんですけれども、その辺に対する見解をお伺いします。

○上田委員長 山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 こちらの教師の質問紙のほうなんですが、こちらについては、各学校1名の教員が答えています。ですので、想像するに、学年主任、あるいは教務主任という、例えなんですが、その障害の件については、通常の学級の教員が答えていますので、その中で特別の配慮が必要な、例えば児童・生徒が少なかったという可能性もございます。ただ、委員御指摘のとおり、この調査の結果を各学校のほうに私どものほうで下ろしていきながら、合理的配慮をきちんとやっているというふうに教育委員会のほうでは認識してございますが、さらに意識を高められるように、今後、働きかけてまいりたいというふうに考えてございます。

○上田委員長 小林委員。

○小林委員 確認なんですけれども、各学校、そういう障害を抱えているお子さんとか、発達障害などを抱えていて、特別な配慮が必要なお子さん、いることはいるんですよね、各学校に。いないという学校もあるのかどうか。

○上田委員長 山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 はっきりはちょっと申しませんが、今、あれだけ国のほうで数値が8.8%というふうに出ていますので、現状で特別の支援が必要なお子さんがいないというような学校はないというふうに認識してございます。

○上田委員長 小林委員。

○小林委員 今、発達障害を抱える子どもたちが大変増えているということは、文京区でも同

じだと思います。また、これから5歳児健診を行うことで、さらに特別の配慮の必要な子どもが早期から分かって、そういう子どもたちへの支援も教育現場で必要になってくる機会も多くなってくると思います。また、不登校も多いですけれども、発達の特性により、不登校や登校しぶりの状態にある児童・生徒もたくさんおられると思います。それぞれの特性に合った支援を行えるよう、学校現場のほうでも意識も含めて、その特別支援の先生方だけじゃなく、普通の先生方も一緒になって、合理的配慮に対する認識なども深めて、体制を整えていただきたいというふうに要望いたします。

○上田委員長 山田委員。

○山田委員 私、久しぶりに文教委員会に戻ってきて、5年ぶりぐらいにこの学力調査の質問ができるので、非常にうれしいなと思いながら、ここはちょっと時間をかけてといつても、端的に御質問はさせていただくところなんですが、先ほどこの結果について、課長のほうから、それぞれの各教科の学習内容だったりとか、その進め方について、るる御説明がありました。大変よくやられているなというのが、この結果にも表れているなということは分かりました。

で、先ほど来やはり出ている課題として、文京区の子どもたち、学力が高いと、これはもう本当に何十年も前からそういった結果であって、これは今さら驚くことではないんですが、ただ、違ったところの課題というのはあるよなというところ、それで幾つか御質問はさせていただきたいんですけれども。

先ほど小林委員からもちょっと出ました。学校の授業時間以外に、ふだんどのくらい勉強するかというところの点、それが非常に高い。それからあと、学習塾の先生や家庭教師を利用している割合も非常に高いと。何を削っているのかという点においては、例えば睡眠だったりとか、余暇だと、さっきそのように御答弁されましたよね。では、ちょっとこの辺、もう一度、あ、そういうふうな声もあったと言ったのかな。では、一応、その辺は何を削っているんですかというところを御答弁いただけますか。

○上田委員長 山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 子どもたちが直接何の時間を削ったかについては、この調査の中でも、調査項目はございません。ですが、私も学校現場にいましたので、私が中学校の教員での肌感覚や子どもたちから聞いた話によると、その場合、やはり委員おっしゃるように、睡眠時間を少し削るなど、あるいは自分の趣味の時間ですとか余暇時間を削り、勉強に充てるしか、捻出する時間がないということで、子どもたちから話を聞くことが多いというふうに感じて

ございます。

○上田委員長 山田委員。

○山田委員 分かりました。そうすると、これ本当に、読んでいっていろいろ分析していくと、つながっていくところがあつて、私、何年か前のこの委員会では、朝食を毎日食べているかというところも、文京区は都や国に比べると低かったんですね。そこをやはりもう少しね、やっぱり朝食を食べることは、1日のスタートであり、集中力にも関係してくるので、そこも課題ですよねというふうに、ただ、そのときには言っただけだったんですけど、やはり睡眠が少なくなってくると、朝も、ああ、やっぱり、少しでも寝てみたいのかと。だから、食べないで学校へ行っちゃうのか。なるほどなど。やはりそういった御説明を聞くと、ここ のところが、ああ、そういった理由もあるのかなと。

あと、ふだんの生活の中で、幸せな気持ちになることはどれくらいあるかといったところも、やはり都や全国と比べると若干少ない。でも、これだけを問うならば、え、そんな子でいいのと思ってしまうのではあるけれども、そういった受験勉強といっちゃいけないな、こんだけ学習時間に費やしていて、余暇をする時間がなかったら、もしかしたらそれもあり得るのかなというふうに思うところなんですが、そうなってくると、やはりこういったことを、例えば家庭も巻き込むとか、学校の中でいま一度これを共有してほしいと思うし。

それからあともう一つ、ここで気になったのが、先生は授業やテストで間違えたところや理解していないところについて、分かるまで教えてくれているかというところが、ちょっと全国から見ると若干低かった。

あと、学校に行くのは楽しいかというのも若干低かった。でも、こういった学校に行くのは楽しいかというのも、お勉強、お勉強になっちゃうからなのかなと思えば、そういうもんなのかなというふうには思うんですが、こういったところをしっかりと学校と共有してほしいという気持ちはありますが、その辺について、どのように考えて共有するのか、ちょっとそこも教えていただきたいです。

○上田委員長 山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 まず、睡眠、朝御飯の点については、本當によく一般的に言われることですが、早寝早起き朝御飯という形で、特に小学校のほうでは、全校朝礼や、あとは保健指導の時間もございますので、また体育時間、そういった中で子どもたちに適切な栄養摂取の仕方、それから軽い運動を続けていくだとかということの健康の維持増進については、日頃から学校の教育活動の中で指導しています。例えばですが、総合的な学習の時間や道徳の授

業の中で、自分の人生観とか生き方、それから生活の仕方について、先ほどの健康指導も含めてですけれども、生活指導も含めた、各学校での先生方が丁寧に指導をしているというふうに我々のほうでも捉えています。

また、学習と生活で大切なものの価値観などについても、学活等で学級担任が、あるいは教育に関わっている大人が、学校現場では子どもたちに伝わるように、あるいは指導助言するような形で行っています。今後も、この点については、引き続き、重要な課題だというふうに捉えていますので、丁寧に取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

また、もう一点の分かるまで教えてくれる、あとは、大きいのは学校が楽しいかというところなんですけれども、この点については、特に中学校のほうで数値が下がってきてています。結果では。思春期という発達段階も大きく影響しているというふうに考えます。中学校3年生になったばかりで、やはり夢や希望に対して現実味が帯びてくる年代でもございます。また、実際の進路に対して、実際に進路指導を通して向き合う時期でもありますので、不安や悩みも多い時期かというふうに思います。

本区の場合は、受験に対する意識の高さや、あるいは学校における周りの環境等も考えると、このような結果につながってくると分析しております。

しかしながら、現実と向き合い、不安や悩みも、学校に登校すると相談できる教師、あるいは仲間がいる、学校生活が楽しいと思えるような教育活動が充実できるように、教育委員会として、この結果をしっかりと受け止め、学校と連携して全ての子どもたちが安心安全に学校生活を楽しめるように努力してまいりたいというふうに考えてございます。

○上田委員長 山田委員。

○山田委員 分かりました。

あともう一点ね、もう一点というか、まだ質問あるんですけども、ちょっと、こういった学力調査というのは、O E C Dが加盟している、3年に1回ある、世界で行われている学力調査P I S Aの調査を基に国が文科省のほうで分析して、それぞれの教育委員会にこうしろ、ああしろというのを物差しがあるわけであって、その取組あって、実は、これ調べましたら、2022年のP I S Aの調査では、科学的リテラシーが、日本は2018年は5位だったのが2位になっている。読解力が、2018年は15位だったのが3位になっている。

で、数学的リテラシーは、日本6位だったけれども、2018年は5位に上がっている。ただ、科学が好きかとか、科学者になりたいかというふうに聞いたら、その数が非常に少ないので日本の回答だった。

このPISAというのは、15歳の子たちが受けるテストですよね。まさしく中学3年生ぐらいなんですかけれども、こういった、今、世の中がグローバル化していく、AIが進んでいく中で、非常にこの結果は寂しいなというふうには思っています。

それで、今回の学力調査の中で、ICTを取り入れた授業についての調査項目もあったのでお聞きしたいんですけども、文京区において、いわゆるICTを使った教科というのは、今、何の科目をやっているのか。全教科でやれているのかとか。というのは、理科と科学というものがそういうものにちょっと利用されているのかなとか、ちょっとその辺を思ったので、そこをちょっと教えていただけますか。

○上田委員長 山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 まず、ICTの活用については、全子どもたちがタブレットを使ってい るというのは御存じのとおりかというふうに思います。多分、委員がおっしゃっているのは、デジタル教科書ですかね、デジタル教科書については、英語、それから算数、数学については、子どもたちのタブレットの中にデジタル教科書が入っています。今後、この取扱いについては、国ほうでは増やすような話も出ていますが、予算的な問題もありまして、これは引き続き検討かなというふうに思っています。

あと、区ほうでは、現在、ICTを活用するためのプロジェクト等もございまして、そういうところから各学校から選出された教員で集まったプロジェクトを発足して、もう2年間活動しています。その中で、各学校のICTを使った授業展開を指導課のほうから、よりよい授業について、指導課の職員がまとめて、それを毎月1号ずつ各学校に周知していく、モデル事業のような形で、研究事業等も行っています。

そういうところで、すぐれた授業のICTを使った取組については、各学校のほうでできるように周知をさせていただいているような状況でございます。

○上田委員長 山田委員。

○山田委員 今、ごめんなさい、この質問をしたのは、デジタルの教科書を使うと、やはり理科とか科学とか興味深く入ってきていいのかななんて思う意味で、どこで何の教科で使っているんですかというふうには聞いたんですけども、そういったお金が非常にかかる、メンテナンスすればメンテナンス代もかかっていくという中で、もちろんこれを簡単に導入してくださいという意味で言ったわけでもありませんし、引き続きそのICTを使った学習を工夫していられるということが分かったので、大変よかったです。

で、デジタル教科書については、この間も数日前に、デジタルが進む韓国でも、やめるみ

たいな感じで出ていました。

それとあと、ヨーロッパが非常にデジタルという意味では進んでいるんですけども、このPISAの調査で、フィンランドだったか、ノルウェーだったかな、がこれまでデジタルを使った教科、学習を進めていた、そういう国々のやっぱり順位が下がってきてるんですね。

そういう中で、今後ね、今、ICTを使ったというような御答弁があったんですが、紙の媒体、それからあとデジタルの媒体というのがある中で、文京区としては、どういった方向で行くのかということをちょっと併せて教えてください。

○上田委員長 山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 デジタルの教科書、ICTということにつきましては、ICTの活用については、先ほどもお話ししたように、英語と数学だけではなくて、もう各教科、総合的な学習、学級活動等全ての教科において使っているというのが現状でございます。先生方も、やはり学習指導要領が変わってから、教授の仕方がかなり変化をしているというのが今の現状でございます。やはりタブレットを使う場面で、デジタル教材を使うというような場面、それからまた、今までどおり板書しながら教授をするような場面、こういったものをやっぱり教科の特性ですか生徒の実態に応じて、よいところを使っていく、いわゆるハイブリッドの授業というものが現代に合せた授業の仕方というところで、我々のほうも、先ほど言ったような通信等で御紹介させていただいていますので、やはり適材適所に合った場面でデジタルを使っていくというところが、現代の授業でいい実践になっているのではないかなどといふふうに思っています。

そういう意味でいうと、先生方もかなり工夫されて、いろいろな授業実践を重ねているところが現状でございます。

○上田委員長 山田委員。

○山田委員 ありがとうございます。よく分かりました。

で、この後からは、私、今回の調査を見ていて、ああ、すばらしいなと感じた点が幾つかあって、それをこの調査の中からちょっと拾ったんですけども、調査の回答で、子どもたち、本をたくさん持っているし、読書が好きであるという割合が非常に高かったということ。それからあと、生活の中で、自然の中で遊ぶことや自然観察をすることの機会が都や全国よりも多いんですね。お勉強ばっかりで少ないのかなと思ったら、実は多かった。

それからあと、地域の大人に、授業や放課後など勉強やスポーツ、体験活動に関わっても

らったり、一緒に遊んでもらったりすることがあるか、これも多かったんですね。非常にこれ、地域の中で、地域の理解もあって、地域とともに子どもが育っている姿なのかなというふうに受け取りました。

また、将来の夢とか人の役に立つ人間になりたいと思いますかというところが、実は若干低かったんですね。

しかし、人が困っているときは、進んで助けていますかに対しては、都や全国よりも非常に高かった。

なので、役に立つ人間になりたいと思いますかというところで、私は、子どもたちが、いやいや僕はなれるんだろうか、僕はこんなのでなれるんだろうかという、自己実現を目指すがゆえに、その部分のところでそういった疑問は残る。

でも一方で、いじめはいけないよねというところも、非常に文京区、高かったです。なので、人が困っているときは進んで助けますというところが高かったというところは、私も本当に非常にいい回答が今回見えてきたなというふうに思っています。

それで、まとめます。こういった学力だけでなく、こんなすばらしい資質を持った子たちが改めているんだなというふうに思いました。

で、以前、学力の結果が非常に高いので、ちょっとこれからバカロレアのことについてなんですけれども、どうしてバカロレアをやる必要があるのかというような御質問もありましたけど、バカロレアに求めるところは、学力、知識の詰め込みではない。これからやはりグローバルに世界で戦っていく人材を育てていくには、こういったすばらしい資質を持った子たちに、あと何が必要なのかというところの気づきをやっぱりしてもらうこと。自分で考えて、自ら世界を切り開いていく力、子どもたちにこれを教えていくには、まずは教員が、どういったことなのかと学ばなくちゃいけないところにあるわけで、それとあと、先ほどほかの委員が言っていた、何だっけな、ちょっと忘れちゃったな。まあ、いいや。

そういうふうに私は思っている。その視点こそが大切なあって、これを学力があるからいいだろうというところは違うと思うんですけど、その辺について御答弁をお願いと思います。

○上田委員長 藤咲教育施策推進担当課長。

○藤咲教育施策推進担当課長 我々も、この学力調査で出てくるスコアが高ければいいという問題ではないなというふうに思ってはおります。なかなかこのスコアに表れない、主体的に学ぶ力であったりとか、課題を解決する力であったりとか、そういったことは、このスコア

には表れてこないんですが、これから社会を見据えたときに、子どもたちにやはり身につけさせてあげるべき力だというふうに思っています。

そのような意味では、国際バカロレア機構との連携によって教員研修を実施し、そのような方法を教員が身につけて、子どもたちに還元していくということは必要だと感じ、このプロジェクトについては取り組んでいるところでございます。

○上田委員長 山田委員。

○山田委員 その視点というのは、私はやはり区内の事業者さんにはないと思うんですよね。

ちょっと思い出しました。先ほど出た別の委員から、違った子どもたちが抱える不安や悩みとかあるので、バカロレアをやっている場合じゃないんじゃないかという御発言がありました。私、この発言は非常に、やはり相手があることで、やはり問題だというふうに思いますので、こういった発言はちょっとお気をつけいただきたいなというふうに、その点は思いましたので、それもちょっと付け加えさせていただきます。

一応時間になってきましたので、以上です。ありがとうございました。

○上田委員長 御質疑は以上でよろしいでしょうか。はい。

それでは、以上で報告事項3の質疑を終了いたします。

続きまして、教育推進部児童青少年課から1件。

報告事項4「文京区立児童館指定管理者の評価結果について」の説明をお願いいたします。

日比谷児童青少年課長。

○日比谷児童青少年課長 それでは、資料第11号に基づきまして、文京区立児童館指定管理者の評価結果について、御報告いたします。

今回の報告は、令和6年度管理運営実績についての評価になります。

項目1、管理運営施設及び指定管理者ですが、千石児童館、根津児童館及び目白台第二児童館とも株式会社日本保育サービスとなります。

2、評価の経過ですが、令和7年7月に、各評価検討会において、一次評価を実施したものでございます。

3、評価結果ですが、2ページ目を御覧ください。

まず、千石児童館ですが、サービス向上の有効性がB、経費の効率性がC、管理運営の適正性がBとなりまして、総合評価は、優れているとされるBとなっております。

根津児童館及び目白台第二児童館ですが、サービス向上の有効性がC、経費の効率性がC、管理運営の適正性がCとなり、おおむね適正とされるCとなっております。

評価報告書は、3ページ以降、詳細に記載のとおりでございます。

説明は以上となります。

○上田委員長 ありがとうございます。

それでは、報告事項4「文京区立児童館指定管理者の評価結果について」の御質疑をお願いいたします。

石沢委員。

○石沢委員 報告事項4なんですけれども、この指定管理者の評価結果の今、報告があった資料の13ページのところで、目白台の第二児童館のことが書かれていると思うんですけれども、これのマル12で、このように書かれています。目白台第二児童館において、当初の配置計画と比べて、非常勤の職員の欠員が1名生じていたと。ただ、2館とも、業務要求水準を上回る配置が常にされていて、必要に応じてプラスアルファで配置している非常勤職員（所属は育成室）が流動的に業務を行うことで、サービスの質を維持していたと、こういうふうに書かれております。

それで、ちょっと伺いたいんですけども、児童館は指定管理ということでやられていて、育成室というのは委託でやられているというものです。それで、児童館の人員が、提案から見て欠員が生じているというような状況になっていて、そこの穴埋めに、育成室の職員が非常勤で配置されていたということなんですね。育成室のほうは委託なわけですね。区がこういうことをやってくださいということで、それに対してお金が払われているということだと思うんですけども、こういった職員の流動的な流用というのが、これがいいのかなというようなことがやっぱり疑問として上がってくるんですね。

それで、こういう欠員に対して補充が行われていたということなんですね。これは大体延べで何日にわたって、こういう欠員補充がこれまで行われていたのかと。こうした委託である育成室から人員が流動的に使われていたということになると、この委託料、どっちが返還するのか分からぬけれども、指定管理のほうが、例えば指定管理料の中からお金を返還するとか、それから育成室のほうがお金を返還するとか、そういうことも必要なんじやないかなというふうに私は思うんですけども、このあたりはどういうふうに捉えているのかということを伺いたいと思います。

○上田委員長 日比谷児童青少年課長。

○日比谷児童青少年課長 目白台第二児童館のところですけれども、目白台第二児童館の施設の中に当然目白台育成室があって、両方とも同じ事業者のほうに指定管理と業務委託という

ところで管理をお願いしているところでございます。

先ほどの委員の説明で、これ流動的にちょっと配置をしていたというところですが、具体的にちょっと日数までは把握できておりませんが、あくまでも暫定的な取扱いということで、恒常にずっと配置していたということではございません。

お互い同じ施設の中で、お互いに補完しながら運営をしていただいているというところで、そういった範囲の中で、委託料の返還とかそういったことにまでは至らないというふうにこちらとしては捉えているところでございます。

○上田委員長 石沢委員。

○石沢委員 この第二児童館の評価結果の資料も見ますと、これ根津と第二児童館で、両方、評価結果の資料が出てきているんですけれども、根津児童館のほうは、7人、非常勤も含めてスタッフが、4月1日の時点で配置されているというふうに見ました。目白台のほうを見ると6人になっているんですよね。その後のシフト表なんかも見ると、おおむね目白台のほうは4日とか配置されている部分もあるんですけど、中には、平日で2人とかないし3人とか、そういうような配置のシフトになっているというふうに思います。対して根津のほうは、大体四、五人くらいが配置されているというようなことで、やっぱりこうした人員が向こうの提案どおりに配置されていなかったということがどうなんでしょう、今、日数については分からぬということでありましたけれども、これ比較では、何かちょっと足りないんじやないかなというふうにも見えるんですけれども、その点、どうなんでしょうか。実際、どれだけ目白台の育成室のほうが、児童館のほうで欠員が生じていたのか。実際、日数は何日だったのかというのは明らかにできますか。

○上田委員長 日比谷児童青少年課長。

○日比谷児童青少年課長 先ほどの流動的に配置していたというところの日数については、ちょっと把握できておりませんで、同じ施設内でのあくまでもヘルプというか、サポートというか、そういった立ち位置での配置ということになります。

根津と目白台第二のほうで、人員配置の差があるというところにつきましては、根津児童館に比べて、目白台第二児童館のほうが利用者数が少ないというところの一つの要因として上げられるかと思います。

そういう想定の利用者数を加味しまして、必要な人員については、計画していただいて、御提案いただいたというところになります。

○上田委員長 石沢委員。

○石沢委員 これ評価理由を見ますと、課長さん、日数については、具体的には把握していないというふうに答弁されていますけれども、適正な運営が行われていたと評価できるというふうに、こういうふうに評価を下しているんですよね、適正だって。でも、今、日数どれくらい期間があるのかということをお伺いすると、それについては把握していないというふうに答えると。これはちょっとやっぱり矛盾しているんじゃないかなというふうに私は思います。ですから、実際にどれだけの日数で、委託である育成室から、やっぱり人員が、必要に応じてというふうにここに書かれておりますけれども、どれだけの日数、どれだけの時間、回っていたのかということは、少なくとも日数については、しっかりと把握をしていくことがやっぱり必要だというふうに思います。所管課によって、モニタリングにて日頃より確認しているというふうにも書かれているわけでありますから、ぜひここは確認をしていただきたいというふうに思います。

それで、あともう一つなんですけれども、この指定管理の評価結果の中の文言を見ますと、割と日曜日にこの児童館を開いてほしいというような、そういう何か要望も結構出ているよう見受けますけれども、昨今の夏の猛暑とか、冬も寒いですし、やっぱり気温のそういう寒暖差の影響なく遊べる遊び場というのは、非常に求められているというふうに思います。こうした児童館なんかも、やっぱり日曜日も開館していくと。いろんな評価報告書なんかを見ると、隣の豊島区は、日曜日にやっているから、そっちに行っているみたいなことも書かれておりまして、ぜひ、この日曜日の児童館の開館というのもやっていただきたいなというふうに思うんですけども、その点、いかがでしょうか。

○上田委員長 日比谷児童青少年課長。

○日比谷児童青少年課長 日曜日の児童館の開館につきましては、指定管理という枠ではなくて、区全体の児童館の在り方としてどうするかというところの議論になるかと思います。そうしたお声も一部いただきしておりますが、そういった声を踏まえまして、今後の検討課題という形として捉えているところでございます。

また、先ほどの人員のところですけれども、なかなか日数は把握できておりませんが、モニタリング等で確認をして、実態として職員が足りてないという状況ではございませんので、そういったところの判断をしているというところでございます。

また、モニタリングだけではなくて、利用者アンケートでも、職員が足りてないからどうだという御意見も出ではありませんので、そういったところで確認をしているところでございます。

○上田委員長 石沢委員、まとめてください。

○石沢委員 ぜひ、日曜日の開館は、お願いしたいなということで求めておきたいと思います。

それで、この目白台と根津の前の指定管理である事業者では、やっぱり人員の水増しですか、そういうので指名停止だとかということも受けているわけで、その後の事業者のところで、向こうの提案に満たないような人員配置の中で、育成室から、人員が必要に応じてこうやって充てられていたということが明らかになってきているわけでありまして、何かちょっとこういうのを聞くと、前との比較でどうなんだということも、ちょっと感覚的にはやっぱりそういうふうになるわけですね。その具体的な日数や時間については、ここで示されてはいないということについては、やっぱり非常に大きな課題があるということで、その点は改めて指摘しておきたいというふうに思います。

以上です。

○上田委員長 小林委員。

○小林委員 この間、令和5年度に指名停止となったワーカーズコープが運営していた根津児童館及び目白台児童館を日本保育サービスが引き継いで、ワーカーズコープの約7割の職員が日本保育サービスに異動し、継続的に勤務しているという経緯がありました。評価を見ると、根津児童館、目白台第二児童館は、ワーカーズコープのときはB評価だったが、日本保育サービスになってCとなっており、千石児童館は日本保育サービスのままであるが、Cから今回Bに上がっており、事業者変更による混乱でCに落ちたなどの理由があるのかどうか、また、変更後に落ち着いて運営ができているのかどうか、確認させてください。

○上田委員長 日比谷児童青少年課長。

○日比谷児童青少年課長 こちらの2施設を比べての評価の違いでございますけれども、2施設並べて比較をしますと、2点差というところになります。ですので、根津、目白台第二児童館と千石児童館、同じ指定管理者になっておりますが、前の指定管理者から変わったことによって、特段何か大きく評価が下がるといったような要素があるというふうには捉えておりません。変わって1年目の評価でございますので、やり始めたばかりといいますか、そういった要素もございまして、アンケートのところであるとか評価のところで、なかなか点数が上がらない部分もあるのかなというところはありますので、それは今後5年間の中で徐々に評価がまた定まってくるのではないかというふうに捉えているところでございます。

○上田委員長 小林委員。

○小林委員 続いて、先ほど選定のところだったので、ちょっと再質問できなかつたんですけれども、人件費のことでやっぱりちょっと、千石児童館は常勤職員給与180万円残っていた。八ヶ岳のほうは177万円残っていたのが、退職補充できなかつたということがあります。また、同じく根津児童館では給与で129万円の残金、目白台第二児童館では261万円の残金があって、収支の乖離がやっぱり気になります。事業計画の立て方がちょっと甘いというか、違うのか、その人員確保の面で、先ほどいなかつたということもあつたんですけれども、その辺の絡みがないのかどうかも確認させてください。

○上田委員長 日比谷児童青少年課長。

○日比谷児童青少年課長 人件費のところですけれども、まず千石児童館のところは、評価報告書にあるとおり、業務要求水準を上回る配置の事業計画になつておつたんですけれども、その中の常勤職員のお1人が途中で退職をしたということが発生いたしまして、新たな正規職員を配置するまでの間、非常勤職員の増員配置により対応していたという事象がございました。そういう中で、常勤のところは黒、プラスで、非常勤のところがマイナスといったような内訳となつたものでございます。

トータルで見ますと、そこまで大きな収支の振れというのではないというふうに捉えておりますので、人件費は適切に執行されているものと考えております。特段人員の確保ができないかったとか、人員が足りなかつたということではないというふうに捉えております。

根津、目白台第二のところにつきましては、これも業務要求水準は満たしていたものの、目白台第二のところは、配置計画よりも非常勤職員が配置できなかつたところがあるというところの要素はございます。

また、これ2施設共通してあることとしましては、運営1年目でございますので、今、雇っている方の昇給とかといったところもございますので、次年度以降のそういう昇給も見据えて、計画を立てているところでございますので、今後、年数がたつにつれ、人件費の黒字幅というのは縮小していく見込みというふうに考えているところでございます。

○上田委員長 小林委員。

○小林委員 分かりました。先ほど非常勤の方の補充とかもあつたりとかして、人員のほうはちゃんと確保されているということと、継続年数のほうが若い方がいらっしゃったということで、今後、以前の資料なんかを見ますと、職員の年齢層が高くて、人件費が嵩むんですよみたいな議論をしてきたときもあつたんですけれども、今、新しい方とかもいらっしゃるということで、今後、ちゃんと離職しないで残つていただけるように、一層の努力をお願いし

たいと思います。

最後に、アンケート結果で、千石の子育てひろばでは、「相談したいが、したことがない」が8名いらっしゃって、遊び場に職員さんがいないという記述もありました。根津では4名、目白台では5名の同意見がありました。せっかく保育の専門家もいらっしゃるのですから、さらにコミュニケーションを取る工夫をされてはいかがかと思うんですけれども、どうでしょうか。

○上田委員長　日比谷児童青少年課長。

○日比谷児童青少年課長　主に乳幼児向けの保護者の方のアンケートの結果なのかと思うんですけれども、そういった職員に相談したことがあるかというところで、したいがしたことはないというところもございますが、職員が逆に常駐していると、ずっと見られているようで気まずいとか、スタッフがいないほうが自由にできるとかという意見もございます。そういったところもございますので、バランスを見て、適宜、うまく乳幼児の保護者の方とコミュニケーションを取りながら運営をしているという状況でございます。ちょっと正反対の意見も、両方出ておりますので、そういったところ、バランスを取りながら対応していくということで確認をしております。

○上田委員長　ありがとうございます。

質疑は、以上でよろしいでしょうか。はい。

それでは、以上で報告事項4の質疑を終了いたします。

○上田委員長　続きまして、一般質問です。

4の方から5件いただいております。お1人、六、七分ぐらいでまとめていただければと思います。

高山委員。

○高山（か）委員　9月議会でも、ちょっと時間なかったんですが、一般質問させていただいて、中学校フェアですよね、前回、中学生フェアなんですが、熱田教育総務課長からも予算費用も含めて検討していきたいと御答弁いただきました。昨日、懇親会でも、区長から、予算のほうしっかりとつけていこうということを力強くお話しいただきました。私、ここに開催前と開催後からも運営に関わった方々から様々御相談をいたしました1人です。ここに、教育委員会宛てに予算要望書、これを8月に作られたものです。それから、実施後の実施報告書というのを8月24日付で作られています。これも私、その場の、作られてからすぐ

共有されました。

中学校10校から187名の子どもたちが参加してきました。

で、予算要望の中では、特に進路フェアに関わる会場設営の備品などの補助、それから作成資料の印刷代の補助ですね、これは各学校に印刷して配ったりもしています。それから、運営に係る必要な人的な補助ですね、特にこのあたりが、やっぱり様々な学校からぜひ参加したいと。で、このホームページとかも見ますと、参加された学校で、7月19日に文京区でフェアに参加します、ぜひ来てくださいというのも載せられています。

で、一番おっしゃっていたのは、窓口が本当に大変で、ボランティアで完全にやっていて、100、200、300という学校から様々、出る、出ない、いろんな受け答えをしていかなきゃいけないのが本当に大変だったというようなお話を聞いているんですね。

ですから、この2月の予算委員会のとき、私も出席しますけれども、予算をぜひ計上していただいて、来年に向けて、区としてサポートしていく。前回もお話をさせていただきましたが、確かに今、先ほど学力テストのところでも、本当に進学塾に行っているお子さんというのは、文教は多いです。ただ、一方で、当然行ってないお子さんもいらっしゃって、進学塾では、いろんな情報は共有して出していますけれども、それでいいというのは絶対ないと思うんですよね。

ですから、ここにも中学校のお子さんから運営に関わって、これは直接参加されたお子さんからとかのお話で、当初予定していた学校以外の話も聞くことかできて、本当によかった。あるいは、このような身近な場所で開催していただいて本当にありがたかったですと、これはお子さんからのお返事もあります。保護者の方からも、様々な御意見もいただいたり、ほか、細かいところは割愛しますけれども、しています。ですから、ぜひ区として前向きに、来年も予算をつけて、しっかり場所も、会場も確保して、なかなか区民センターは狭くて、ではほかでどこかあるのかって、なかなか難しいと思うんですが、熱田教育総務課長からもこのフェアに向けて、開催に向けて、ちょっと意気込みというのをお話を聞きたいです。

○上田委員長 熱田教育総務課長。

○熱田教育総務課長 この進路フェアにつきましては、予算につきましては、今、予算要求をしている段階でございます。年明けにその予算については、全体が明らかになるとは思いますけれども、我々の立場としては、中学校PTA連合会の主体的な取組、こちらを可能な限り支援していくというところで、一つには、いろんな、今、高山委員もおっしゃった会場の部分ですとか印刷代とか、そういったPTAの連合会の経費から去年出していたような部分

というのは、これができればゼロになるような形でしていきたいというふうに考えております。

一方で、この事業、PTA連合会のほうで、もともとスタートが、自分たちがやりたいんですけど、やりたいから支援してほしいというところで始まった話でもあります。ですので、その部分について、私ども教育委員会のほうで、どこまで、いろんな事務的なところですね、そういったところは、できる限り支援はしていきたいと思いますけれども、そのあたりは、これからまたPTA連合会のほうとも調整をして、可能な限り対応してまいりたいと考えております。

○上田委員長 高山委員。

○高山（か）委員 ありがとうございます。繰り返しになりますけど、これも当日の進行状況で、区立小学校から各3名、合計30名と、青少年委員の方から、各委員会から委員各4名で34名、このボランティアで構成して、当日運営していました。人的なものが本当に大変だということをおっしゃっていましたので、ぜひ、そのあたりもいろいろ検討していただいて、本当に子どもたちのためにやる事業ですから、しっかりと区としても取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○上田委員長 小林委員。

○小林委員 先月11月23日、日曜日に、都立入試に使われる英語スピーキングテスト、ESA T-Jが文京区内の都立校などで実施されました。例年、確認させていただいているところですが、幾つか質問させていただきます。

今回の登録人数、受験者数、予備日の受験予定数、トラブルの報告はあったのか。都教委は、生徒が直接連絡できる体制を取っているというふうに言っていましたが、きちんとそうしたことが学校を通して周知できているのかどうか。以上、お答えください。

○上田委員長 山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 3年生のスピーキングテストについては、委員おっしゃるとおり、11月23日の日曜日に実施されました。東京都のほうから公表されている申込者数のほうは、都のほうでは約7万5,000人、受験者数のほうは約6,800人という形になっています。本区のほうでは、9月10日時点で、登録者数のほうを把握しています。800人です。そして、申込み完了の生徒については、763人となっています。それ以外、当日の欠席等については、本区のほうでは、東京都のほうで適切に実施されているというふうに聞いておりますので、把握はしてございませんが、当日、インフルエンザ等での学校感染症の罹患の理由で受験すること

ができなかった生徒が数十名いるというところと、機器の取扱いの本人の問題で2名ほど受験ができず、この生徒たちについては、12月14日、日曜日に追試験という形になってございます。

○上田委員長 小林委員。

○小林委員 分かりました。そのトラブルがあった子たちも、ちゃんと自分から連絡を取ったりとか、そういうことはできているということでおろしいですか。あ、分かりました。

今年も、報道によりますと、受験生が教室に入れなかつたなどの運営上のトラブルも起きていたようですし、文京区の子どもたちが、先ほど御報告いただきましたけれども、トラブルに巻き込まれていないかも含めて、しっかり区のほうでも把握していただきたいというふうに思います。今後、もし区内の中学校のほうから聞き取りなどできるんでしたら、その結果を教えてください。

また、そもそも公平性を保てていないなど課題が多い英語スピーキングテストは、受験に活用すべきではないというふうに思っておりますし、そちらのほうは、都のほうにも今後とも伝えていきたいなというふうにも思っておりますが、区内の保護者の方からも根強くそうした声があるということも御報告させていただきます。

ありがとうございます。

○上田委員長 ありがとうございます。

では、関川委員。

○関川委員 今年の7月の初めに、特別支援学級で、水泳授業を行っていた生徒さんがおぼれるということがありましたけれども、救命措置をやって回復したということですけれども、不幸中の幸いだったなと思うんですが、この件に関して、基本的な調査はもう実施しているんだけど、今後、原因の分析、再発防止等の検討のため、専門的知見を有する学識経験者等に御助言いただきながら、報告書を作成してまいりますと、こういうふうに7月に答弁いただいたんですが、その後、どのように進んでいるでしょうか。

○上田委員長 山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 以前の答弁の中に、委員おっしゃるとおり、基本的な調査はその時点で終わっていまして、今後、原因の分析、再発防止の検討のために、専門的知見を有する学識経験者等の助言をいただきながら報告書を作成してまいりますというふうに私のほうで答弁させていただきました。そうした報告書のほう、現在作成中であります、こちらについては、いずれ時期を見て御報告させていただきたいというふうに考えてございます。

○上田委員長 関川委員。

○関川委員 ありがとうございました。学識経験者って、大学の先生とかですか。そうじゃなくて、教育委員。

○上田委員長 山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 ちょっと今この場で大学名は言えないので、大学の教授に来ていただいているります。

○上田委員長 関川委員。

○関川委員 では、原因解明をきちっとやっていただいて、二度とこのようなことがないようにお願いしたいと思います。

以上です。

○上田委員長 石沢委員。

○石沢委員 私からは、11月の私の一般質問で、国際バカロレア機構による教員研修のことで御質問させていただきましたけれども、その答弁のところで、ちょっと時系列なども整理して、ちょっと確認をしていきたいというふうに思います。

それで、この11月の私の質問に対する答弁で、教育長さんの答弁でしたけれども、教員研修について、令和6年1月の国際バカロレア機構からのオファーレターを受領して、その後に教育局内で検討を行っていったというような、そういう御答弁がありました。

それで、私、情報公開請求をさせていただいて、このオファーレター受領前後の教育局内の検討の記録について、全てということで、情報公開請求をさせていただきました。そうしましたら、公開していただいたのは、令和5年11月30日に行われた区長、加藤教育長、そして藤咲課長さん、それからIBの方という、この4名の方の会談記録というものが出てまいりまして、それ以外には、このオファーレター受領後の検討の記録というものは出てまいりませんでした。

それで、ちょっと確認をさせていただきたいのは、今年の決算委員会のところで、区長さんの答弁でしたけれども、そのときに、私の人間関係の中から、このバカロレアについて話をしてもらいたいということで仲介したのは事実だと、こういうような御答弁があったというふうに私、記憶しているんですけども、この人間関係の中からつないだということが、ちょっと確認したいのは、令和5年11月30日の区長、教育長、あと課長さん、IBの方、この懇談より前なのか後なのか、このことをちょっとお伺いしたい。

それからもう一つは、オファーレターの受領が1月10日にあったという話もございました

けれども、これは今回の11月の一般質問の答弁でそういう答弁でしたけれども、この区長さんが人間関係の中から話を進めてほしいというふうに仲介をしたというのは、オファーレターを受領する前なのか後なのか。このことの2点を、時系列を確認させていただきたいというふうに思います。

○上田委員長 藤咲教育施策推進担当課長。

○藤咲教育施策推進担当課長 まず1点目の、令和5年11月30日の初めの意見交換の前に、区長、当時の加藤教育長のほうから、私、お声かけいただきまして、意見交換をするというふうなお話をいただき、11月30日に至りました。

もう一点、2点目のほうは、仲介したのはいつなのかということだったと思うんですが、そのお話を、11月30日の最初の意見交換の前にお声かけいただきて、11月30日に臨んだわけなんですけれども、仲介をしたというのが、私、お声かけいただいたときなのか、11月30日を指すのかで答弁が変わってくると思うんですが、いずれかになるんだろうなと思います。

○上田委員長 石沢委員。

○石沢委員 分かりました。そうしますと、今、御答弁では、令和5年11月30日の区長、教育長、課長さん、それからIBの方より前に、区長、教育長からお声がかかったということです。そうしますと、11月30日より前に、この人間関係の中から話を進めてほしいということを仲介したということになるのでしょうか。これは、実際に決算委員会のところで、こういう御答弁があったと、まだちょっと私は記憶しているんですけども、こういうことだったというふうに思うんですけども、そういうことなのかということを確認したいんですけども……。

○上田委員長 石沢委員、なるべくまとめて御質問ください。

○石沢委員 人間関係の中から……。

○上田委員長 それだけでよろしいんですか。その確認だけでよろしいでしょうか。

○石沢委員 ええ、そうです。

○上田委員長 では、藤咲教育施策推進担当課長。

○藤咲教育施策推進担当課長 当然、11月30日が初めての意見交換になりますので、その前に教育長、区長の関係の中から、国際バカロレア機構とお話する機会があるから、興味はあるかというふうにお話をいただいております。

○上田委員長 石沢委員。

○石沢委員 区長、教育長から声がかかったということですけれども、決算委員会のところで

は、人間関係から区長がおつなぎしたということで御答弁があるわけであります。ですから、ではこれはやはり区長から、その当時の教育長のほうにおつなぎがあったのか、こういうことになるのでしょうか。

○上田委員長 石沢委員、繰り返しの質問ではなくて、まとめて御質問ください。もう時間があれですので……。

○石沢委員 答弁が……。

○上田委員長 答弁がというか、同じ答弁になりますので、繰り返しではなく、御質問されたいことをまとめて御質問ください。それから、もう一件あるんですよね、御質問が。

○石沢委員 あ、これだけで……。

○上田委員長 よろしいですか。はい。では、まとめて御質問ください。

○石沢委員 区長と教育長から声がかかったということで、ではこれはどうなんでしょうか。誰から誰の仲介だったのかということなんですか。

○上田委員長 成澤区長。

○成澤区長 私の間関係の中から、国際バカロレア機構が自治体との連携について興味を持っているという話が入ったものですから、私が直接判断を下すことではないので、教育局でよく話を聞いて、相談してほしいということになったわけでございます。その後、その人間関係の中での話で、全ては動き出すわけではないので、正式なオファーレターを受け取るという流れになったというふうに理解をしております。

○上田委員長 石沢委員、よろしいですね。

○石沢委員 はい。

○上田委員長 ありがとうございます。

それでは、一般質問を終了いたします。

○上田委員長 その他。

本会議での委員会報告について。文案の作成については、委員長に御一任願いたいのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○上田委員長 委員会記録について。本日の委員会記録については、委員長に御一任いただきたいのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○上田委員長 以上で、文教委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

午後 4時53分 閉会